

230.6  
KE38



始



#1105 名  
✓

230.6  
K438

# 西洋最近世史



早稻田大學教授  
煙山專太郎著

1125  
S. 11  
K. 38

早稻田大學出版部發行

大正  
14. 8. 2  
內交

## 序言

最近一百有餘年の間に共同文明の上に大なる影響を及ぼしたりし民族、及國家の推移、變遷せる事情を追究し、内外政局の開展をば、出来るだけ、現日的に現はさうと云ふが本冊子の目的だが、種々の差支から、しばらく筆を四國同盟の降服に擱かざるを得なかつた。大戦後の史實に關しては、卷末に數項の簡單なる記事を加へておいたが、之は、もとより蛇足である。他日の機會に書き換へらるべきものたるは、言ふまでもない。歴史は、絶えず、書きなほされなければならぬ。此必要は、現代史に於て殊に多い。本冊子のその形式に於ても、内容に於ても、共に頗る不満足なる多くのものを有するは、筆者の自ら承知する所である。偏に祈る、大方讀者の垂教と叱正とを吝まれざらんことを。此

拙き冊子を亡き愛兒の靈位に捧ぐ。

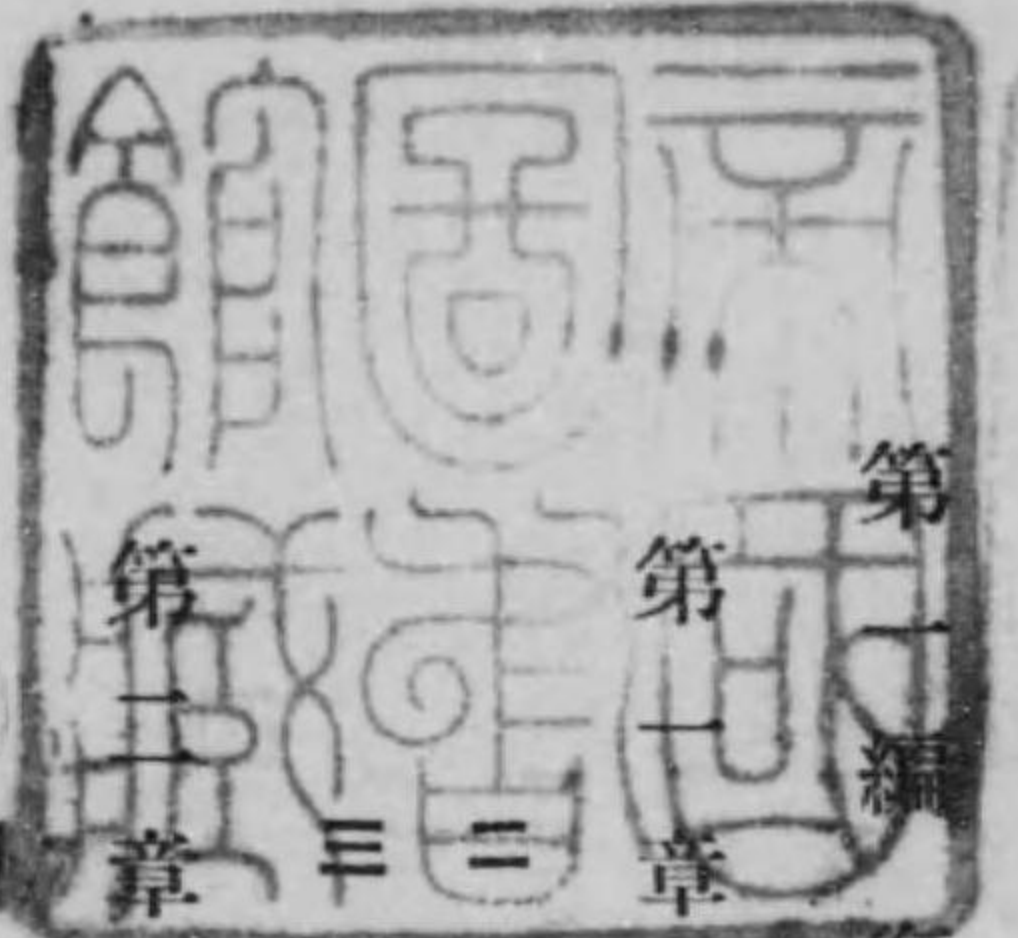
セーヴル條約締結の記念

日たる八月十日(一九二二)

筆者

# 西洋最近世史目次

一 緒言	一
第一編 復古時代	四
第一章 一百年前のヨーロッパ	四
一八一五年のヨーロッパと今日のヨーロッパ	四
三 ヴィーン公會	七
第二章 反動	一五
四 神聖同盟	一五
五 革命精神の遺孽	一八
六 高壓政策	三
七 所謂「ヨーロッパ協調」	六
八 諸公會の干渉政策	三



目次

第二編 民族解放の運動……………三三

第三章 民族、及、國民……………三五

九 民族の概念を構成する諸要素……………三五

一〇 民族思想の由來……………四〇

一一 國民、及、民族運動……………四二

第四章 民族解放運動の發展……………四四

一二 民族解放運動と、ラテン・アメリカ、及、バルカン……………四四

一三 問題のネーデルラント……………四五

一四 新ハーグ王政……………四七

一五 プリヲセル革命……………四八

第五章 ハブスブルグ皇領諸民族の解放運動……………五一

一六 地理上より見たるハブスブルグ皇國……………五一

一七 歴史上に於けるハブスブルグ皇國……………五三

一八 ハブスブルグ皇國內に於ける諸民族の分布……………五五

一九 ハブスブルグ皇國のドイツ人と、ウィーン革命……………五九

二〇 チェコの躍起運動……………六一

二一 ホンガリア王國の興廢……………六四

二二 マデアール人の叛亂……………六六

二三 劃一政策……………六九

二四 一八六七年の憲法……………七一

第六章 ロシア諸民族の解放運動……………七五

二五 雜然たるロシアの諸民族……………七五

二六 スラブの諸族……………七七

二七 ロシアの其異民族に對する政策……………七九

二八 十九世紀初年のポーランド……………八一

二九 ポーランド獨立運動の蹉跌……………八三

三〇 ロシアに於けるウクライナ(小ロシア)の地位……………八六

第三編 民族統一の運動……………八九

三一 無統一の中ヨーロッパ……………九

第七章 イタリアの民族的統一……………九

三二 ナポレオンの統一王政……………九

三三 「覺醒」……………九

三四 「青年イタリア」の活動……………九

三五 ローマを中心とする運動……………九

三六 サルヂニア王國がイタリアの民族的運動の中心となるに至つたる所以……………九

三七 カヴールの政略……………一〇

三八 イタリア王國創業……………一〇

三九 ローマ法皇の地位……………一一

第八章 ドイツの民族的統一……………一一

四〇 十七世紀、十八世紀のドイツ……………一一

四一 ドイツに於ける民族思想の勃興……………一二

四二 ドイツ統一の困難……………一二

四三 大ドイツ主義の弱點……………一三

四四 小ドイツ主義の發展……………一三

四五 プロシアの軍國的政策……………一四

四六 プロシアを中心とするドイツ聯邦の改造……………一五

四七 ドイツ統一の完成……………一五

第四編 バルカン諸民族の解放運動……………一五

第九章 ヨーロッパに於けるトルコ……………一五

四八 アジア、ヨーロッパの中間地としてのバルカン……………一六

四九 バルカン地方の歴史的變遷……………一六

五〇 文明系統上、トルコの地位……………一七

五一 トルコの諸異民族……………一七

第十章 東方問題の由來……………一八

五二 諸民族の民族的意識の覺起……………一八

五三 東方問題とは何ぞ……………一九

五四 ロシアの汎スラブ主義……………二六二

五五 爾餘の列強と東方問題……………二六八

第十一章 東方問題の第一開展(三民族の分立)……………二七一

五六 新月旗下のギリシア……………二七一

五七 叛亂……………二七四

五八 列強干渉……………二七五

五九 三民族の解放……………二七九

第十二章 東方問題の第二開展(エジプト事件)……………二八〇

六〇 エジプトの復活……………二八〇

六一 エジプトとトルコ……………二八二

六二 四國の共同干渉……………二八七

第十三章 東方問題の第三開展(クリム戦争)……………二九〇

六三 東方に於けるロシア……………二九〇

六四 聖地問題と、フランス、及、ロシア……………二九三

六五 クリム戦争……………二九六

六六 バリ條約……………二九九

六七 バリ公會後のバルカン諸民族……………三〇〇

第十四章 東方問題の第四開展(ロシア、トルコ戦争)……………三〇一

六八 新汎スラブ主義……………三〇一

六九 クリム戦争後のバルカンの政局……………三〇五

七〇 ロシア、トルコ戦争……………三〇七

七一 ベルリン條約……………三一一

第五編 立憲制度の起源……………三二四

七二 立憲代議制度の創始……………三二四

第十五章 イギリスの立憲制度……………三二六

七三 イギリス憲法の淵源……………三二六

七四 イギリスの國會……………三二九

七五 名譽革命……………三三一

目次……………三七

七六 改革時代の開幕……………二二三

七七 選挙法改正……………二三八

七八 言論の解放……………二三一

七九 兩大政黨によりて對峙せられたるイギリスの政界……………二二三

八〇 上院の權力、殺がる……………二三五

八一 アイerland自治問題……………二三八

    (一) アイerland事情……………二三八

    (二) アイerland自治運動……………二四〇

    (三) グラドストンの努力……………二四二

    (四) アイerland土地法……………二四三

    (五) 一九一四年のアイerland自治案……………二四四

八二 經濟上に於ける自由制度……………二四六

八三 世界戦争に於けるイギリスの憲政……………二四九

    (一) 軍事内閣……………二四九

    (二) 一九一八年の新選挙法……………二五一

八四 アイerlandの獨立運動……………二五二

第十六章 北アメリカ合衆國の共和政治……………二五八

八五 イギリスの北アメリカ植民地……………二五八

八六 「獨立の宣言」……………二五八

八七 國家聯合より聯合國家に……………二六〇

八八 民主的精神の擴延……………二六三

八九 合衆國政界の二大分野としての中央集權主義と地方分權主義……………二六四

九〇 兩アングル・サクソン民族、立憲制度の比較……………二六六

第六編 立憲制度の普及、並にその發達……………二六九

第十七章 フランス憲法の二系統……………二六九

九一 立憲制度とフランス……………二六九

九二 一七九一年の民主的憲法……………二七一

九三 一八一四年の君主的憲法……………二七三



第十八章 立憲制度の普及に對するフランスの貢獻……………二七五

- 九四 政黨の群立……………二七五
  - 九五 七月革命……………二七七
  - 九六 二月革命……………二八一
  - 九七 短命なる第二共和政……………二八六
  - 九八 第二帝政の專制政治……………二八九
  - 九九 第三共和政、初年の難局……………二九一
  - 一〇〇 一八七五年の新憲法……………二九四
  - 一〇一 新憲法の危機……………二九八
  - 一〇二 その政黨の發達……………三〇一
  - 一〇三 一九一九年の新選舉法……………三〇三
- 第十九章 中ヨーロッパ諸小國の立憲的文明に對する貢獻……………三〇五
- 一〇四 中間地方の小國……………三〇五
  - 一〇五 ベルギーの民主的憲法……………三〇七

第二十章 ラテン列國の立憲政治……………三一五

- 一〇六 スウイス聯邦の出せし新機軸……………三一〇
- 一〇七 統一後のイタリアの政局……………三一五
- 一〇八 選舉權の擴張……………三二八
- 一〇九 頽陶せるイスパニア……………三三〇
- 一一〇 ポルトガルの革命……………三三三
- 一一一 ラテン・アメリカ諸國の進歩の遅々たる所以……………三三五
- 一二二 其絶え間なき内亂と、國際戰爭……………三三六

第二十一章 ゲルマン諸國の立憲政治……………三三九

- (一) ドイツ……………三三九
- 一一三 ドイツ帝國憲法……………三三九
- 一一四 ドイツ帝國の政黨……………三三一
- 一一五 「文化闘争」……………三三四
- 一一六 社會黨の勃興、並に社會黨鎮壓策……………三三七

117 ドイツの保護政策…………… 三四〇

118 ドイツ軌近の獨裁政治…………… 三四一

(二) オーストリア・ホンガリア…………… 三四三

119 二元帝國の二元主義と多元主義…………… 三四三

120 チェホ、其他、スラブ諸族の多元的運動…………… 三四四

121 普通選舉制の輸入…………… 三四六

122 ホンガリアの政局…………… 三四七

(三) オランダ、及、ルクセンブルグ…………… 三四九

123 一八四八年のオランダ憲法附ルクセンブルグ…………… 三四九

(四) スカンデナヴィア諸國…………… 三五二

124 北ヨーロッパの三小民族…………… 三五二

125 デンマルクの民主政治…………… 三五二

126 スウェーデン、ノルウェー國情の相違…………… 三五三

127 ノルウェーの分立…………… 三五四

第二十二章 近代ロシアの内政…………… 三五六

128 時代錯誤たる近代ロシア…………… 三五六

129 貴族專權のロシアの社會…………… 三五七

130 ロシアの國家と教會…………… 三六〇

131 ウィーン公會後の反動時代に於けるロシア…………… 三六一

132 先覺者の輩出…………… 三六四

133 二大思潮の分化、西歐主義と國粹主義…………… 三六五

134 一八六〇年代の諸改革…………… 三六七

(一) 農奴の解放…………… 三六八

(二) 行政上、司法上の大改革…………… 三七〇

135 恐嚇黨と、郷土主義社會革命說…………… 三七一

136 スラブ國粹主義の決死的飛躍…………… 三七五

137 異民族に對するロシア國民化政策…………… 三七七

(一) ユダヤ人問題…………… 三七九

(二) フィンランド問題……………三六二

(三) カヴカスに對する同化の政策……………三六五

一三八 機、熟して社會民主々義、興る……………三六六

一三九 大革命の發端……………三八八

(一) 新政の開闢……………三八八

(二) 官民の衝突……………三九〇

一四〇 立憲制度の結果……………三九一

第七編 産業革命……………三九四

第二十三章 産業革命とは何ぞや……………三九四

一四一 産業の今昔……………三九四

一四二 産業上に於る自由主義の鼓吹……………三九五

一四三 イギリスが産業革命の根源地たりし所以……………三九八

第二十四章 自然の征服……………四〇三

一四四 蒸汽の利用……………四〇四

一四五 海の征服……………四〇五

一四六 陸の征服……………四〇七

一四七 電力の利用……………四〇九

(一) 電信の發明……………四〇九

(二) 電話の發明……………四一一

一四八 郵制の刷新……………四一二

一四九 交通通信界、革命の結果……………四一三

第二十五章 鐵、及、石炭の時代……………四一四

一五〇 鐵、及、石炭の利用……………四一四

一五一 新製造業、及、工場制度……………四一五

一五二 對外貿易の發展……………四一八

一五三 人口の増殖……………四一九

第八編 列強の膨脹運動……………四二三

第二十六章 新時代の開幕

一五四 新時代の性質…………… 四三三

一五五 探 検…………… 四三六

一五六 平和的浸漸…………… 四三九

一五七 優、劣、諸民族、接觸の結果…………… 四三二

一五八 歴史の舞臺の廓大…………… 四三四

第二十七章 近世ヨーロッパに於ける植民政策の先驅

一五九 ヨーロッパ膨脹政策の曙光時代に於ける植民政策の通質…………… 四三六

一六〇 イスパニアと、その龐大なる帝國…………… 四三八

一六一 イスパニアのアメリカ植民地の離畔…………… 四四一

一六二 ボルトガルの海外帝國…………… 四四六

一六三 オランダの植民策…………… 四四八

一六四 二大海國の出現、並にその新植民策…………… 四五〇

第二十八章 大英帝國

一六五 「西ヨーロッパの果てなる隅のイギリス」…………… 四五二

一六六 イギリスの眞使命の發見…………… 四五四

一六七 大英帝國の發展…………… 四五六

一六八 反動としてのマンチェスター學派、並に小イギリス黨…………… 四五八

一六九 層大ブリテン運動…………… 四六三

一七〇 新世界の大英帝國…………… 四六九

一七一 大洋洲に於けるイギリス…………… 四七二

一七二 イギリスのアフリカ縦貫策…………… 四七二

(一) エヂプト占領…………… 四七五

(二) 南アフリカ聯合…………… 四七八

一七三 印度帝國…………… 四八〇

(一) イギリスの印度征服…………… 四八〇

(二) 印度邊境の擴延…………… 四八二

一七四 諸海港、及、諸島嶼……………四八三

一七五 世界に於けるアングロ・サクソン民族……………四八五

第二十九章 フランスの植民帝國……………四八七

一七六 フランス植民帝國の復活……………四八七

一七七 東洋に於けるフランス……………四九一

一七八 フランスのアフリカ大帝國……………四九三

一七九 世界的勢力としてのフランス……………四九七

第三十章 新植民國……………五〇〇

一八〇 飽滿の國から貪食の國へ……………五〇〇

一八一 傳説に於ける膨脹ドイツ……………五〇一

一八二 コンゴ 由國の創建……………五〇三

一八三 ドイツの植民帝國、並に海外に於けるドイツ……………五〇五

一八四 イタリヤの國旗、及、無國旗植民地……………五〇七

第三十一章 北アメリカ合衆國の膨脹……………五二〇

一八五 新共和國の地域的膨脹……………五二〇

一八六 その對外政策……………五二三

(一) 超然主義の標榜……………五二三

(二) モンロー主義の宣言……………五二四

一八七 大内亂に窮極したる合衆國の社會的、經濟的事情……………五二九

一八八 亂後の合衆國……………五三四

一八九 合衆國とカナダ……………五三九

一九〇 太平洋上の合衆國……………五三四

(一) 合衆國の西漸……………五三四

(二) 太平洋上に於けるアメリカ帝國……………五三五

(三) 合衆國の海軍擴張……………五三六

一九一 汎アメリカ主義……………五三八

(一) 西半球に於ける合衆國の地位……………五三八

(二) パナマ運河の開鑿……………五三九

(三) 合衆國の南下……………五四一

(四) 汎アメリカ公會……………五四五

一九二 大西洋の彼岸に於ける合衆國……………五四六

第三十二章 ロシアの北部エウラシア大帝國……………五四九

一九三 ロシア膨脹の性質……………五四九

一九四 ロシアの三圖南策……………五五一

一九五 アジアの征服者としてのロシア……………五五二

一九六 ロシアの中東侵略……………五五四

一九七 ロシアの極東侵略……………五五七

第九編 極東の覺醒……………五五九

一九八 ヨーロッパと極東民族……………五五九

第三十三章 支那の開國……………五六一

一九九 支那文明系統の特立……………五六一

二〇〇 老大帝國、遂に開放せらる……………五六四

第三十四章 極東新勢力の勃興……………五六九

二〇一 支那文明系統の日本……………五六九

二〇二 その外寇と鎖國……………五七二

二〇三 日本の開國……………五七六

二〇四 大政維新……………五八一

二〇五 國權回收の運動……………五八七

二〇六 近代日本に於ける膨脹運動の起源……………五九〇

二〇七 日本の大陸政策……………五九三

(一) 朝鮮に於ける日本と支那……………五九四

(二) 極東霸權の争……………五九五

(三) 日本の大陸政策の意義……………五九八

二〇八 支那に對する列強の侵迫……………五九九

第十編 國際政局の推移……………六〇一

第二十五章 武裝的平和の世界……………六〇一

⑤

二〇九 第二十世紀の初頭に於ける世界の大強國……………六〇一

二一〇 軍國主義……………六〇五

二一一 均勢政策……………六〇七

第三十六章 三國同盟……………六一

二一二 一八七〇年後、ヨーロッパ政局の中心國としてのドイツ……………六一

二一三 三帝同盟……………六二

二一四 ドイツ、オーストリア同盟……………六四

二一五 イタリアの二國同盟参加……………六五

第三十七章 二國同盟……………六八

二一六 フランスの地位……………六八

二一七 ロシアの地位……………六九

二一八 ロシア、フランス同盟の成立……………六三

第三十八章 日本の膨脹飛躍……………六四

二一九 二十世紀の初年に於ける日本……………六四

18世紀13  
の書り、

〇〇

二二〇 イギリスの名譽ある孤立……………六五

二二一 日英同盟……………六九

二二三 日露戦争……………六三

二二三 太平洋問題……………六三

(一) 第二十世紀の初年、太平洋上の形勢……………六六

(二) 太平洋沿岸の排日運動……………六七

二二四 アジア各國民族の動搖……………六九

第三十九章 ドイツの覇制運動と三國協商……………六四三

二二五 ドイツ覇制運動の精神的要素……………六四三

二二六 帝政ドイツの二大國策……………六四五

(一) その世界政策……………六四五

(二) その大「中歐」策……………六四八

二二七 イギリス、フランスの眞摯協商、締結……………六五五

二二八 イギリス、ロシア協商……………六五九

(一) イギリス、ロシアの近接の阻碍せられたる所以……………六五九

(二) 中東、竝に極東に關する兩國の協商……………六六一

二二九 包圍政策の完成……………六六三

(一) フランス、イタリア協商……………六六三

(二) イギリスを中心とする小遊星系統の組織……………六六五

第四十章 兩大國際系統の龍攘虎搏……………六六七

二三〇 中歐二強國の邁進……………六六七

二三一 モロッコ問題……………六六八

(一) 問題となつたモロッコ……………六六八

(二) アルヘシラス會議……………六六一

(三) アガヂールの打撃……………六七二

二三二 ベルリン公會によつて取り殘された諸問題……………六七四

二三三 二元帝國の東南驀進策と列國……………六七七

(一) ベルリン公會後の東方に於ける列強……………六七七

(二) ブルガリアの東ルメリア併合……………六八一

(三) ギリシアのクレータ併合運動……………六八三

(四) マケドニア問題……………六八五

二三四 バルカンに關するロシア、オーストリアの協調……………六八七

(一) バルカンに於けるロシア、オーストリア關係の回顧……………六八七

(二) ロシア、オーストリア協調の生滅……………六八九

二三五 トルコ革命……………六九三

(一) 立憲制度の樹立……………六九三

(二) 新政府が標榜した國民的政策……………六九五

二三六 ブルガリアの獨立、竝に二元帝國のボスニア、ヘルツェゴウイナ  
二州併合……………六九八

第四十一章 世界戰爭前史……………七〇三

二三七 汎セルビア運動、大に起る……………七〇三

二三八 第二十世紀の汎スラブ運動……………七〇六



二三九 イタリア、トルコ戦争……………七〇九

(一) イタリア外交の不振に對して愛國的運動、大に興る……………七〇九

(二) トリポリに於けるイタリア……………七一

(三) 戦争に對する列強の態度……………七四

(四) ラウザンヌ和約の締結、並に三國同盟の再新……………七六

二四〇 第一バルカン戦争……………七七

(一) バルカン同盟、終に成る……………七七

(二) 新月帝國の席捲……………七二

(三) ロンドン會議……………七三

二四一 第二バルカン戦争……………七七

(一) バルカン同盟の潰裂と、ブルレストの平和……………七七

(二) バルカン戦争の結果……………七九

二四二 赤熱せる列強の軍備競争……………七二

(一) 陸軍擴張の競争……………七三

(二) 列強の海軍大擴張……………七六

二四三 平和促進の運動……………七六

(一) イギリス、及、ドイツに於ける和睦の努力……………七六

(二) 兩國協商の談判、不調に歸す……………七〇

二四四 世界戦争の前夕……………七三

第十一編 世界戦争……………七六

第四十二章 世界戦争の青天霹靂……………七六

二四五 サラエウオの悲劇から勃發したドイツ、ロシアの二大大陸政策の決闘……………七六

二四六 イギリス、ドイツ二大雄國の爭覇戰たる眞面目を暴露したる大戦争……………七五

(一) 軍事上、及、外交上に於けるドイツの意圖……………七五

(二) ドイツ、ベルギーの中立を犯す……………七五

(三) イギリスの對ドイツ宣戰……………七五

二四七 ドイツ軍のフランス侵入……………七六

二四八 イタリアの中立、並に參戰……………七六

二四九 海國イギリスの一大陸軍編制……………七五

第四十三章 汎スラビズムの敗退……………七六八

二五〇 東プロシア、及、ガリチアに侵入したるロシア軍……………七六八

二五一 ポーランド席捲せらる……………七六〇

第四十四章 ドイツ世界政策の顛覆……………七七一

二五二 日本の擧兵……………七七一

二五三 ドイツ植民地の運命……………七五五

第四十五章 ドイツ大「中歐」策の實現……………七六六

二五四 作戦に關する東部論者と、西部論者との論争……………七六六

二五五 ドイツ地中海艦隊のコンスタンチノブル通竄……………七六九

(一) トルコの中立宣言……………七六九

(二) ドイツ軍艦の竄入……………七六〇

(三) トルコの參戰……………七六二

二五六 トルコとドイツとの企圖……………七六三

(一) 汎トルキズムの運動……………七六四

(二) 汎イスラミズムの運動……………七六六

二五七 聯合軍のダルダネルス肉薄……………七六九

(一) ガリポリ攻撃の目的……………七六九

(二) 一九一五年三月の協商三國密約……………七七一

(三) 攻撃の頓挫、並に撤兵……………七九二

二五八 メソポタミア遠征……………七九三

二五九 ブルガリア、及、ギリシアの嚮背……………七九五

二六〇 擧兵、遲きに失したるロマニアの敗竄……………七九八

第四十六章 講和の努力……………八〇二

二六一 ドイツ、漸く戦に倦む……………八〇二

二六二 同盟四國の講和提議……………八〇五

二六三 中立國の講和運動……………八〇八

(一) 北アメリカ合衆國の中立と、その大統領の講和周旋……………八〇八

(一) ローマ法皇の平和運動……………八二一

二六四 敗北主義の鼓吹、及、宣傳……………八二三

第四十七章 ロシアの大革命……………八二七

二六五 戦時に於けるロシアの宮中、府中、並に國會……………八二七

二六六 ロマノフ帝業の没落……………八三二

二六七 難局に立ちたる準備政府……………八三三

(一) 勞兵會の勃興……………八三三

(二) 列強の對ロシア策……………八三六

二六八 ポリシェウイキ、遂に天下を取る……………八三七

(一) ロシアに於ける社會革命黨、並に社會民主黨各派……………八三七

(二) ポリシェウイキのクーデター……………八三九

二六九 無産階級の獨裁政治……………八三三

二七〇 東ヨーロッパに於ける平和の克復……………八三五

(一) ロシア、四國同盟と單獨講和……………八三五

(二) ロマニアの單獨講和……………八四一

二七一 ドイツの大「中歐」系統の完成……………八四一

(一) ポーランドの獨立……………八四三

(二) バルト沿海地方並に、フィンランドに於けるドイツ……………八四五

(三) ドイツの大「中歐」系統の一陪星としてのスウェーデン……………八四八

(四) ウクライナ、及、ゲオルギアに於けるドイツ……………八四九

二七二 ポリシェウイキの平和主義と、社會革命黨左派の主戦主義との衝突……………八五〇

二七三 ポリシェウイキの帝國主義……………八五三

第四十八章 兩大海軍國の封鎖戦……………八五五

二七四 北海を挟んで相對峙せるイギリスとドイツ……………八五五

(一) 世界の交通線上に於けるイギリスとドイツ……………八五六

(二) イギリスの對ドイツ封鎖……………八五八

(三) ドイツ、國を擧げてイギリスを咀ふ……………八六〇

(四) ドイツのイギリス空中征伐……………八六二

二七五 潜水艇を以てするドイツのイギリス封鎖の發端……………八六三

二七六 北アメリカ合衆國の干渉……………八六七

二七七 潜水艇政策に關するドイツ當局者の意見の分裂……………八七〇

二七八 ユーランド大海戦……………八七三

二七九 ドイツ、遂にルビコンを渡る……………八七五

第四十九章 北アメリカ合衆國の參戰……………八七九

二八〇 合衆國、洞ヶ峠を下る……………八七九

二八一 名と實とに於て宛然たる世界戦争の實現……………八八二

二八二 ドイツ無制限潜水艇政策の發展……………八八三

二八三 合衆國海軍の援助……………八八六

第五十章 ドイツ軍、最後の決死戰……………八八八

二八四 イタリアの陸軍、潰ゆ……………八八八

二八五 西部戦線に於けるドイツ軍の大躍動……………八八九

二八六 聯合軍、攻勢に轉ず……………八九二

(一) 聯合軍の指揮の統一……………八九二

(二) 合衆國陸軍の渡來……………八九五

(三) ドイツ常勝軍の破綻、並にその退却……………八九七

第五十一章 大「中歐」系統の崩壞……………八九九

二八七 ブルガリア先づ「中歐」同盟を脱す……………九〇〇

二八八 トルコの降服……………九〇二

二八九 何をか平和の基準とはする……………九〇三

二九〇 二元帝國の四分五裂……………九〇七

(一) ハブスブルグ帝國の瓦解……………九〇七

(二) ホンガリアの獨立……………九一〇

(三) ハブスブルグ皇國滅亡の意義……………九一一

二九一 世界戦争とドイツの社會民主黨……………九一二

二九二 軍國ドイツに於ける民主的の運動……………九一六

二九三 講和、並に民主的の改革、促進の努力……………九一九

(一) 民主的政府の組織、成る……………九一九

(二) ベルリン、對、ワシントンの講和談判……………九二〇

二九四 ドイツの革命……………九二三

(一) ドイツ海軍政策、獅子身中の蟲……………九三三

(二) ホーヘンツォーレルンの覇業、仆る……………九三六

二九五 休戦條約の締結……………九三八

附 録 世界戦争後の世界……………九三二

一、世界戦争の性質……………九三二

二、五大強國の斡旋……………九三三

三、五平和條約、成る……………九三四

四、國際聯盟……………九三六

五、世界の面目、一新す……………九三九

六、世界戦争後の國際政局に於ける新均勢……………九四二

西洋最近世史目次終

西洋最近世史

煙山專太郎著

緒 言

人類の地球上に呱呱の聲を揚げたのは、上は地球の進化から、下は生物の進化に至る、極めて悠久なる時の開展の最後の時代に屬するのだが、それでも數十萬年の永い時日をば、辿つて來て居る。しかも、その數十萬年にわたる人類の歴史の大部分は、今日の所では闇黒で、我等が我等の現に有する所の、解明し、著くは理釋し得べき先人の遺物にもとづきて、現代社會進化の跡を探り得べき、所謂、歴史の時代なるものは、漸く最近六、七千年この方のことたるに過ぎぬ。而して、又、之を此、六、七千年にわたる現代人の歴史に就て見ても、その史的變化の著しきは社會の複雑さの加はつて來て居る現代に近づけば、近づくほど、層、一層その度を加へつゝあるを見るのである。思ふに、現代と、今より百年前との思想や、世態上の相違は、百年前と一千年前とに於ける相違の到底、及びも得ざる所だらう。此意味に於て、フランスの大革命及ナポレオンの帝政に因みしヨーロッパ

ツバの大動亂をして、一段落を告げしめた一八一五年に始まり、古今未曾有の世界戦争を目撃した現代に至るまでの最近一百年間は、正に歴史時代中の歴史時代と稱するも過言にはあらざるべく、その變化の多様にして、開展の急激なる、人類の過去に於て、かつてその比を見ざる所である。

我等は、我等のこれから取扱はんとしつつある、この最近一百年間の歴史をば、その所謂、時代思潮のいかに動き、いかに開展したるかに付、便宜上、三の時期に分ける。第一の時期は、假に復古時代と稱せらるゝもので、要するに、多年の動亂に飽き果てたる各國の君主が、かくの如き動搖の再び勃發することなからんを切に願望し、革命の運動によつて創始せられたる變革の存立をヨーロッパに許さず、王政を古に復し、舊制度を昔の状態のまゝに恢復し、即、細言すれば、革命の勃發に先つて、各國の王位に備はつたる王朝をば、それらの國の正統の主権者なりと認め、之をその舊地位に迎へて、その治に満足し、努めて一切の革命的運動を抑束撲滅せんとする時代である。この時代は、革命に對する反動の時代であるから、各國の政治も、外交も、皆、その主治王朝の利害を本位とする精神によつて運営された。一八一五年乃至一八四八年は此時代に概當する。

次の時期に至つて、王朝を本位とする此政略は、敗れて、舊物打破の新時代は、再、到來した。これ、即、革命時代の復活である。此時代の革命運動は二つの方面に向つた。一は、國際の關係に於て、所謂、ヨーロッパ強大國の協調と稱せらるゝ君主外交の因襲を打ち破つて、民族を以て國際生

活上の單位となさんことを要求するもので、之を民族的運動と稱する。一は、各國、國內の生活に於て、王朝や特權階級の獨裁的、專制的の政治を排し、人民そのもの、權利と利益とを保全、伸張せんことを主張するもので、これ即、立憲運動である。第十九世紀以降の歴史は、實に此二大運動によつて、その頁の大半を埋められて居る。

第三の時代は、民族的運動によつて、民族的獨立、若くは統一の目的を獲得し、又、立憲的運動によつては、專制警察の王朝政治を撤して、政治上に於て民意の參與を認むる議院制度を採用するに至れる列國が、物質的文明の進歩に連れて、その國力の驚くべき發達を實現し、その結果、國際競争の熱度は、加速度を以て加はるに至り、各國は、最早、その局限せられたる境域内に跼蹐すること能はず、若くは、之を肯んぜず、その蓄積に蓄積せられ、増殖に増殖せられたる横溢する物質的並に精神的の資材を傾けて、外に向て、大にその國家的國民的利權を擴張せんとするの膨脹時代である。一八七一年以降の現代は、即、これに屬するのであつて、世界戦争の禍機、そのものも、亦かゝる状態に胚胎せしものである。以下、序を追うて述ぶる所の編章中、第一編は、復古時代、第二編乃至第六編は革命時代、第七編乃至第十編は膨脹時代を説くもので、最後に、曠世の大戦亂並に亂後の現代に及び、こゝに筆を擱く。

## 第一編 復古時代

## 第一章 一百年前のヨーロッパ

## 一 一八一五年のヨーロッパと今日のヨーロッパ

一八一五年のウィーン公會は、二十餘年この方、全ヨーロッパを擾亂しつゝあつた大動亂を終結し、多くの重要な問題に決裁を與へてくれた劃世的の出來事である。今、大革命から、一八一五年までに至る此大動亂の中に身を於きて、その前の時代と、それから後の時代とを比べて見れば、何はともかくも、變化の甚しきに愕かされる。ヨーロッパ人民の思想の上に、將た其社會的諸制度の上に、齎らされたる大なる變動の、全く以て人類過去の歴史の上で、あまりその類例のない所たるに氣付く。大革命前のヨーロッパに於ける社會制度は、封建の中古的階級制度にして、個の活動は、政治上は勿論のこと、社會上にも、經濟上にも、將た文教上にも、甚しき制限を受けて居つた。寧ろ多くの場合に於て、個人的活動の自由は、全然、許されてなかつたと言つても言ひ過ぎではなかつた。換言すれば、今日の意味の民主主義なるものは、當時には、スイスに於ける外に、存在しなかつたのである。イギリスや、アイルランドや、ネーデルランドには議會の制はあつたが、選舉權は、富裕

なる地主や貴族の手に專握されて居つた。ヨーロッパの殆んどすべての國の政治は、絶對君主政であつたのである。尤も、絶對君主政は物質的並に精神的餘裕の發達に伴ひ、人民自ら政權の運営に任ぜんとする要求の兆したる時代に於てこそは、時代後れの制度たるを免れまいけれども、政治の規模の極めて小なるに、一般人民の知識の朦朧なる往時に在ては、必しも不適當なる惡制度を以て唾棄すべきものではなかつたらう。

かくの如くに社會内部の生活の今日とは大にその趣を異にして居つたのみならず、一百年を中に夾んだる古と今との國際政局にも、驚くべき相違が存在した。先づ之をヨーロッパ大陸の末端から數へ上げて見るに、一八一五年のイギリスは、已に大ブリテン島とアイルランド島との合衆王國をなして居たし、イベリア半島も、イスパニア、ポルトガルの二國をなせる三百年以來の狀勢をそのまま持續して變る所なかつたし、フランスも、大西洋、ピレネー、地中海及アルプなるその自然の境界線の中に統一せられ、その、東方の境が、ウァーシュの嶺ならで、ライン河を以てせられて居つた。又スカンデナヴィアの三國では、ノルウェーがデンマルクを離れて、スウェーデンと身上合同をなすに至つたが、これとても、畢竟するに、三國の間に於ける離合の變化たるに止まり、外部からの勢力の之に及んだと云ふことはなかつたし、更に東ヨーロッパのロシアも、バルト沿海州を除けば、大體に於て、今日と大差なき境界線を保つて居つた。變局の最顯著なりしは、西はラインの流域より、

東、ニーメン河に至り、ドナウ河の流域をも之に包容して、南の方、遙にイタリア及バルカンの兩半島に及ぶなる所謂、中ヨーロッパに於ける諸民族及諸國家の運命であつた。此の地帯に於ては、ベルギーとオランダとを併せてオランダ王の統治に委するネーデルラント王國なるものがあつた。スウイス聯邦の現状は、百年前に於て定められた所だが、その以東及以北のドイツと、以南のイタリアとは、獨立及半獨立の大小無數の國家の割據する所であつた。ナポレオンの強手に、或は滅ぼされ、又或は併合せられて、統一の方途に向て著しく進展し得たるドイツの聯邦は、今は、三十九個の主權國家から構成せられ、神聖ローマ帝國なる歴史的の光りこそなければ、オーストリア帝國は、やはり、之が牛耳を握つて、その領土は、ボイ河の畔にまでも蔓つて居つたから、プロシアの領土をば、残らず包容して居るけれども、オーストリアのそれをば、全然、除外したる十九世紀の七十年代を以て成れるドイツ帝國とは、全くその面目を異にするものであつた。而して又オーストリアの領土を除いたるドナウ河の流域及び之に連接せるバルカン半島は、ヨーロッパに於けるトルコ帝國の渾然たる、破綻なき一大領土をなして居つたから、當時の中ヨーロッパには、チエホ・スロウキア、ハンガリアの兩共和國も、セルボ・クロアト・スローウェン、ロマニア、ブルガリア、ギリシアの諸王國も、なかつた。

目を轉じて百年前に於けるヨーロッパ以外の諸大陸を觀ぜんか、南北アメリカの各植民地は、此頃

に於て、漸く其母國たるイギリスやイスパニアから獨立し得たばかりで、海のものとなるか、山のものとなるか、何人も、其運命を卜し得なかつた。暗黒大陸は、その沿海の僅小の部分より外、ヨーロッパ人には知られてなかつたし、オーストラリアの如きは、北アメリカの植民地を失つたイギリスが、始めて之に注目し出したと云ふ位のものであつた。更に極東の支那と日本とに至つては、ヨーロッパ人の其近海に出没するものなきに非ず、ヨーロッパ人と一部の土人との間に、極めて不規則なる交易の行はれざるには非ざりしも、兩國は、頑固にも、鎖國の政略に執拗しつゝあつた。

### 三 ヴィーン公會

此大戰亂後、ヨーロッパの全局にわたる改造の大事業は、實にオーストリアの國都ヴィーンに開かれたる公會に託せられたのであつた。思ふに、ヨーロッパの近世史上に於て、最初の最大なる政治上の國際的會合を以て目せらるべきものは、彼の三十年にわたる政教上の大動亂に終末を附けたるウエストファリア公會そのものであるが、爾來、今日に至る二百有餘年の間に於て、歴史的意義の重且大なる點に於て、正にウエストファリアの大公會に比すべく、否、多くの點に於て寧ろ之を凌駕すべきものは、唯二つあるのみである。それは、言ふまでもなく、ヴィーン公會と、最近のバリ公會とである。



一八一四年五月三十日から二個月以内に召集せらるべき筈であつた公會は、同年の九月に始まつて、翌年六月九日、ウィーン公會最終決議書の調印せらるゝまでかゝつたから、都合、九個月を超ゆる日子を閲した譯だが、しかしながら、會議の正式に開かれたのは十一月中旬からで、それまでと云ふものは、オーストリア皇室が特置した歓迎攝待の委員のもてなしで、招待會やら、夜會やら、舞踏會やらの宴會は、連日連夜、仕切りなしに行はれ、重大な使命を齎した遠來の珍客も、寧ろ之がために困殺せらるゝの有様であつた。來會の顔振れを見るに、實に當時のヨーロッパ政界の粹を鍾めたもので、オーストリア、ロシアの兩帝、プロシア、バウリア、ウルテンベルヒの三王は皆親しく之に列したし、フランス王を代表しては、タレーラン Talleyrand が出席したし、イギリスからは外務大臣カッスレー Castlereagh と、ウァーテルローの猛將ウェリントン Wellington とが出かけて行つたし、プロシアの全權としては、ハルデンベルヒ Hardenberg と、ウィルヘルム・フォン・フンボルト Wilhelm von Humboldt ロシアからは、ネッセルローデ Nesselrode が參列した。而して公會の明星として、陰に陽に大なる勢力を占めつゝありしは、開催國の宰相メッテルニヒ Metternich であつた。トルコを除くすべての國は之に代表されて、君主國からは九十人、小君主の代表者としては五十二人が列席したと註された。

公會が差當つて處理しなければならぬ問題は、二つあつた。一は帝政崩壞後のフランスの善後を

如何にすべきやであつて、今一つは、直接間接にフランスの支配する所にして今や無主の邦土となりし多くの地方をば、いかなる精神に則りて處分し、如何に戰勝列國の間に配分すべきやであつた。前者に付ては、公會の開會前、列強に於て、ブルボン王朝を復することに意志の合致を見たが、後者に付ては、關係列國の間に大體二つの考が行はれつゝあつた。之に付て必ずしも一般的原则を立つることを爲さずして、列強の協調により、彼等相互の都合に本づきて隨時宜しきに之を解決するの方法であつて、之をば都合主義又は時宜主義と云ふことが出来る。戰勝諸大國は皆此主義に傾いて居つたが、フランスのタレーランは、強と衆とを恃んで兎角に専横の振舞ある列強の態度に憤懣に堪へず、公會の席上、奮然、起て、敗殘のフランスと、劣弱の諸小國との爲めに、公法主義なるものを提唱した。彼は此主義により各國はその正統なる世襲王朝に屬するものであるから、すべての舊領は、これ等正統君主の手に返還されねばならぬものであると論じた。由て、彼の主張には亦正統主義の名もある。此正統主義は或點に於て却て列強の利とする所であつたので、彼等は之をも迎へ、從て公會の議決の一半は時宜主義により、他の一半は、正統主義によつて裁定せらるゝの結果を見るに至つたのである。

此の如くに、タレーランは、公明の議論を翳し、雄辯を以て、列強の全權委員と樽俎の間に折衝したけれども、公會に於ける議事の方法は、寔に専恣を極めたもので、列國の全權を網羅したる總

會議の開かれたることは、至て少く、また、よし開かれたにしても、實質に於て何等重きを置くに足るものならず、多くの事件は關係の廣くして、全ヨーロッパにわたり、二、三強國の之を專斷するを許さざるものありしにも拘らず、徹頭徹尾、四個の第一等國 *Tetrarchie* 即ち、オーストリア、イギリス、プロシア、ロシア（一八一八年のアーヘン *Aachen* 公會後は、フランスも、亦、之に加はつて、五大國 *Pentarchie* となつた）の私の商議によつてのみ裁定せられ、特別の場合に限り、纔にイスパニア、ポルトガル、スウェーデンの三國をして之に參與せしめたるに過ぎなかつた。これ四大國の間には、已に祕密條約ありて、大抵の重要事件はその中に豫定せられて居り、ウィーン公會は、單に之を正式の約文として定むるに外ならなかつたからであつた。但し、四大國の橫議專恣と云つた所で、決して絶對無制限なるものではなかつた。彼等は、彼等の一團としてこそは、傍若無人に振舞うたけれども、彼等の各の特別の利益問題に關しては、冥々裡に暗闘し、牽制し合つたのである。小國に對しては、暴君の如かりし彼等も、ナポレオンのその武力を專にして、跳梁跋扈し、列國をして枕を高くして眠ること能はざらしめたるに痛く懲りて、不言不語の間に、十八世紀の外交政略であつた均衡主義に固執し、何れの友國と雖、他國との釣り合ひと云ふ事の以上に領土上なり、その他なりの利益を專斷するを許さなかつた。彼等が新得の利權はこれ皆、他國に對する代償として獲得せられたるものに非ざるはなかつた。而して此場合、犠牲に供せられたるもの、小弱の國

であることは、もとよりである。

是より先、ナポレオンのロシア遠征軍の壊滅に歸するや、プロシアとオーストリアとは、斷然ナポレオンと絶つて、イギリス及ロシアと結んだ。これ即、一八一三年の第四回の對ナポレオンの連衡で、此等の四國は、自ら同盟國 *Allies* と稱し、ライプツヒに勝利を占むるに及んで、フランクフルトに條約を結んで、フランスの領土を一八〇〇年の現在分まで縮小することを約束し、更に、フランスの國內に侵入して、翌春シャチヨン *Chaillon* の條約を以て、一層フランスの領土を削りて、一七九二年の現在分までにすることを申し合せ、なほも四國の結束を鞏固にせんがために、三月一日、シヨモン *Chaumont* の條約を結び、フランスにして、若し、四國の提議する講和條約を容れざるが如き場合には、四國は、四國並にヨーロッパの一般的平和のため、一致してフランスに對する征戰を繼續すべきことを約した。該條約には、尙、密約が附屬して居つて、之によつてドイツや、イタリアや、その他の諸國の處分法の大體が豫定せられた。同年五月三十日、フランスを相手國として關係列國が結んだパリの和約は、實に、此シヨモンの協定を基礎とするものであつた。

かくの如くに協調せる四大同盟國は、革命に對する王朝的利益に於て全く同感同情するものなので、彼等は多くの點に於て革命前の状態に恢復せんとする**旧統主義**をば、とりあへずフランス、イスパニア及ナポリの諸國に適用することとして、ナポレオンのために驅除せられたブルボンの諸王

をその舊位に復したが、但し此主義は或は廢位され、又或は隣國に併されたる多くのドイツの小國には當て倣められなかつたし、又、イタリア、ドイツの共和國や、自由市府や、將た教會領も、一切、此特典から除外せられた。復古は、全然、世襲的王朝にのみ限られたる一種の時宜的主張たるに過ぎなかつたのである。

以上の諸問題は四大同盟國の都合と、諸小國の實力なくして詮方なきの泣寝入りとで以て、容易にとりきめられたのだが、彼等に利害の關係の大なる沒收領土分配の問題に關しては、之に對する大體の協定ありと雖、四國は往々にして激争し、その結果、談判の破裂せんとするが如き事もあつた。ロシア軍の占領せるポーランドと、プロシア軍の占領せるサクソニアとに於て殊に然り。しかしながら、是等も幸にして、推讓によつて解決せられ、遲滞に遲滞せし議事も、ナポレオン再現の急報に、俄にその歩を進むることとなり、ヨーロッパの新地圖は、かくて出來上つた。此際、四國の當局者は、統計委員 *Commission de Statistique* なるものを任じ、何等問題の地方の住民の意向感情を念頭に置くと云ふことなく、その歴史や、地理上の條件を忖度すると云ふことなくして、單に廣袤と人口と收入の總額との三點を標準として、出たら目に土地の分合を行つたその結果は、左の如くである。ナポレオンを撃破せる第一の功勞者たるイギリスは、其海上に於ける一切の新占領地を保有することを許された。ヨーロッパに於てヘリゴランド、モルタ *Malta* の占領權、イオニア七島の保護權、

ヨーロッパ外に於て喜望峰、イール・ド・フランス *Ile de France*、セーシェル群島 *Seychelles*、錫蘭、もとフランス領西印度諸島中のサン・ルーシー *Saint Lucie*、タビュー *Tahiti* 及トリニダードを得た。ワルシャウ大公國の大部分はポーランド王國と稱せられ、ロシア帝その國王となり、但しクラコーを以てロシア、オーストリア、プロシア三國の保護の下にある中立共和國とした。オーストリアはコンスタンツ湖に至る迄のチロール *Tyrol* 及ファアールベルヒ *Vorarlberg* 並にザルツブルグ *Salzburg* の舊領を回復し、ワルシャウ大公國中の東部ガリチア *Galicia* を得、ダルマチア *Dalmatia*、イストリア *Istria*、ロムバルディア *Lombardia*、ヴェネチア *Venetia* を加へ、後の二者を以てロムバルディア・ヴェネチア王國とした。

プロシアは、ワルシャウ大公國のポーゼン州 *Posen*、エルベ河岸のサクソニア州、ウエストファリア州を再取し、新に下ラウジッツ *Lausitz*、新フォーアホムメルン *Vorpommern* 及ラインラント州を加へた。フランスの再、ヨーロッパの平和を害するが如きことなからん様、その東北の境にネーデルラント王國を新建し、その王をして又ルクセンブルグ大公の位を兼ねしめ、なほプロシアはザールの *Rhein* 河畔に於て、パツリアはライン左岸に於て、サルデニア王國は、アルプ方面に於て之を監視する。かくてウィーン條約では、一七九二年の國境まで縮小せられたフランスの境は、一八一五年十二月二十日の第二バリ和約では、更に一七九〇年の現在分まで縮減されたのである。

ドイツはオーストリア、プロシア、ハンノフェル Hannover、サクソニア、バワリア、ウルテンベルヒ等の帝國、王國、大公國、公國の三十五國と、プレーメン、リウベック、ハンブルグ及フランクフルトの四自由市府とより成る聯邦となつた。該聯邦内に於けるハプスブルグ家の領土は、上及下オーストリア、ボヘミア、モラビア、チロール、カリンチア、カルニオラ及ホンガリアだけで、ガリチア、ダルマチア及ロンバルヂア、ウエネチアは聯邦外である。又、プロシア領のポーゼン及東プロシアも、これ亦聯邦には屬せぬ。外國君主にして聯邦に加入せるはラウエンブルグ Lauenburg 及、ホルスタインを領するデンマルク王と、ルクセンブルグ大公たるネーデルランド王と、及ハンノフェル王たるイギリス王とである。

イタリヤもドイツ同様、相變らず支離を極めて居る。南部の兩シチリア王國、即、ナポリ王國は、ブルボン王朝の手に恢復され、ローマ法皇領も彼に返り、サルヂニア王國はピエモンテ Piemonte を復した外に、ジエノアを獲得した。此の外、トスカナ公國 Toscana、モデナ公國 Modena、バルマ公國 Parma 等の諸小國があるが、何れもハプスブルグ家の近親たる公又は女公のものとなつた。

爾餘の第二等、第三等の列國は、同盟四國のために致せし功勞の大小によつてそれ々に賞罰せられた。イスパニア、ポルトガルの二王國は復古し、スウェーデンはノルウェーをデンマルクより割取し、スウイスは其の領土を加へて永久中立國となつた。

これ全一二三箇條から成るウィーン條約の大綱で、調印の當時に於て締結各國の有し得し諸の關係と事情とを如實に表明したものであつたが、しかしながら、イギリスは尙之を以て充分平和を確保するに足らずとし、同盟列強に慫慂して十一月二十日、更にバリに於て四國の間に條約を締結し、ナポレオン並にその家族の異圖に備へんことを約束した。これは單にフランス一國に於ける特別の危険のためたるに過ぎなかつたけれども、所謂ヨーロッパ協調の精神は既にこゝに表はれて居る。ヨーロッパの平和はかくの如くにしてウィーン條約に依て克復された。が、各國國情の流轉は瞬時も止むの時がない。この時から一百年の後、世界戰爭勃發の前夕に於て、公會が定めたる舊境を保持しつつありしが僅にスウイス、イギリス、イスパニア及ポルトガルの四國に過ぎざりしと云ふの事實は、會々以て政局の發展のいかに急激なるものありしかを示すものでなければならぬ。さあれ、公會が準據せし政治上の主義精神には、いかに過誤あり、缺陷ありとしても、その條約は、ともかくもこれから十有五年、否、三十年にわたる平和をヨーロッパに齎したものであつたのである。

## 第二章 反動

### 四 神聖同盟

ウィーンの諸條約は、純然たる政治上の條約で、全然、宗教的の臭味を帯びては居なかつた。然る

にロシア帝アレクサンドル一世は、宗教上の道念に靈動せられて、新に成れる國際的結合を以て單純なる政治的のものたるに了らしむるを欲せず、尙も之に宗教的精神的色彩を附加して、ヨーロッパの平和を恆久ならしめん途もがたと考へた。元來、神祕的性格を有せし帝が此俄の博愛的發心は、彼の親友たるポーランド人ツアルトリスキヤ *Chartorysky* 公の理想論と、クリュードネル *Krüdner* 男爵夫人の神祕主義との感化によるもの尠からざる様である。夫人が一書を帝に上つて、諸君主の間に神聖同盟を結び、列國互に友愛の誼を以て世界を革新するは、今やその時なることを説いたのは、一八一三年のことであつた。

此の如き宗教的條約を結ばうと云ふロシア帝の發案に對して、プロシア王は直に同意を表した。彼は、第四回連衡の結成の方、アレクサンドル帝と親交あり、自身亦敬虔の念、深き人物であつた。オーストリア帝も亦、ロシア帝に敬意を表する意味から、格別之に反對すべき理由なしとし、こゝに於て三帝王の意志全く合致して、一八一五年九月二十六日、パリに調印せられたるものは、即、世に神聖同盟と稱せらるゝ所のものである。該條約は三個條の簡單なるもので、その序言には左の文がある。曰、「本條約の唯一の目的は、三帝王が、各自國の行政並に他國政府との政治上の關係に於て、すべて基督教の教義、即、正義、慈善及平和の教義を以て、各自行爲の唯一の規則となすの固き決心を全世界に告白するにある。而して上記の教義は、單に私生涯にのみ之を適用すべき

ものではなくして、却て人間社會の制度を安固にし、且その不完全を矯正するの唯一の手段として、帝王の決心を直接に左右し、且その一切の行爲を指導すべきものなのである」と。締盟三帝王が各人、互に兄弟を以て見よてふ聖書の教に遵つて提携結合し、同一家族の三分家である、ロシア、オーストリア及プロシアを支配すべく、神の委託を享けたるものとして、平和のために、互に相援護すべきを約するものである。該條約の發表せらるゝや、即日、パリに於て、締盟三國軍隊の盛大なる觀兵式が行はれた。

打ち見たる所、該條約は、その文面の模糊たるが如くに又無害なるものであらうと思はれた。カッスルレーは、之を評して、無意義の神祕物 *Piece of Sublime mysticism and nonsense* であると云つたし、メッテルニヒは、又、空言 *Glorious nothing* のみと嘲り、實際政治家は、多く之に重きを置かなかつたのである。ローマ法皇亦、舊教會の離反者たる正教のロシアと、新教のプロシアとを加へたるかくの如き宗教上の宣言を喜んで迎へる譯に行かず、此の企には不賛成であつたが、締盟三國からして勸誘を受けたる列國の中、イギリスの攝政王は、趣旨には、滿腔の贊同を吝まざるも、憲法上、王の名によつて之に加はること能はざるを理由として、謝絶した。しかしながら、フランスは、同年直に之に加入したし、その他の小國も、追々と加入を申し込んで來たので、ヨーロッパ大陸の大部分を網羅したる一大宗教的國際團體がかくして出來上り、終には、當初の純精神的性質を沒

却して、政治上の或特殊の主義傾向を助長せんがための用具に供せらるゝには至つた。

## 五 革命精神の遺孽

同盟四國は、ウィーンの條約に於て、各國の境界を劃定して之を保障したけれども、各國の内政上に關しては、何等約する所なかつたし、又、神聖同盟の三國も、同胞の精神によつて、宗教、平和及正義の保護のために、その臣民を指導すべきを約束したが、いかに之を指導すべきやに付て、もとより言明する所はなかつた。ナポレオン蹉躓後のヨーロッパ政界の大立者として濶歩せしメッテルニヒと、ロシア帝とは、此の點に於て、はしなくも、其の意見を異にした。神聖同盟の締結を以て新時代の曙、到れりと夢想したアレクサンドル帝は、これまで軋轢鬭争、殆んど寧日なかりしヨーロッパの列強が、翕然として所謂、大同盟の大旆の下に集まり、平和のために貢獻するに至つたりし所以のものを以て、これ全く輿論の膨脹せるがためであるとし、以爲、新時代の精神は、各國の人民をして立憲的要求に趨向せしめたから、列國の當局者たるもの、その國內の制度を規定するに當つては、須く先づ、その人民の感情を酌量せざるべからずと。彼は、かくの如き考からして、フィンランド大公國とポーランド王國とを立憲國家として編制し、之に賦與するに、貴族の代表者を以て成る所の議會を以てし、絶對政治でないが、さりとて、また純民主政治にもあらざる中間的の

新制度を立てたのであつた。これ、實に彼が當時、懷抱しつゝ、ありし保守的自由主義の理想を實現したるものであつた。アレクサンドルは流石に、憲法をロシアのものに布くと云ふことをば敢てしなかつたが、フランス王を初め、ネーデルランド、スイス、ノルウェーの諸國は、皆、此際、憲法を制定したのであつた。尤もフランスのは、專制が平和擾亂の源となるべしてふ掛念からして、列強がパリ條約に於て要求した物であつたが、これ等の憲法は、實は何れも、貴族的なもので、人民の參政權なるものは、甚しく制限せられ、あれどもなきが如くであつた。

が、何れにしても、これ等諸國の採りし此措置は、フランス革命の精神の決して消滅せず、其遺孽の尙、所在に蟠まりつゝあるを豫想したる彼等の先見に出でたるもので、彼等の此憂慮には敢て根據なき譯ではなかつたのである。抑々フランスの革命黨が一七八九年八月二十六日を以て發布して天下に標榜したる人權及公民權宣言に於て力説せしものは、人類天賦の自由權なるものであつた。自由の思想は内外二つの形式に於て實現せられる。一は外的自由にして、人民の團集がそれ自らを以て自由なるものとし、一切外部の統制を容るゝことなからんと固執すること即これであるし、今一つは内的自由にして、内に於て政治に民衆的形式を採用し、一人の獨裁者若くは特權階級の專恣に事を放任することなく、民衆、それ自らが政柄を左右せんとすること即これである。此外的自由こそは、國際生活に於ける民族主義の要求であるし、又、内的自由は、國內生活に於ける立憲民主の憧憬であ

る。人權及公民權宣言の第三條に、國民と云ふ一種の人格を認め、主權の淵源を以て此國民そのものにありとし、國民より出でざる權力には、一切、承認を與へないのは、これ即、所謂民族主義の原理を認めたるものである。民族又は國民は、同一の法律の下に生活せんことを望む所の人々を以て組織せられたるものであるから、彼等は、斷じて己の民族に屬せざる、又は己の承認せざる外國人によつて支配せらるべきものではないし、又、その全部は勿論だが、よし一部分にせよ、外國に併合せらるべきものにも非ざるの理由は、これに出づるのである。換言すれば、國民は他に依屬せざる、不可分の渾一體である。又同じ宣言の第六條に、法律は總意の表現たり、すべての公民は、己自らか、又は己の代表者によつて、法律の制定に參與するの權利を有するものとあつて、政機の運轉は、すべて國民の協贊を経ざるべからざるの原理を確立して居るが、すべて國家が憲法を制定し、國會を開設して、その人民に參政權を與へるのは、これ一、二の爲政者をして、私情によつて公器を濫用し、以て國事を誤ると云ふ様な專恣の行なからしめんがために外ならぬ。

思ふに此民族主義と立憲主義とは、大なる自由思想の二つの現はれ方たるに過ぎないのであるから、全く調和して互に助け合ふこともあるが、いかなる場合でも、又何時でも、必ず相一致して實現せられるとは限らぬ。内に民主的政治の形式を採用するにあらざる國家にして、尙且、外國の統制を超越し、有力なる一強國として立つものゝ存すると同時に、又、外國の優勢なる權力のために、自

己の領域以外に於ては、全然、獨立の行動の許されざる様な國家にして、内に民主的の政體を擁すると云ふ様な實例は、歴史上には、絶無なりとはせぬ。しかしながら、かゝる分離的現象の往々にして存するに拘らず、此自由の二つの表現の間には、有機的の密接なる關係があつて、すべて獨立にして、有爲の活動を試みんとする民族であるならば、必や同時に此二つのものを要求しないと云ふことなく、彼等にして、かくして若しこれ等の自由の一つを攫取するに成功せんか、必や、又、他の一つをも求めて、國際、國內の生活に於て、自恃にして苟も他に依存することなからんとする自主と獨立とを徹底せざるは止まざらんとするのである。

然るに、今譯て一八一五年大亂終熄後に於ける各國内外の政局を見るに、フランス國民が革命及帝政の戰爭によつて、四方に宣傳し、專制の下に懊惱せる各國人民をして、箠食盡業して之を迎へしめたる革命の精神の、著しく蹂躪せられつゝあるの事實を發見せざるを得ぬ。ウィーン公會が主として同盟四國の力で以て劃定したる邦土の分合は、殆んど一つだも、民族的獨立を保全するの趣意に適合して居ないと云つて差支ないし、又、内政上でも、神聖同盟の中堅たる東ヨーロッパの三大國の、依然として革命前の獨裁制度を支持しつゝあるは勿論、憲政に於て先進のイギリスに於てさへ、大陸の革命に懲りたる保守的反動のために、議院政治は、一時行き惱みの姿を呈して居たし、フランスその他の立憲國でも、前述の如きていたらくに沈んで居たのであつたが、さりながら、これ等

は、これ、要するに、政局の外観のみ。滾々として湧き止まぬ民間革命の源泉は、相變らず、深く人心の奥底に潛んで居たのである。

## 六 高 壓 政 策

此事の間違ひのない事實であつた事は、一八一五年後のヨーロッパ政局の歴史、充分に之を證明するが、しかしながら、いかにせん當時に於ては、民主自由の運動の時機は、未、熟せりと云ふことは出来なかつた。此形勢を洞破し、ロシア帝の寛容的理想主義に對立して、反動政策を内外の政局に徹底し、ヨーロッパの再度の動搖を防止するの任に當つたものは、オーストリアの宰相メッテルニヒであつた。彼は、革命反對の復古精神を代表するもので、その政策は蓋しハプスブルグ皇國の歴史的発展の自然の果實たるに外ならなかつた。雖然たる無數の異種民族を以て構成せられて居るオーストリアの如き國は、民主自由の革命の原理にして、これに輸入せられ、諸民族、皆、自由の權利を主張することともなりたらんには、土崩瓦解の外なきは火を賭るよりも瞭である。これメッテルニヒが責任ある當局者として、彼の國內に於ける革命思想を撲滅せんことを以て、皇國の存在と發達とのために、止みがたきの政策であるとし、而して、又、之が完全なる實現を見んために、更に諸外國に向ても同じ政策の實行を要求して、飽くまでも、フランス革命の流潮に反對せんとするに至りし

所以であつた。而して此點に於ては、ハプスブルグ家の歴史的威嚴とオーストリアの國際的重位と及メッテルニヒ彼自らの堅き政治的信念と強固なる意志とは、相須て彼をして成功を博せしめ、ナポレオン失脚後のヨーロッパに於ける第一人として顯著なる地位を占むるに至らしめたのであつた。

彼は之がために、内に於ては、警察制度を周密にし、所在に警官と密諜とを放つて彼の國人を警戒し監視し、苟も不穩の人物と見れば容赦なく之を國外に放逐したし、外に於ては、又旨をその外交官に授けて、之をして盛に活動せしめた。外國からして此意味に於ける危険思想の輸入せらるべき途を壅塞せんがためのあらゆる方法は講ぜられ、彼の國人の外國の大學に入るを禁じ、教師としては勿論、學生としても、外國人のオーストリアの學校に入るを許さず、十歳以下のものだけは、之が取りのけではあるけれども、それすら官許を要すると云ふことにし、私學をば、事實上、禁止同然にし、檢閲制度を嚴重にして哲學、政治學、史學等の攻究を防遏し、純文學、語學、音樂等の危険性のないもののみを憚した。國民教育ももとより獎勵せられず、此點に於ては、すべてに於て保守的なる舊教僧侶を利用して國家、教會、相結んで反動的氣運の擁護に任じたので、オーストリアに於ては、此高壓的政策は完全に成功し、その國民は常に表面上極めて平穩にして政府の威力に盲従するの有様であつたのみならず、裏面に於ても、一時は、寧ろ甚しい卑屈と無氣力とに陥つたのであつた。



オーストリアは、自國の安全を期する上からして、同一の政策を彼の勢力圏に擴張せざるを得なかつた。ドイツ及イタリアに占めつゝある彼の重要な地位に鑑みて、彼は先づ此等の地方を動かさんことを欲した。實際、當時に於けるドイツ聯邦の状況は、オーストリアをして憂懼せしむべき有様にあつた。ナポレオンの壓制に憤慨し、蹶起して専制者を打ち倒したりしドイツ民族は、亂後に於ける彼等の君主が舊制度の諸特權を恢復し、あまり民族一般の輿望を無視したる仕打ちに、失望の色、蔽ふ能はざるものあつた。ウィーン公會に於て定められたるドイツ聯邦規約の中には、聯邦所屬のすべての國家には、等族代議の制度なかるべからずと云ふ一條があつて、これは、自由民權に憧憬がるゝものゝ齊しくその希望を冀ぐ所であつた。此民主的要求に對する同情は、南ドイツの諸君主に於て比較的熾烈であつた様で、サクソ・ワイマール、及バーデン兩大公、ウルテンベルヒ及バワリアの兩國王は、率先して成文の憲法を發布すべき意向を示して民心を慰撫したし、中にもウルテンベルヒ王は、スラブ人、マジアル人及ポーランド人と云ふ様な異民族を容れて成つて居る所のオーストリアとプロシアとを排して、ドイツ人のみを以て組織せられたる純ドイツ國民のドイツを建てん事を畫案した位であつたが、しかしながら、聯邦列國發布憲法の中、眞に民主的精神によつて編制せられたるは、一サクソ・ワイマール大公のそれに過ぎず、サクソニア、ハンノフェルの二王國を始め多くの國は、一八一五年後も、従前と少しも異なる所なき政治上の制度を固執しつゝあつた。代

議制度なかるべからず」といふ道徳的義務として要求する意味の聯邦規約中の文字は、終には「あるも可なり」といふ様な、微温的にして極めて曖昧なる意味の文字に改められてしまつたのである。對ナポレオンの脱縛戰爭時代に、大學の教授連が組織した「道徳團」<sup>Tugendbund</sup>や、學生の團體たる「學生組合」<sup>Burschenschaft</sup>が會てドイツの獨立のために闘ひたりしと同一の意氣抱負を以て自由のための奮闘を止めなかつたのは、之がためであつた。此運動に於ては、諸大學は、實にあらゆる鼓吹の中心で、別してイエナ<sup>Jena</sup>の大學は、その中でも光彩を放つて居つた。一八一七年の十月十八日に、ライプチヒと諸國民戰爭の第四年と、ルーテルが宗教改革の三百年とを併せて記念祝賀せんとて、學生組合がワルトブルグ<sup>Wartburg</sup>に行ひたりし集會の如きは、之が大々的の示威運動であつた。

一八一五年以後のイタリアの事情に付て注目すべきことは三つある。一は多くの小國の對立せることである。北端にサルデニア及ロムバルデア・ウエネチアの二王國あり、南端にナポリ王國あり、中部に、トスカナ大公國<sup>Toscana</sup>、バルマ、モデナ、ルッカの三公國及ローマ法皇領あり、此八個の獨立國家の割據は、メッテルニヒがかつて評して言つた如く、イタリアをして一の地理上の名稱たるに過ぎざるものたらしめた。

二は、これ等の諸國に於て獨裁政治が全盛を極めつゝあつたと云ふことである。東北隅のロムバ

ルヂア・ウエネチア王國は、オーストリア皇帝の領地であるので、オーストリアは、もとより其の本國內の行政上の方針をこゝにも及ぼして、嚴辣なる警察制度の下に一切の自由を禁絶せんとした。之に隣接する南端の諸小國は、何れも、ハプスブルグ家の姻族に屬することとなつたので、舊制度は容赦なく、到る所に恢復せられた。ローマ法皇も、己の勢力の維持發達のためには、最多く保守的的反動思潮と共鳴する所あるので、ナポレオンの制定せし制度をば、忽にしてすべて一掃してしまつた。甚しきに至ては、坊主憎けりや袈裟まで、フランス人が折角、設けてくれた文明的設備たるローマ市の街燈やら、種痘の制までも、止めてしまふと云ふ様な愚舉を演ずるに至つたのであつた。ブルボン王朝の手に恢復せられたる南端のナポリ王國では、その君主の暗庸のために、政治は却て逆轉し、國內の社會的事情の舊に戻らんとするがために、人民は不安に堪へざるに至つた。イタリアの君主中、唯一の民族的王朝を戴く所のサルヂニア王國も、亦、此の復古的大勢の除外例ではなかつた。イタリアは、半島のすべてを舉げて絶対獨裁の舊制度に復り、警察官と舊教僧侶とは、相提携して自由の運動を阻害した。

三には、かくの如くにして、ローマ法皇領及サルヂニア王國を除いたる殆んどすべての北部の國は、嘗にハプスブルグ家と王朝的關係を有せしのみならず、又之と條約を結びて反動政策の擁護に任じたのに、オーストリアは更に殘るナポリ王國とも交渉を開いて、之をしてナポリ王國舊來の制度と合致せざるいかなる變革をも許すことなかるべきを約束せしめ、即、オーストリアが現にイタリアの各地に於て行ひつゝある政治上の原則と背馳することなかるべきを誓はしめたものだから、オーストリアの勢力は、半島を蔽ひ、反動の精神はオーストリアと結ばなかつたローマ法皇領及サルヂニア王國までも風靡した。

こゝに於て、自由主義者は、公然の運動の許されざるに、祕密結社を結びて暗中に行動するの止むなきに至つた。かゝる結社の最有名なるものは、初めナポリ王國に起りて、後には全半島に瀰蔓したるカルボナリ Carbonari で、その社員の各二十人が一つの單位をなし、是等が本部の命令を傳へて本支整然として一絲紊れざる連絡の下に、敏活に革命思想を遊説すべく努力し、この運動は忽にして中部及北部イタリアに傳播し、法皇領及ロムバルヂア等に於て勢力を占むるに至つた。

イギリスの十七世紀に於ける革命が、單にイギリス國民の歴史的に許されたる權利の確認を標榜して勃發したとは異つて、フランスの革命黨は、人類の一般を通ずる自由の樹立を要求した。さればナポレオンの征戰によつて、直接にフランスの政治思想の感化を受くるの機會を有したるドイツ、イタリアあたりの志士は、彼等の權利の主張に關して利害の國際的共鳴を感じ、その運動は、波浪の轉々相傳へて止まる所を知らざると同じく、すべての專制國に普及し、一、二國の彈壓は、以て大勢を醸し得べくもあらざるの險惡なる形勢とはなつた。そこで爛眼なるメッテルニヒは、彼が曩日、

嗤笑の材料となせし神聖同盟に着眼し、之をば、自由運動に對する國際的の防遏機關として利用すべく思ひついた。

### 七 所謂「ヨーロッパ協調」

是より先、同盟四國は、フランスが「全局の平和を尊重すること最少き國」であると云ふ所から、假令、平和克復の後と雖、充分にその國內の事情に注意を拂はなければならぬ必要があるとして、一八一五年十一月二十日の第二バリ講和條約に於て、列強共同の利益のために時々、會合し、以てヨーロッパの平和及繁榮に最好都合であると思はるゝ方法の、何たるかを協議せんことを申し合せたのであつたが、同條約に於て五個年を最高限と定めたるフランス東境駐屯軍の撤退期は、滿三個年からして關係列國に於て之が撤兵の交渉を開始し得べき譯となつて居て、而も一八一八年はその滿三年の期限に該當したので、同年秋を以てアーヘン Aachen に同盟四國の公會を催し、諸事を議することとなつた。ロシア、プロシア、オーストリアの三君主は各その首相を携へて之に臨み、イギリス、フランス亦首相を派遣したが、フランスは第一に撤兵を要求し、列強も結局フランスの乞ひを容れて十一月末を撤退の期と定めた。フランスを同盟四國の中に加へて貰ひたいと云ふフランスの要求に付ては列國の間に色々の議論があつたが、四國は終に、十一月一日を以て一の密約を結んで、

萬一、フランスに内亂が起つて、隣國の平和又は安全を危うするが如きことありたらん曉には、同盟列強は、共同に之を出征鎮壓すべきを約し、其の上で、フランスをも仲間に加へることにして、十五日、更に一の密約と一の宣言とに調印した。これは要するに、署名五國が、共通の關係と利益とを有し、加ふるに基督教的友愛の聯鎖によつて一層に鞏固にせられたる聯合の主義を確持し、宗教關係を基礎とする一般平和の維持を目的とし、此目的を貫徹せんがために、時々會合を遂げて彼等の利益又は彼等の關係ある他國のことを議せんとするものなるを約するものである。

これ實に漠然たる宗教上の結合たるに過ぎざりし神聖同盟をして、斷然、反動主義を標榜せしめ、彼等の内政上の方針に違背する様な國のあつた場合には、相共に之に向て干渉を試むべきことを宣言せしむるもので、メッテルニヒを始め、保守派の大勝利を示すものであつた。之によるときは、各國の君主は、その人民に對して、互に相援助し、若し或る國民にして、己の君主を強制し、之をして絶對權を廢絶するの止むなきに至らしめたる時には、列強は其君主を助けて舊に復せしめなければならぬ。各國の内政は、此の如くにして列強の干渉によつて支持せられて、常に平和が列強間の均勢によつてヨーロッパの國際政局に齎さるべきのみならず、此確乎として拔くべからざる政治主義の樹立のために、列國の内部に於ける完全なる安定までも保證せられ得る譯である。民主自由の運動に向て寛容的態度を採り來りたるロシア帝アレクサンドル一世の此の如くにして變説するに至つた

のは、フランスの遠征によつて此國に直接し、その思想上の感化を被つたる彼の陸軍の一部士官が、帝の寛仁に狎れて秘密結社を結んだる事實を目撃して、彼が政策の悪結果を後悔せざるを得なかつたためであつたらう。列強の間に於て寛容主義と反動主義とが融會せられずに留まつたるは、一八一五年後に於けるヨーロッパ列國の内政上の動搖の少くとも一の起因であつたが、今や寛容黨の頭目が屈して國際政局の首腦者が全く武力干渉の方針に一致するに至つたものだから、列強の力によるヨーロッパの反動的統一は、容易となつて來た。

此五大強國の結盟は、少々、僭越の誹を免れないが、俗に「ヨーロッパ協調」European Concertの名を以て呼ばれて居る。蓋し五大國にして結ばんか、ヨーロッパの事、事實に於て、彼等の意の如くならざるはなかるべく、之を五大國の協調一致と稱せずして、ヨーロッパの協調であるとするも、不可なからんと云ふに出づるのである。實際、此協調は、少くとも、一八五四年までは保持せられた。列強の利害の多々衝突するものあるに拘らず、世界戦争の勃發までの約一百年の間に於て、彼等の互に干戈を交へて戦場に見ゆるに至りしは、纔に四回を數ふるに止まる。一八五四年乃至五六年のイギリス、フランス對ロシア戦争、一八五九年のフランス、オーストリア戦争、一八六六年のプロシア、オーストリア戦争、而て最後に一八七〇年七一年のプロシア、フランスの戦争、即是である。

## 八 諸公會の干渉政策

アーヘン公會で以て新なる意義を添加せらるゝに至つたる神聖同盟は、オーストリアの膝下のドイツ聯邦に於て、眞先きにその干渉の新政策を適用すべき機會に接着した。實際、ドイツの學生組合の民族的民主的運動は、日を追うて熾んになり來り、一八一九年には、暗撃の凶猛手段を弄するまでに至つたので、メッテルニヒは、八月六日を以て、急ぎ、ドイツ聯邦中の主要國の大臣をカールスバード Karlsbad に會し、一切の反政府運動の中心たる大學を取締らんがため、各大學にその國君勅任の一人の學監を置き、尙七人を以て成る所の中央委員會をマインツに設置し、之に警察權を與へて此等の運動を撲滅せんことを定め、更に同じ年の暮からウィーンに再度の會合を行つてドイツ聯邦の行政問題に付て議する所あり、メッテルニヒ自らは聯邦各國に於て自由主義の憲法を一切廢絶せんことの決議を希望したが、これに付ては他の諸國は各の自由意志を主張して、オーストリアに盲従するを肯んじなかつた。しかしながら、此際カールスバード會議によつて採られたる手段は再び認められ、空漠ながら、革命思想を排する旨の宣言があつたので、聯邦に對するオーストリアの霸制的地位は、最早争はれなかつた。

ドイツ民族の動搖は、これで以て兎に角、之を鎮壓するの途がついたが、イタリアやイスパニア

等、ドイツ以外に於けるものに向ては、オーストリアと雖、もとより協調列強に議らざるを得ない。こゝに於てイタリアの革命動亂に處せんがため、一八二〇年十月、トロップウ Troppau の公會が召集せられ、これには、ロシア、オーストリアの兩帝を初め、五強國の全權、悉く出席した。此際、イギリス、フランスの二國は調印しなかつたけれども、残る三國は、カールスバードの會議がドイツ聯邦のために採用したるすべての手段を更に一般に及ぼし、苟も革命の煩す所となれる國があるならば、締盟國に於て直に武力を以て之を鎮定すべき旨を決議した。ロシア皇帝は、此公會に於て全く反動主義に回心し、アーヘン公會に於ける申し合せは愈々その真相を暴露するに至つた。これより以後の會議は、一八二一年一月のライバッハ Laybach のでも、亦翌年十月のウエロナ Verona のそれでも、専ら、何處の國をして動亂國に武力干渉せしむべきやの實際問題をとりにきめんがためもの過ぎず、列強の干渉政策は、益、發展して行つたのである。

かくて、カルボナリがナポリに亂を起し、其王に迫りて憲法を制定せしむるや、オーストリアは、兵を遣つてその自由主義者を壓し、憲法を廢し、再、動亂の起らざる様、軍隊を駐めて置いたし、北イタリアのピエモンテに革命運動の起りし時には、兵をツリノ Turino に入れて之を鎮めてしまつた。イスパニアでは、又、その政治の綱紀の弛みたるため、アメリカの植民地が相踵で離畔したるに、之を遠征すべくカヂスに集合せられたる軍隊までが一八二〇年一月、叛起したので、王は一八一二年

の同國憲法を恢復せざるを得ざるに至つた。是に於てフランスは之が干渉の任を引き受けることになり、同國の自由主義者は、之に反對したけれども、王は兵を遣つて叛亂を鎮壓し、舊制を復し、かくの如くにして一八二二、三年の更に於ては、協調國の干渉政策は、到る所に成功し、反動的君主は、革命精神は最早歴史の面より抹殺せられ得たりしとして枕を高うして眠ることを得るに至つた。反動政策が此の如きの成功を到る所に博し得たるは何故であるか。當時のヨーロッパは、産業革命の時代に入りたりとは云へ、工業上の無資産者プロレタリアートは、まだ生出しては居なかつたし、大都市と云ふべきものは、殆んどその存在を見ず、すべての國に於て、その人民の大部分を占めて居るものは、農民であつた。しかも、彼等は政治の生活より遠ざかつた。政治思想の全然缺乏したる、否、それ所ではない、國民的感情そのものすらも、備つて居らんと見做し得べきほどの無學にして蠢愚な、無氣力、固陋にして、依頼的服従的なものであつたから、少しでも、政治を理解して、時の政府に反對したり、乃至は、民族的要望を主張することの出来る者は、メッテルニヒの所謂給料取りや、記者や、辯護士や、教育に従事する人々と云つた様な都鄙の中産者流に限られ、その數あまりに、寡少に、いかに其の組織編制を遺漏なくし、同主義者の結束を固うして、數の劣弱を補ふに、精神氣魄の鋭と大とを以てすとも、大勢俚耳に入らずで、著しき反響をその同胞の間に期待することが出来なかつた。時勢は、最も反動政策に幸するものであつたのである。已に然る上は、時勢の變遷の却

て反動政策の發展を防遏することもあり得べきは理の當然である。即、要するに、時の問題たるに過ぎぬ。果せるかな、一種の民族的運動は、已に十九世紀の最初の十年代に於て新世界に成功し、ついで二十年代には、列國がヨーロッパ國際團體の仲間として齒しなかつたトルコに起り、更に三十年代に至りては、所謂、ヨーロッパそのものにもまでも轉火して、ウィーン條約破綻の緒を開くには至つたのである。

## 第二編 民族解放の運動

### 第三章 民族及國民

#### 九 民族の諸要素

十九世紀の第三十年代以降、ヨーロッパ協調の本壘に向て押し寄せ來りし民族的運動を説かんとするに當りては、先づ、所謂國民 nation なる概念の根元となつて居る民族 nationality の何ものたるかを明にしなければならぬ。民族は、同一の人種から起つたと云ふ事實なり、信念なりによつて惹起された共同的觀念であるから、全く歴史の人工的産物に外ならぬ。與へられたる人民の人種的起源のいかに雜駁であらうとも、これ等の人民の意志にして、自ら特立の一民族をなすものなりと批准し、油然たる同族的意識の彼等の間を流れて居る限り、彼等は一の民族的個性を有するものであると見做される。今日のギリシア人が、果して真正に、古代のヘレネスの血脈を傳ふるものであるや否やは、必しも深く之を問ふの必要がない。彼等が、自ら以て古代ギリシア人の子孫であると信じて疑はざるは、これ彼等に獨立の民族的意識を與ふるの動かすべからざる基礎である。之と同一の理によりて、今日のロマニア人が果して古代ローマの駐屯兵の子孫であるか、彼等の中のどれだけが

キア種であり、どれだけがスラブ種であり、又どれだけが其他の人種の出であるかの問題は之を措きて、何よりも第一に着眼すべきは、彼等が、現にラテン系統の言語を口にして、自らラテン民族の一支部であるを以て任ずるの一事である。又、彼のスイスを見よ。人種的關係よりすれば、こゝには少くともフランス、ドイツ、イタリアの三民族の存するに拘らず、彼等は、強隣の派出民なりとせず、完全にして分割すべからざる獨立の渾一體なりと固執しつゝあるのである。是によつて之を見れば、民族なるものは、與へられたる土地を占據せる人民の單純なる名稱ではなくして、深遠なる意義内容を包含するものである。彼等は、互に同感し、互に相理解し、共に幸福なる共同生活を營むことの出來得るものでなければならぬ。それ故、所詮、民族なるものは、主觀的の信念に過ぎんのであるが、かゝる主觀的の共同意識の目ざめんがためには、亦もとより、若干の客觀的條件がなければならぬ。それ等の條件は、いかなる場合に於ても、常に残らず現れて居るとは限らぬし、又、その重要な程度が、いつでも同一であるとは云へない。歴史に現れたる民族にして、これ等の要素條件の何れかを缺くものは少からぬ。しかしながら、その全部ならば勿論だが、その大部分でも缺きながら、一個の特別なる民族を構成しつゝあると云ふ様なことは、絶對にないと云うても差支へない。されば、之を要するに、今日の意味での民族なるものは、事實に於て、若干の種類の類同を以て繋かれ、從てその人民自らの判斷によりて、彼等が差別的の存在をなすべき資格あるものなることを要求するもの、謂であると言ふべきである。

民族の客觀的要素として列擧すべきは、第一に血統の共同である。第二に言語の同一である。第三に共同の歴史である。第四に地域の共同である。以下、序を追うて之を説かん。

血統と云ふことを凡帳面に追及して行つたなら、世界のいかなる人種と雖、他と混血せずして純正に祖先の血脈を傳ふると云ふ様なものはあるまい。少くとも内部の交渉繁劇にして、その歴史の最活氣に富める文明の世界では、純粹の血統を保續する民族はないと云うても差支ないであらう。さりながら、多くの民族には、其血統の違ひを示すに足るべき色々の身體上の徴候の存留すると云ふ事實も、亦、拒み得ざる所である。尤も、元來は、同一人種に屬せしものでも、偶然の事情からして、その環境が變る時には、別々の民族として發展し、此相違が偶然の現象ではなくして、各々の民族に必然なるものであるかの様に誤解されてしまう場合とても稀ではない。古代の人民が、必要なる知識を缺いて居つたために、異人種なりと獨斷せしものが、血統的に探り來れば、存外、異人種ではなくして、同一人種であると云ふ様な事例も亦決して少からぬ。が、何れにせよ、體質の同一を意識する所から、共に共同の祖先に出でたりと信ずることは、それ等人民の一團の間に、同一民族であると云ふ同感同情を鼓吹する第一の要素となるのである。

血統の純潔の實際に於て存在せざると齊しく、言語の純潔も、亦、保たれては居らぬが、しかしながら、一の言語は、いかに多くの外國語をその中に交へて居やうとも、之が構造上に於ては、容易に其持つて生れた特有の性質を失つてしまふものではない。かくの如き言語の同一が、之を口にする人民をして、いかに共同觀念を喚起せしむるものであるかは、征服的民族が、己の勢力を擴張せんがために、被征服民の言語を壓迫せんとする政策に固執するを見ても分る。但し、こゝに注意しなければならぬ事は、同語族と同民族との必しも一致するものではないと云ふ事實である。

歴史傳説を一にし、風俗習慣を一にすると云ふことも、民族を結束する有力なる紐帶であることは言ふまでもない。或時代に於て、乃至、或地方に於ては、信仰の問題が、殆んど民族を區別する唯一の要素であつた様なこともあつた。現に印度の印度教徒と回教徒との中には、同一の地域に共棲する同語同血統の人種に屬するものが少からぬのに、彼等は、尙且、全く異國人として對立して居る。かゝる現象は、古代に於て最著しく、又、半開若くは未開の人種に於て最多い。蓋し、社會に於て變化の機會を有することの極めて少い宗教が、その僧侶を通じて、與へられたる民族を結束統一する力の中々に大なるものあるからである。

共同の歴史的運命の下に立つと云ふことは、過去に於ては共同の王朝を戴くと云ふことに外ならなかつた。征服によつて發達し、内に統治の機關を整齊し、外に領土の膨脹を實現し得し國家は、

その統帥者たる君長と王朝とによつて、初めて完全に纏められ得たのである。王朝のいかに民族精神の發展に關係する所あるかは、之を缺乏したりし往時のイタリアと、之を大帝國の標幟とせる現在のイギリスとに徴しても知るべきである。國民的偉人の存在も、亦、之と同様の意味に於て民族意識を鼓するものである。

最後に地域の共同は、民族結束の重大なる要素である。地球上の陸地面は、自然に山と海によつて劃せられたる國防上の障壁を繞らせる若干の地域に分たれるが、かくの如き自然的地域を占めて之に共棲することによつて、雜然たる多くの人種も、終には混加して、一の民族に化することとなる。之を實際上の事實に徴するに、地理の上から云へば、政治上の統一に好都合なるべく見ゆる同一の自然地域の中に、二つ以上の異なる民族が相對立して居ることがあるし、又人種の上からは、何等、相違の認むべきなき人民にして、極めて人工的な境界線を劃して相反目するが如きこともないではないが、しかしながら、かゝる場合、彼等の其對峙の勢を持續するは、彼等相互の政治的勢力に大なる徑庭なき場合に限らるのであつて、苟も兩間に存する優劣の差にして著しきものとならざらんか、強者は忽にして弱者を壓して隷服せしめ、然らざれば之を驅逐若くは撲滅するに至らざる止まぬ。かくして獲得せられたる支配權にして久しきに持續せんか、初は二個以上であつた民族も、言語や血統に於て、いつしか融合して、原種とは、多少、趣を異にする所の統一せる新民族も、



族、新言語を形成するに至るのである。半島國や、島國では、その山と海との比較的完全なる國防線に保護せられて、渾然たる民族精神の發揮を見る。これ、一個の限られたる自然地域内に於て、外部から妨害を受くること割合に尠くして、充分に融合鍛冶の功を全うし得るがためである。

## 一〇 民族思想の由來

以上に述べた様な意味の一個の意識的人格としての民族の觀念は、古代、中代は勿論の事、近世に於ても、まだ發生するには至らなかつた。これが、十九世紀の初に於てすらも認められて居なかつた事は、ウィーン公會が、一向に此事實に無頓着であつたことを以て其の一斑を知るべきである。中代に於ては、ヨーロッパは、雜然として無統一なる無数の種族の割據する所となつて居たのに、封建制度は、又、之をば色々の度に於て獨立せる多くの小地方に分割した。封建が崩壊し始めたる中代の末からして一八一五年までの三百年にわたるヨーロッパの歴史は、實に、民族の意識を本位とする近代的文化國家を發展せしめんがための準備時代であつたと云ふべく、此の間に於て、地方的支離の弊根の絶たれて、國內が政治的に統一せられたる、例へば、イギリスや、フランスや、イスパニアの如き所では、強大なる國家の實現を見なければ、全然、此事業の緒だも開けざる、さなくも、之がまだ半成に止まる様な所は、之と反對に、不振劣弱を極めて居つた。イタリアやドイツの

如きはこれである。當時に在ては、民族の權利なるものは、常に政府者の認承する所たらざりしのみならず、又、人民それ自からも主張せられたることなく、一國の政柄を左右するの動機となるものは、民族一般の利益に非ずして主治王朝のそれで、政治は、概して、人民の直接利益とは没交渉に運營せられた。一切の自由の禁斷せらるゝ所では、民族的獨立の要望も、亦、當然、無視せられざるを得ぬ。各君主國は各自の臣民に對する自然の共通利害によつて結合せられるばかりではなく、又、實際、姻戚的關係によりて繋ぎ合はされて居つたから、結婚の契約は、往々にして長期の戦争の原因となり、又は、野心國の食指を動かすの動機とはなつた。かゝる關係が支配して居ては、民族的觀念の榮え得べき餘地なしと云はねばならぬ。況や十八世紀のヨーロッパには、一面に於て、人類的宇宙的思想の偏く行はれつゝありたるに於てをや。

然るに、フランスの革命は、此君主的流潮に反抗して新しき精神を樹立し、爾來、民族的自由に對する憧憬は、暗々の裡に昂まつて來た。何人よりも先んじて明確に此民族主義を提唱したものは、フランスのスタエル女史 *Mme de Staël* である。彼は一八一〇年に於て「ドイツ論」*De l'Allemagne* を著して、その中に、すべての國家は、同一の言語を用ひ、同一の風俗習慣を有し、從て、其民族的連絡の意識を有する所の、一の民族によつて構成せられなければならぬと論じた。

## 一一 國民及民族運動

國民 Nation は、之を最廣き意味に解すれば、一個の獨立政府の下に統括せられたる人民の總體の謂である。「言語のいかん、血統のいかん、感情のいかん、歴史のいかん等に一切、頓着せず、すべて同一政府の支配の下に立てるものが國民であるから、現に政治上の獨立を持って居らぬ人民は、いかに過去に於て自主の生活に浴せしことあり、又、いかに現に特別の習慣風俗を有して國際法上の單位とならんことを希望しつゝあつても、之を國民と云ふことは出來ぬ。從て此場合に於ける國民の概念は、正しく國家の概念と合致するのである。若し、又、一の民族にして獨立自主の目的を達し、國民に轉化したる時には、これ、即、國民的國家を實現し得たのであるけれども、實際、民族と國民との遺漏なく合致し得たる例はなしと云つて差支なく、一の國民の中に數個の別殊なる民族を包括することあるかと思へば、又、唯一つの民族の中に數個の獨立せる國民が相對立して墻に隔ぐこともあり、場合によつては、各種の事情よりして、明白に一個の民族をなしつゝあるに拘らず、政治的統一の希望の全然、彼等の間に存在せぬこともないではない。彼の古代のギリシア人の心中には、彼等が共同の祖先、同一の言語、同一の信仰、及、同一の文化によつて結合せられたる同一のギリシア民族であると云ふ考はあつたけれども、皆、結合一致して、渾然たる一個の國民となり、政治

的單位として進展しようと思ふ様な思想は毛頭なかつた。ギリシアに在つては、各市府の獨立は、その政治生活の根本義ではあつたのである。北アメリカ合衆國も、そのイギリスから分離してからしばしがほどは、之と同一の傾向を持つて居つた。是によりて之を見れば、民族なる文化的の一團體が進んで國民とならんがためには、彼等の間に、政治的獨立を擧取せてふその民族的自覺から發生したる熱烈なる願望がなければならぬ。

民族が政治的自立を要望して、此目的を達せんと努力することを稱して民族運動 Nationalism と云ふ。これには二つの場合がある。民族主義を標榜して獨立せんと奮闘する問題の民族が、まともな一つ一つの國家の中に收容せられて居る場合と、又、同一の民族でも、瓜分せられて、それらに自主の若干國民をなして居るか、或は他の數國家に分屬して居るかの場合と是である。前の場合は民族主義は、解放又は脱縛の運動となつたし、又、後の場合に於ては、統一の運動となつた。前者では、民族の獨立のためには、唯、その所屬國家から解放せられるだけで事、足るのであるけれども、後者の中の第二の場合にあつては、先づ、その所屬國家からして解放せられて、然る後に之が統一を成就しなければならぬ。何れも、等しく自由と獨立とを目ざすもので、只、その目的遂行の手續に簡繁の違ひがあると云ふに過ぎぬ。

## 第四章 民族解放運動の發展

## 一二 民族解放運動とラテン・アメリカ及バルカン

神聖同盟からアーヘン公會を経て、次第にその旗幟を鮮明にし來れる列強の排革命的協調は、イタリヤ、イスパニアに於ける民主的運動を一撃の下に挫碎し、此協調にして弛まざらん限り、革命の成功は、ヨーロッパに於ては、全然、其望みがなかつた。尤も、ヨーロッパ以外に於ける當時の文明國の中でも、日本は、其語の純一無雜なる意味に於ての國民的國家を構成しつゝあつたから、内に民族的運動の起り得べき理由はなかつたし、滿洲王朝の支配の下に立てる之が西隣の漢民族は、絶えず外夷の征服統治する所となりながら、却て常に自己特有の文化を以て之を感化し來りたる歴史を有するので、格別、民族的脱縛の必要を感じなかつた。況や、假令、これ等の國に於て民族解放の成立し得べき事實が存在したに於て、西ヨーロッパ人によりて始めて闡明せられた此政治學說の、全く彼等の間に知られなかつたに於てをや。民族運動は、ヨーロッパの文明系統の範圍内で行なれば、絶対に其可能を期し得べくもないが、しかも、ヨーロッパは、既に其強大列國の協調によりて制せられつゝあるから、残るはヨーロッパ人の植民せるアメリカあるのみである。これ、フランス大革命及帝政の大亂に際して、一種の解放運動の早くもラテン・アメリカに於て實現せられたる所以

に外ならなかつた。が、しかしながら、これは革命が宣傳したる民族主義によりて醸されたるものと見るよりは、寧ろラテン・アメリカ特有の事情に因由する専制脱却の運動であると見做すを適當とするものである。フランス革命によつて鼓吹せられたる民族解放の精神は、やはり、ヨーロッパ大陸に於て大陸列強の反動的協調の範圍外であるとせられたるバルカン半島に於て、初めて一世に闡明せられた。イギリス政府は、そのラテン・アメリカに對して採つたと同一の政策をギリシアの獨立運動にも適用し、叛徒をかばつたので、五大強國の協調は、既にして此點に於て破れてしまつた。ギリシアの解放に付ては、後章に精説するから、こゝには贅せぬが、ギリシアのその民族的獨立の宿志を達したと恰も時を同うして、協調五國の一たるフランスに第二の革命が勃發して、王朝の轉更となり、その餘響は、忽にして接壤のネーデルランドに及び、所謂、ヨーロッパのものに於てすらも、反動の舊時代が最早その終を告げたことを天下に標示するには至つた。

## 一三 問題のネーデルランド

ネーデルランド王國なるものは、ウィーン公會が植民地の損失に對してオランダを補償せんがために、基礎を民族の要求に置かざる純統計的精神によつて、オーストリア領のベルギーを之に與へて新設した國である。此の所謂ネーデルランドの地方は、元來、ラインの沖積地で、その間に區劃を立

つべき何等の障壁もないから、地理的に言へば、全く一個の自然的地域をなすものであると言へる。だから、近世の初期には、此地方は、一個の完全體として、當時、ヨーロッパに時めきしハプスブルグ家の領有する所となり、十七世紀の初、信仰問題が口火で、オランダが離畔してからも、ベルギーだけは、依然として、ハプスブルグ家のものとして、ナポレオンが、一時、ネーデルランドの全部をフランスに併合するまでは、その舊主の手もとに保留せられて居たのであつた。

されど、時を経るに従つて、相違せる事情のネーデルランドの南北に發展して來たと云ふことは、オランダの獨立運動に際して、ベルギーが之に加はらなかつた事實によつても、之を推察すること出来る。これ等の二地方は、或意味に於ては、殆んど歴史の初めから異なる運命を辿り行くべき宿命の下にあつたものだとも言へる。之をその人種に付て言はんには、北方のオランダは、ゲルマンの一支族たる低地ドイツ種で、低地ドイツ語族たるオランダ語を用ゆるものであるのに、南方のベルギー人は、ゲルマンの血をも幾分は交へては居るが、その名の示すが如くに、主としてベルギーBelgicæなるケルトCeltic人種から出たもので、その用語は、大體に於てフランス語である。之を経済上の利害に付て云へば、前者は農牧の國であるのに反して、後者は工業の國である。之をその信仰に付て言へば、前者は、新教を奉じて居るのに、後者はフランスと同じくローマ舊教の信者である。即、之を要するに、オランダは、その文明の系統に於て最多くドイツ的なるに反して、ベルギ

ーはフランス的であると言へるのである。況や、一七九四年から一八一五年に至る十有餘年にわたるフランス人のベルギー統治は、ベルギーの公民間、竝に各州間に、大革命の平等主義を徹底せしめ、齊一の官制を布いて舊來の貴族的制度を撤し、これをして中央集權の新なる民主的社會たるに至らしめたから、かゝる民主的精神を没却する様な取扱ひ方は、ベルギー人民の耐へ難しとする所であつたのである。これオランイエ Orange 家が新にネーデルランド王となつて、一八一五年七月、ハーグとブリッセルとに於て同時に欽定の合同憲章を發布するや、ベルギー人は、これがオランダ、ベルギー兩地方間の協約の形式に出でずして、オランダの統治の形式によれるを不満として、早くも抗議を申し出づるに至つた所以であつた。新王國の内に蟠結せる困難は、その創業の瞬間に於て早くもその禍端を暴露した。

#### 一四 新ハーグ王政

基礎法によつてネーデルランド國民に課せられたる權利義務は、そのオランダ人たるとベルギー人たるとにより同一ではなかつた。オランダの人口二百萬弱に對するベルギーのそれが三百萬強であつたにも拘らず、國會の下院に選出せらるべき代議士は、全く同數であつたし、一八一五年に於けるオランダの國債は、ベルギーのその十餘倍の巨額であつたのに、双方の國費に對する負擔額は同

一であつた。復古的精神は、こゝでも旺盛にして、大臣は國會に對して責任を佩びず、國會の権能は極めて制限的にして、修正權は賦與せられず、出版物に對する取締は嚴重で、殊にベルギー人の政治運動に對しては、官憲の監視、最も力め、すべての官職からベルギー人を驅除するの方針で、オランダ語を以て一切の職に就くもの、必須の資格であるとし、一八二三年には、行政部、司法部の文書は、全部、オランダ文によらざるべからざることとせられた。産業上でも、ベルギーに好都合なる保護税は、オランダ地方の利益のために犠牲に供せられた。

信仰の差違より出来したる南北の反目は、此地方では、已に由來の久しきものであつた。王自らは新教信者なので、彼は、自然に、己の地位を利用してベルギーのローマ舊教徒を新教に回心せしめんと欲し、先づ舊教僧侶の教育上に於ける抜くべからざるの勢力を挫折せんとし、牧師からは初等教育上の教權を、又、エスイタ教社からは中等教育の教權を握ぎ、官許を得ざる一切の學校を閉鎖し、すべて舊教僧侶たらんと欲する者は、今後は、是非とも、二年間、政府指定の學校に入學しなければならぬと云ふことにした。

### 一五 プリュッセル革命

その歴史に於て、その民性に於て、將たその利害に於て、オランダと相容れざるベルギー人をし

て、上下一致して専制者に反抗するに至らしめたる動因となつたものは、實に此宗教及教育の問題であつた。元來、ベルギーの政界には、二つの政黨があつた。一はローマ教會の歴史的權力をば、相變らず、社會上に維持せんとする舊教黨で、今一つは、僧侶に對し、俗人の利益を振張せんとするの自由黨であつた。前者は、自然に保守に傾き、舊慣に怩み、一切の改新に同情を有せざるものであつたが、後者は、之に反して、國家社會の立憲的編制を徹底せんことを主張し、互に相反目しつゝあつたのに、オランダの専制は、兩黨をして一時、相結ぶに至らしめ、一八二八年、ベルギー人は、ベルギー人同盟會を組織して、「今や舊教黨、自由黨の別なし。吾人は何よりも第一にベルギー人なり」の標語を掲げ、兩黨は、信仰、印刷及教育の三つの自由のために全くその歩調を一にして運動することとなつた。

革命をして勃發せしむべき因子は、已に充分に熟して居るのだから、一八三〇年七月、パリに揚がつた火の手は、苦もなくブリュッセルに飛び火して、熱狂せるベルギー人は、オランダの討手を撃破し、ベルギーが自今獨立の國家たることを天下に宣言し、ついで國民會議をブリュッセルに召集して憲法を制定し、國民主權の主義によれる君主政體を採用すべきをとりきめ、翌年、ドイツのコブレング家のレオポルト親王を王に推戴した。

新ベルギーの運命は、一にかゝつて協調五大強國の向背にあつた。然る所以のものは、オランダ

王のベルギー征服の功を完うし得ると否とは、五大強國の之を助くると否とによつて定まるべきであるからである。然るに、協調五國は、此點に於て、全然、意見の一致を缺いて、神聖同盟の三絶對君主國は、飽くまでも、革命の浪潮の堰き止められざるべからざるを固執したのに、西ヨーロッパの兩民主國は、干涉の政策を排斥した。フランスは、己が文明の出店であるとして然るべき、此の關係最深き地方の獨立の、尤、己の利益とする所であり、若し、内外の形勢にして許さば、ベルギーに於けるフランス黨と相呼應して、之が併合を行ひ得べき機會あらんかも知れぬと云ふ期待に於て。而して、又、イギリスは、ベルギーの解放の、一面に於ては、フランスの之を併呑せんとするを妨げ、他の一面に於ては、オランダを弱めて、その方面から來る北海々上の商業上の壓力を少しでも輕減することの出來ると云ふ點に於て。

是に於て、オランダ王は、兎も角も、ウィーン條約によつてオランダのベルギー併合を確保したるイギリス、ロシア、オーストリア、プロシアの四國に求むるに、援兵の差遣を以てしたる所、干涉不同意のイギリスをば別段として、干涉主義の殘る三國中、僻遠のロシアは、應急の間に合ふ様、敏活に軍隊を繰り出し得べくもなかつたし、オーストリアは、イタリア方面の警戒を弛むる能はざりし事情があつたし、獨りプロシアの一國、之を諾するありしも、フランスがその由を傳へ聞いて之を阻んだので如何ともすることが出來なかつた。そこで、結局、イギリスの發意で、ロンドンに

五國の會議を開いてその善後策を議することとなり、該會議は、一八三〇年の十二月から翌年十月まで、斷續、議事を行つて、三個の條約を締結し、ネーデルランド王國を解散して、獨立にして永久中立のベルギー王國を創建すべき旨を定むるに至つた。但し、オランダが正式にロンドン議定書に承認を與へたのは、一八三九年のことであつた。ウィーン條約崩壞の端緒は、かくの如くにして開かれた。

## 第五章 ハブスブルグ皇領諸民族の解放運動

ベルギー人の様に、フランス革命の洗禮を直接に享受したる西ヨーロッパの開明民族が、之に專制を強めんとする統治者に向て反噬することの止むべからざりしは明だが、假令、民度のベルギー人ほどに進歩したものでなくとも、彼等と同一、若くは類似の境遇に呻吟する民族であるならば、早晩、その先例を踏襲して叛起を企つるに至るべき事、ヨーロッパ大陸の様な極めて有機的な社會をなせる所では、蓋し避くべからざる所であつた。今、ヨーロッパの列國をば、之を構成する民族の如何に由て調べて行くに、渾然たる一個の民族を以て構成せられ、絶対に異民族を交へては居らぬ所の、眞正の民族的國家として目するに足るものは、フランス、デンマルク及イベリア半島の二王國位のもので、之を除いては、滔々たる列國、一として、多少に拘らず、民族的の煩累を内に包有せざる

はない。就中、トルコとハブスブルグ皇國とロシアとをその最とするが、トルコに付ては、尙、編を改めて細説するの機会があるから、以下、章を追うてハブスブルグ皇領以下の解放運動に付て説かうと思ふ。尤も、これ等の運動は、自發的のものではなくして、革命の本場たるフランスの一八三〇年七月の革命と、及、一八四八年二月の革命とから最大なる影響を被つたものであつた。

### 一六 地理上より見たるハブスブルグ皇國

國際の境界線として區別的の性質を有する點に於ては、高き山脈と海とに如くものはないが、ハブスブルグ皇國は、蓋しイギリスの如き島國、イスパニアやスカンデナヴィアの如き諸半島國、並にフランスの如き半海半陸の國が、各、此意味に於て有する地理的の纏りをば最多く缺いて居るものである。今一八一五年に於けるオーストリアの領土を點檢せんに、此國は、ドナウと云ふ共同の水流を持つては居るけれども、その上流は、バワリア、ウルテンベルヒの二王國に、而して、又、下流は、トルコ帝國に屬して居るし、源をボヘミアに發するエルベ河は、北ドイツの平原に向て奔注して居る。北方に於ては、ボヘミアの北境を限る所の山嶺と、之に連互するカルバチア山脈、西方に於てはアルプの連山は、最も多く國境たるの性質に適するものではあるけれども、カルバチア彼麓のガリチアと、アルプ南麓のロムバルチア・ウエネチアとは、ハブスブルグ皇國の一部をなして、自

らその地域的統一を破つて居る。之に加ふるに、一七九七年に至るまでのオーストリアは、全く語るに足るべきほどの海岸線を所有せざる純然たる陸國であつたから、海が島や半島の住民に及ぼす様な強烈なる統一の刺戟を自然からして享受するには至らなかつた。皇國の領土の中で、地理的に最大なる纏まりを有するものは、カルバチアの大山脈を以て包擁せられたるタイス河及ドナウ河の流域であるホンガリアの平原だけであつた。

### 一七 歴史上に於けるハブスブルグ皇國

第十三世紀の方、このドナウの流域に覇權を爭ふ所の四人の君主があつた。ホンガリア王、ボヘミア王、バワリア公及オーストリア大公、即、是である。彼等の間に行はれた軍事上、外交上の闘争に於て、オーストリア大公は、屢、敗北の憂き目を見たるに拘らず、好運は獨り彼に幸して、彼の他家と結んだる婚姻は、彼をして次第にその領土を増長するに至らしめた。古詩にも言うてある通りに、他の諸國では、マルス軍神の力によりて征服占領したものを、彼は、縁結びの神であるウエヌスの女神によつて、殆んど何等の費用をも投することなしに手に入れたのである。

*Arma gerant alii ; tu, felix Austria, nube :*

*Nam quae Mars alius dat tibi regna Venus.*

十五世紀の後半期から十六世紀の初めにかけてハプスブルグ家の婚姻政略は、三つの著しき結果を胚胎した。ブルゴーニュ公家との結縁によつて、ネーデルランドを獲得したことが第一である。イスパニアの王女との結婚によりてこの國の王位を贏ち得たことはその二である。一五二六年、トルコ軍のホンガリア軍を撃碎したる機會に乗じて、時のオーストリア大公が、妻の名によつて、斷然、ボヘミア、ホンガリアの一部及クロアチアを併合したことはその三である。されば、オーストリアが世界を支配すべきものである *Austriae est Imperare Orbi Uniuerso* と云ふ AEIOU の彼が誇言的の標語は、十六世紀の初に於て、既にその幾分の實現を見んとする迄に至り、此當時からして、既にして雜合的の帝國たりしハプスブルグの大皇國は、その王朝的政略とローマ舊教の不寛容主義とを眞向に翳して、十七世紀の初に於ては、ボヘミアの叛亂を暴壓し、更に一七一一年には、前後八年にわたるホンガリアの紛擾を平定し、餘勢、トルコに迄も及んで、ブダや、ベルグラードを奪取するまでに至つた。此時から一八一五年に至るまでの一百餘年を通じて、此國の内部にさしたる動搖なく、各地方が、大體に於て穩であつたと云ふのは、この間、ハプスブルグ皇領のすべてを擧げて、トルコやら、スウェーデンやら、プロシアやら、フランスやらの大敵と間斷なく戦はなければならなかつたために外ならなかつた。外に共同の敵があつて、一國の生存を危うする様なことがあつては、内に反目するものも、自ら之に對して相提携するに至らざるを得ぬ。況や、フランス革

命による國民主權の原理がまだ宣傳せられざるの當時に於てをや。さりながら、一八一五年以降の平和なるヨーロッパの政局は、オーストリアをしてその政策の重心を移置するの餘義なからしめた。十六世紀のイスパニア、十七世紀のイギリス、十八世紀のフランス及プロシアが已に達着して解決したる内政上の大問題は、今や、オーストリアの順番として現れ來つた。

### 一八 ハプスブルグ皇國內に於ける諸民族の分布

實を言へば、ハプスブルグ皇國は、西ヨーロッパ列國の中では、一七八九年のフランス大革命の影響を被ること最も少き國であつた。ナポレオンの大兵亂に際しても、ドイツの他の諸國とは違つて此國だけは其領域上にあまり大なる變動を受けなかつた。兵亂の終熄するに及んでは、彼はベルギーその他の邊境の地域をば割いたけれども、その代りには、本土に於て著しく増長し、殊に一八〇四年に、神聖ローマ皇帝なる空名が廢せられて、オーストリア世襲皇帝の稱號の採用せられてからは、ハプスブルグ皇家は、初めて此名の下に彼がすべての領土を綜合統一するに至り、大帝國たりしオーストリアが、一の國號として前古、曾て有せしことなき特別の意義を有するに至つたのであつた。

さりながら、此オーストリア帝國は、決して一の民族的國家をなせるものに非ずして、その中に



は、色々な語族と種族とに属する無数の民族が包括せられた。此領土の大團塊は、大體五つに分たれる。

- 一、所謂オーストリア大公國を中心とするハブスブルグ皇家の世襲の領土十一州。
- 二、ボミヘア。モラヴィア並にシレシアの地トロッパウ Troppau 附近もこの中に包擁せられる。
- 三、舊ポーランド王國の一部たるガリチア、並にロマンニアの一地域であるブコウイナ。
- 四、ホンガリア。これに属するは左の四個地方である。(一)ホンガリア王國。(二)クロアチア・スラヴォニア。(三)トランシルヴァニア。(四)セルビアの一地域。
- 五、アルプ南麓のロムバルディア・ウエネチア王國及イリリア王國。

非印度ヨーロッパ人種及印度ヨーロッパ人種の人種的區別の上から之を見れば、ホンガリアの大平原を占めて居るマジアル *Magyar* 人は、此雜駁なるハブスブルグ皇國に於ける唯一の非印度ヨーロッパ人種をなして居る。印度ヨーロッパ人種は、更にドイツ人、ラテン人及スラブ人の三つに區別せられる。ドイツ人の居住區域は、大體に於てドナウ河とドラウ河との中間で、上及下オーストリア、チロール、ザルツブルグ等のハブスブルグ家世襲の領土、並に、ボヘミア及シレシアの外縁の地域である。ラテン人にはロマンニア人とイタリア人とがあり、ロマンニア人はカルバチア山脈の麓なるトランシルヴァニア及ブコウイナ地方を占めて居たし、イタリア人は、又、主としてポー河の北にあたる

ロムバルディア・ウエネチアを占據して、何れも隣接の同民族と連絡を通じて居た。スラブ人は、西はアルプ山中のチロールから、東の方、カルバチア山脈に至るドイツ人、マジアル人、及、ロマンニア人の居住地帯のために、北と南との二大系統に分たれ、チェヒ人、スロヴァク人、ルーテン人及ポーランド人は西スラブの團體に屬して居たし、又、カルニオラ地方のスロヴェーン人 *Sloven* クロアチア・スラヴォニア地方のクロアチア人、並にその東南に接するセルビア人は、南スラブに屬して居た。

各住民が用ゆる言語や懷抱する信仰も、之と同じく、頗る雜然たるものであつた。ハブスブルグ皇家の世襲領土では、その信仰は、ローマ舊教を以て統一せられては居たけれども、ドイツ語は、必しもそのすべてに徹しては居らず、南方には、スロヴェーン人あり、トリエスト及イストリアには、イタリア人が居た。ボヘミアのチェヒ人は、西の方、深くドイツの地域に喰ひ込み、従て、北西南の三方からドイツ人の壓迫を被つたけれども、その東南のスロヴァク人と共に、頑然として彼等の民族的特性を保つて居たし、ガリチアは、西と東とに於て、ローマ舊教のポーランド人とローマ舊教及ギリシア舊教のルーテン人との分ち有する所となつて居た。南スラブ族の中でも、クロアチア人は、概してローマ舊教徒だが、セルビア人はギリシア舊教徒であつた。

## 一九 ハブスブルグ皇國のドイツ人とウィーン革命

かくの如くに烏合の異民族を以て構成せられて居る所の無統一の國家は、その主治の民族にして量に於ても、將た質に於ても、壓倒的にすべての他の民族を凌駕するものに非ざらん限り、到底、之が統一同化の政策の成功を期し得べくもない。十八世紀の末に、當時に於ける改革の潮流にかよれたヨセフ二世が行つたる急激突飛なるドイツ化的政策の失敗に了つたのは當然の運命であつた。何となれば、十八世紀から十九世紀の初にかけて、ハブスブルグ皇國に於けるドイツ人の勢力は、二つの事實のため著しく殺がれたからである。東部モラヴィアと共に、主としてドイツ語を語る人民の居住する豊饒なる地域をなし、チェヒ人のボヘミアと、ポーランド人との間に楔形に深く喰ひ込んで、ハブスブルグ皇國に於けるドイツ人のために重きをなせしシレシアの地方が、プロシアの褫奪する所となりし事はその一つである。ポーランド分割の出來事と、ウィーン條約によつてルーテン人、ポーランド人及イタリア人等の異民族が、新に皇領に歸し、一層に其民族的複雑を加ふるに至りし事はその二である。されば、ハブスブルグ皇國の民族中、數に於て最多いものは、今はスラブ諸族で、その中でも、ボヘミアのチェヒ人は、ホンガリアのマジャール人、並にロムバルディア・ウェネチアのイタリア人と共に、ドイツ人と相對するに足るの重要さを有するに至つたものだから、内政上の

主義としては、頑固に反動的政策を實行したメッテルニヒも、流石に、ヨセフ二世の失策を繰り返すことをせず、ホンガリアには、その別政府を保持せしめ、オーストリア直隸の各地方にも、亦、それぞれに在來の地方的等族會議を保たしめることにしたが、しかしながら、皇國に於て、すべての方面に最大なる勢力を有せしは、數こそ少けれ、文明の程度に於て他よりも秀出せしドイツ人であつた。皇室それ自らがドイツ出身であるのに、その居城ウィーンは、純然たるドイツ人の都で、ドイツ語は官話であり、政局の要所を占むるものはドイツ人であつた。ドイツ人を中心とする此ハブスブルグの帝政は、諸の異民族の蒙昧にして従順であらん間こそは安全だが、彼等にして若し彼等自らの權利を自覺し、自ら其利益を擁護發展せんと奮起するに會したらんには、動亂は、到底、避け得べき所ではなかつた。況や、ドイツ人そのものが、政府の現状に懾らずして之が更改を求むるに至りたらん場合に於てをや。しかもハブスブルグ皇國には、之が異語、異種、異教の夥多民族を包容して居ると云ふ一大弱點以外に於て、知識あるドイツ人をして満足せしむること能はざりし二つの病弊があつたのである。その一つは、封建的の舊制度の依然として社會構成の原理をなすつゝありしことである。帝國の何處に於ても、貴族の特權はそのまゝ存續して、彼等は、租税と兵役との二つの義務から免除せられ、地方行政の任務は大地主の手に專委せられて居つた。今一つは、政務が、因襲と慣習とを黒守して移ることを知らざる繁文縟禮の官僚によつて行はれて居つて、しかも、行政

の各部の間に、組織なく、統一のなかりしことであつた。けれども、かゝる病弊の存在したりしに拘らず、フランス七月の革命の際には、メッテルニヒの高壓政策は、まだその實力を保持しつゝあつたから、ウィーン政府の鼎の輕重の間は、と云ふ様なこともなかつたが、一八四八年の二月革命の頃に至つては、形勢著しく開展して、民主的の要求に迎合すべく政局が正に爛熟し、三月十三日、ヨーロッパに於ける反動政治の總本山たるウィーンに、學生及労働者の暴動が勃發し、教育を自由に、又、毎年、正則に國會を召集すべきを宮闕に向て強要した。政府は奥の手に訴へて之を鎮壓せんとし、其結果、慘憺たる市街戦争となつたが、擾亂は、益、その酷しきを加ふるのみであつたので、流石のメッテルニヒも、變装して、彼が三十年蟠居の地位を振り棄て、脱走するの止むなきに至り、ヨーロッパに於ける復古反動の大立者は、一朝にして倒されてしまつた。

メッテルニヒ失脚後のウィーンでは、自由派と宮廷との争のため、政變の頻々として絶えざりしことは、國內の他の異民族に與ふるに、蹶起して立憲的なり、民族的なりの要望を提せしむべき此上なき好機會を以てするものであつた。是より先、ガリチアのポーランド人は、ポーランドの自主の唯一の名残りである所のクラコフの小共和國を中心として、彼等の舊王國を恢復せんと計つたが、ポーランドの分割に與かつたる三君主國の間に於て、クラコフをオーストリアに併合せしむることの密約が已に結ばれて居たので、暴舉は忽にしてオーストリアの鎮壓する所となり、クラコフはオーストリアの領土と宣言せられた。ガリチアに於けるポーランド人とルーテン人との反目は、ウィーン政府をして漁夫の利を占めしめた。ポーランド人の此失敗とは反對に、南スラブ族たるクロアチア人のアグラムを中心としての運動は、徐々たりとは雖、確實に内地の同族とダルマチア、イストリア等沿海の同族との間に弘まつて行つて、彼等は、共にナポレオンが建て、くれたイリリア王國の夢を追ひ、南スラブの諸族を統一せんとし、一八四〇年の頃からは、所謂南スラブ族なる一の民族意識の發生を見るには至つた。しかしながら、ハプスブルグ皇領民族の中で以て、此解放的要求の最強烈なりしは、彼等にはあらで、民度の最も進歩せるイタリア人、チヂヒ人及マジアル人の三つであつた。イタリア人に付ては、後章に細説の機會があるから、こゝにはチヂヒ人とマジアル人

とに付て述べる。

## 二〇〇 チヂヒの躍起運動

中ヨーロッパに散在するスラブの各民族の間には、十九世紀の初年以來、その民族の歴史傳説を研究する風が起つて來て、その言語學者は、チヂヒ語や、セルビア語や、ポーランド語が、その各の使用區域に於て連絡を有せざるに拘らず、もと同一系統の語族から出でたるものに相違なきを證明したし、史家は、又、ポーランド人でも、チヂヒ人でも、セルビア人でも、皆古に於て立派な獨立の國家

をなしつゝありしもので、彼等が現在の嘆くべきでいたらくは、畢竟するに、その卑屈無氣力なるの致す所に外ならざるを明にし、以て大に民族的自尊心の煽揚に努めた。異なる民族の支配の下に屈しつゝあるスラブの諸族間に、彼等が皆同じくスラブの兄弟であると云ふ共同觀念が油然として湧き出でて、此種の大聯合をば、政治的に實現しようとする云ふ様な考の臘氣ながらも兆したのは、此頃からの事であつた。此運動の、スラブの諸州はおろか、ドイツ中でも最古の譽れあるブラーグ大學の所在地として、又、彼のフス Huss や、コメンスキ Komensky の故郷たるを誇りとするボヘミアを中心として行はれたことはもとより偶然ではない。自然の資源に極めて豊富なる、而して、又、宗教改革運動の急先鋒たりしエルベ河上流の此王國は、十六世紀の初年にハブスブルグ家を其君家として戴くこととなつて、三十年戦争に際しては、ローマ舊教のオーストリアから最殘虐なる窘送を被り、そのため、彼が民族としての活力は、爾來、約二百年の久しき、殆んど停滞するには至つたけれども、その獨立時代の光榮ある歴史は、敢てチラヒ人の頭の中から忘れられた譯ではなかつた。オーストリアを苦しめんとて、彼等にその獨立を煽揚したるナポレオンの雄辯は、彼等をして起たしむるに成功しなかつたけれども、幾くもなくして彼等の解放運動は、先づその學問上の研究を緒として開かれた。既に一八一八年に於てスラブ博物館はブラーグに創設せられて、古い戴籍が蒐集せられ、翌年には、近代文學の刊行を目的とする一協會の組織成り、それからしてチラヒ語の

雑誌が創刊され、チラヒ人のクラブが設けられ、古典學者は頻りにスラブの原始的歌謠を攻究したし、詩人は、無學なる下層人民の間に於て、纔にその殘喘を保ちつゝあるチラヒ語を以て詩を賦して新なる國民的文學の發展に助力したし、史家は、又、ボヘミアの國史をものしてチラヒ人のドイツ人に對する抗争の物語りを説いた。中古に於て中ヨーロッパ目がけて最も奥深く侵入したるスラブ民族中の唯一の生殘者であるチラヒ人の此目ざましき文學上の活動は、忽にして南スラブ人の間にも傳播した。

メッテルニヒの政策は、徹底的に行はれて居たから、すべて反政府的の政論は、全く禁遏されたが、しかしながら、十九世紀前半に於ける此思想家記者の事業は、機會だにあらば、チラヒ人の昂上の要求をして政治上に及ぼさしむるだけの準備に於て缺けては居なかつた。されば、三月に於けるウィーン革命の報に接するや、ブラーグにも、之に劣らざる排ドイツ人的の擾亂が起り、六月には有名なるボヘミア史家バラツキー Palacky を議長として、すべてのスラブ族の大會が此都に召集せられたが、しかしながら、由來ボヘミアは、その地狭くして人口寡少、四周を包圍するドイツ人やマジアル人の中に孤立して、スラブの獨立國家を建つると云ふことは容易の業ではなかつたし、さりとて東方に隣接する雜然たるスラブ諸族と大同團結すると云ふことも實際問題として最も困難であつたので、チラヒ人は、もとより一致して最後までオーストリアに對抗しようとする云ふでもなく、かゝる間

にブラーグはオーストリア兵の砲撃する所となり、全スラブ大會は空しく解散し、地方の等族會議は禁止を命ぜられ、政治運動は全く弾壓せられた。けれども、聯邦主義を標榜し、*ザヘミア*をもハブスブルグ帝國內に於ける政治上の一單位となさんことを主張し、飽くまでも、その民族の特性を保持伸張せんてふ彼等が不屈の意氣に至つては、一步もドイツ人やマジアル人に譲る所なく、彼等の教育上、文教上の事業には、又、嘆稱すべきものが、尠からずあつた。オーストリア帝フランツ・ヨーゼフが、一八六一年と一八七〇年との兩度に、他日、*ボヘミア*を王國として彼自ら、その王冠を戴くに至るべきを宣言したのも、チラヒ人の此意氣の屈すべからざるを思つてのことであつたが、然るに、此の公約も、終に、實現せられずじまつてしまつた。

## 二二一 ホンガリア王國の興廢

チラヒの運動は獨立の試みと云ふまでも至らずに了つてしまつたが、マジアルのそれはチラヒの一步若くは數歩を進めたる解決を贏ち得た。マジアル人の民族運動は、二つの形の下に現れた。オーストリアに對しては解放の要求として、而して、又、ホンガリアを自らに於ては、劃一統一の政策としてある。解放を要求するものにも、亦、自ら緩急の別があつた。筆をこれ等の事實に染むるに先つて、しばらく、ホンガリア王國の起源及其沿革を概説せねばならぬ。

マジアル人の初めてドナウ流域の中原を占據したのは、八九六年にありとせられて居る。當時多神教徒たりし彼等は、これから一百年の後には、ローマ舊教に歸依して一〇〇〇年に聖ステフェン *St. Stephen* は、ローマ法皇から王冠を受けてホンガリア王國中興の祖となつた。爾來、此の國の勢には消長あつたが、十五世紀後半期のマチアス *Matthias* 王に至つては、正に其頂點に達し、彼はオーストリアを撃破してウィーンを陥れたし、又シレシア及モラヴィアを略してボヘミア王の稱號を兼ねた。當時のホンガリアは、眞正の意味に於てトルコに對する基督教ヨーロッパの防衛者であつたが、生前に於て北方の征略にのみ專にして、南の方、トルコ人の討伐に意を用ゆるに暇なかつたマチアス逝きて四十年ならざるに、一五二六年、モハツ *Mohacs* の一戦は、ホンガリアの運命を決し、當にその青年王の戦死と共に、彼が名譽ある王朝の斷絶せしのみならず、所謂、ホンガリアの大平原は、擧げてトルコの有に歸して、その總督は、*プダ*を居城として之を治むることとなつたし、トランシルヴァニアはマジアルの貴族の下に獨立の一公國となつたし、殘る西部及北部の地域は、オーストリアの併合する所となつてしまつた。十七世紀の末から十八世紀の初二十年にかけてのホンガリアが、トルコからその舊領を奪回し得たのは、一にオーストリアの力であつたので、一六八七年からは、若干の事情の下にはマジアル人の其王に抗するを認むてふ一二二二年の憲章中の有名な一條項をば抹殺してしまふことになつたし、又、同時に、これまで選舉制であつたホンガリアの王位

も、ハブスブルグ家に世襲せられることになつてしまつた。

されどマジアル人には、中古以來傳來せる有力なる二、三の傳説があつて、ハブスブルグ皇國內に於ける彼等の特殊なる地位が認められて居つた。イギリスの大憲章に後るゝこと僅に七年にして貴族連が王に迫つて發布せしめたる前記の憲章は、その一つである。これはホンガリアの中央には一の等族會議を、地方には總計五十五の地方等族會議を設けて、中央のそれは少くとも三年に一回、之を召集して政務に參與せしむべきを規定したもので、ホンガリアの國情のいかに拘らず、保持せられ來つた。一七二三年のブラグマチック・サンクションはその一つである。これは、ハブスブルグ家の領土の不可分なることを確立したものであつたが、同時に之によつてオーストリアとホンガリアとの共同政務を掌るべき機關を初めて設立し、ハブスブルグ帝國の二元制度に根柢を据ゑたものであつたのである。

## 二二二 マジアル人の叛亂

マジアル人にとつては最も尊き此の如き傳説が新なる意義を佩びて復活するに至つたのは、勿論、フランス革命後のこと、ナポレオンの戰亂に際して一時、中絶せられた同國の國會も、一八二五年には、再、之を召集せざるを得ざるに至つた。マジアル人の立憲的運動の着々として發展した

のは、それから以來のことであつた。當時、殊に此勢力を助長せしものは、マジアルの詩人、戯曲作者及小説家の努力によるその國語及國文學の再興で、一八三〇年には、翰林院の創設あり、すべて公職に就くものには、マジアル語の知識はなくてはならぬものとせられ、國會そのものも、數百年因襲のラテン語を廢して、斷然、國語を用ゆることにした。かくして自今、行政部、立法部に於ける公用語としてラテン語に代ゆるにマジアル語を以てすべき旨の法律の發布せられたるは一八四〇年のことで、更に居ること三年にしてマジアル語は、すべての官廳及議會に於けるのみならず、學校の專用語たるべきこととなつた。マジアル人の此民族解放的要求はかくして開展し、ウィーン革命の勃發するに及んでは、その國會は、いち早くも時弊の改善に關して決議する所あり、委員をして之をウィーンに提出せしめた。その要項は三つある。

- 一、新に責任ある民族的政府を設けて、一千年にわたるホンガリアの歴史と、その憲章とによつて保證せられたる不可讓の諸權利を確保すること。
- 二、ホンガリアのすべての住民をば、その言語、宗教のいかんを問はず、法律の前には自由、且、平等たらしむべきこと。
- 三、齊しく皇帝を仰ぎて君とし、又その繼承法を承認するオーストリア帝國內のすべての人民は、不當に褫奪せられたる彼等の古き憲法上の諸權利を恢復し、之を變改してそれづくに彼等の

要求と、時代精神とに適應するものたらしむべきこと。

これ等の要求を具體的に云へば、要するに、責任の内閣、印刷の自由、陪審制度、國民教育制度等にあつた。ウィーン政府は多端の際として、やむなく、これ等の大概に承諾を與へたものだから、マジアル人は、直に民族的内閣を組織し、毎年、國會を召集すること、國會の期限を三年とすること、選舉は直接とすることを定め、貴族の租税免除を廢し、農奴制、封建的租税及封建的裁判を一掃して、地主には之に對する賠償を支拂ふこととし、印刷及信仰の自由を立し、新に民族的軍隊及民族的大學校を創立し、トランシルヴァニアをハンガリアに併合した。これ實に中古的封建のハンガリアをば、一朝にして近世國家に改造したもので、此等の重要な平和的革命は、皆、一閱月の中に行はれたのであつた。然るにウィーン政府は、之を以てオーストリアの劃一政策を破るものであるとして、邪魔を入れたものだから、之を憤れるマジアル人は、ハンガリアの憲法によつて即位の宣誓を行はざるものをハンガリア王として推戴すること能はずといふ理由を以て、新帝フランツ・ヨーゼフの登祚を認むることを拒んだ。ウィーン政府の非妥協的な態度は、かくて彼等をして全く、ハプスブルグ家を離畔するに至らしめた。蓋し叛亂は、必しも、彼等の初より期する所に非ず、彼等は、立憲的施設の實現を求むるに過ぎなかつたけれども、ウィーン政府が、マジアル人の歴史的权利を尊重せず、又、その公約をも反故にして飽くまでも之を壓服せんと擬し、その國會を解散

し、又、兵をベストに入れたものだから、彼等は、熱烈なる愛國者ルイス・コシュト *Kossuth* の指導の下に、一八四九年四月十九日、全然、ハプスブルグ皇國から獨立して共和國を建つべきを天下に宣言し、コシュトを擧げてその假大統領とした。時恰もウィーン政府がブラダの騒動を鎮めたばかりの所で、イタリヤの領土は鼎沸して居るし、スラブ諸族も動搖して居たので爲さん術を知らず、終にロシアの援兵を乞ひ、ロシア帝は、又、之を以て彼の國內に於ける同様の運動に威壓を加ふる所以なりとして直に承諾を與へ、十五萬の兵をハンガリアに入れて之を平定せしめ、共和の三日天下は鎧袖の一觸に脆くも倒れてしまつた。

### 二三 劃一政策

一八四八、九年に於けるハンガリアの運動は、内に於ては立憲のそれにして、オーストリアに對しては、民族的のそれであつた。此運動が頗る其時を得て居るにも拘らず、不幸にして蹉跎してしまつた所以は、思ひがけなき一大強國の武力干涉のためではあるが、されど、當時のハンガリアは、又内に於ても、全くその民族的一致を得ては居なかつたのである。マジアル人は、自に向てこそは、民族的解放を主張したけれども、同じくハンガリアに共棲せる他の異民族の民族的要求には、何等格別の考慮を拂ふことないと云ふ様な矛盾的行爲を敢てしたので、南スラブは勿論のこと、ロマ

ニア人までも甚しくマジアル人を嫌忌し、クロアチア人やセルビア人は、之がために寧ろウィーン政府を迎合するに至つたので、ウィーン政府は、機に乗じて益、この民族間の反感を激層せしめた。亂後に於て反動の一時たりとも、著しき効果を収め得たのは、主としてかゝる内國の狀勢の致す所であつた。

但しハブスブルグ皇國に於ける一八四九年の反動は、一八一五年に於けるヨーロッパ列國の反動とは、その成功の度に於て多少の相違を有する。後者は、立憲的意義に於ても、又民族的意義に於ても、舊制の復古だつたが、前者のそれは、かくの如くに徹底的なるものではなかつた。革命によつて破壊せられたる制度にして、再、恢復せられずじまつたものも尠くはなかつた。租税の免除、若くはその不公平なる割り當てとか、地方行政上の權利とか云ふ様な、貴族が専占した色々な封建的の權利は、廢止せられたまゝ、復舊せられなかつたが、その代りには、これ等の世襲的貴族に代りて、新に一切の權力の地位を占めたものは、一代的貴族たる官僚であつた。一八四九年五月の憲法第五條(すべての人種は、對等の權利を有す。何れの人種も、其國民性及言語の尊重擁護に對して侵すべからざるの權利を有す)は廢除せられてしまつたし、同年十月十七日の勅令は、「ホンガリアの舊憲法は、革命そのものゝために無効となれり」と宣言したし、又、更に翌年には、オーストリアとホンガリアとの關稅の界は撤せられてしまひ、ウィーン政府は、絶對制度、中央集權主義及ドイツ化

的政策の三大綱領を翳して、着々として二元主義の打ちこはしにとりかゝつた。要するに、ドイツ聯邦に於けるオーストリアの霸制的地位をば、いやが上にも鞏固なるものたらしめんがために、之をば統一せるドイツ的一國家たらしめようと云ふのであつた。ドイツ語を公用語としたのも、國教を定めたのも、皆これらの劃一的政策の現れに非ざるはなかつた。一八五三年には、ボヘミアの學校で宗教上の教育以外にチマヒ語を使用することが禁ぜられたし、翌年には、ポーランドのクラコフ大學がドイツ語を用ゐてすべての講義を授くべきを命ぜられたし、更にその翌年には、ホンガリア、その他スラブ地方の中等學校がドイツ化せられた。同年締結の宗教條約 Concordat はローマ舊教をハブスブルグ皇國の國教として、カトリック教會に委ぬるに、學校の監督、圖書の檢閲、及、結婚事務の處理を以てし、國家と教會との提携を一層に密にし、僧侶及官僚、相共に諸民族の解放的及立憲的の要望を阻んだ。ウィーン革命後、十年にわたる此の劃一的政策は、主として之が實行の任に當つた大臣の名によつてバツハ Bach 制度と稱せられる。

## 二四 一八六七年の憲法

ハブスブルグ皇國に於けるバツハ制度のさしたる故障なくして其効果を收むることを得たりし所以は、ウィーン政府が、ホンガリアの討伐によつて、内國に於けるウィーン王朝の面目を確持し得た



ると、一八五〇年のオルミュツの外交上の勝利によつて、ドイツ聯邦内に於ける其指導的地位を固め得たりしために由るのであつた。已に然る以上は、政局を支配すべき彼が實力の墜落と、内外に於ける其威信の抑損とを明にすべき事變にして到來せんか、劃一の政策も 到底、之を支持するに難かるべきは、理の見易き所である。一八五九年と一八六六年との兩次の戦争は、恰も、ウィーン政府をしてその對内政策を轉換せしむべき機會とはなつた。ソルフェリノの戦敗の翌春、フランツ・ヨーゼフ帝は、高官及地方の名士を勅選し、之をして民福を確保するに必要な方法を評議せしめたが、此議會には、中央集権的の立憲制度を求むるものと、地方分権主義の下に各民族の歴史的的政治的個性を主張するものと兩様の意見が分れたけれども、當時の心細き財政の状態に省みて、現状の打破せざるべからざるを認むるに於ては、皆、一致したので、帝も止むなく、先づ諸民族の國語使用に關する束縛を解き、一八六一年二月二十六日の詔勅を以て、統一制度の下に於て立憲政治を行ひ、各地方には、地方議會を設けてその各の利益を代表せしめ、ウィーンには帝國議會 Reichsrath を置き、貴族院には世襲又は一代貴族を勅選し、代議院をば地方議會選出の代議士を以て構成せしめ、以て立法の事に參與せしむべき旨を公布した。けれども、代議士の選出数は、オーストリアに最も都合の良い様に配當せられたばかりでなく、オーストリア領の方面では、ドイツ人の利益が別して篤く保護せられて居たため、セルビア人や、ロマニア人の如き、マジアール人の横暴を恐るゝこと

甚しき小民族は、概ね之を歓迎したけれども、ウエネチア人、マジアール人等の大民族は、何れも之に反對し、別してマジアール人は、一八四八年以後に起れる一切の新事實を否認し、ホンガリア、クロアチア、トラシルヴァニアの一團の一の國家たることを認め、マジアール人を以て組織せられたる内閣と獨立の議會とを許さざるオーストリア皇帝をば、ホンガリア王として承認すること能はずとし、ウィーンの國會が通過したる租税を認むるを肯んじなかつた。時にコスト一味の獨立黨は、外にあつて頻にマジアール人を煽動し、第二次の擧兵を斷行せしめんとしたので、ホンガリアの地位は危機一髪の間を薄つて來た。

此時に當り、獨立黨の計畫に對して、ホンガリアをばハブスブルグ皇國の重要な半分とし、オーストリアと對等の自主的地位を得しむべく努力した政治家は、デアク Deak であつた。サドワの敗戦は、ウィーン政府をして、その執拗なる統一政策を斷念してデアクの意見に應ずるの止むなきに至らしめた。蓋し一八六一年の憲法は嚴然として存在し、これによつて帝國議會召集の令が發せられたけれども、マジアール人、クロアチア人、及、ウエネチア人は、初よりして之に代議士を出すことを肯んじなかつたし、募に應じて一旦、ウィーンに赴任したボーランド及チラヒの議員も、既にして擧げて脱退してしまつたから、議會はあれどもなきに異ることなく、流石のウィーン政府も、その到底行はるべからざるを覺つたのであつた。其結果、一八六七年三月の憲法 Ausgleich は發布せら

れたのである。

新憲法により、オーストリア帝國は、新にオーストリア・ハンガリア帝國と改稱することとなり、此の帝國はライタ河此岸 Cisleithania 即、オーストリア及その屬領と、ライタ彼岸 Transleithania 即、ハンガリア及其屬領との二つに分れて、各半分は別々の憲法の下に自治するが、軍事、外交及財政の共通政務のためには、各大臣を置き、之をして二國共同の議會 Delegation に對して責任を帯びしめる。共同議會は、オーストリアの國會とハンガリアの國會とから選出せられたる等數の議員を以て組織せられたもので、二國共通の政務を議せんがため、毎年交代にウィーンとベストとに別別に會集し、通常は書面を以て互に交渉するけれども、若し双方の協議の纏まらない場合には、一同會合し、討論を用ゐずして直に投票し、以て問題に最終の決定を與へる。共同の政費は、二つの半分の分擔する所だが、その額は十年毎に改訂せられる。ハンガリアの一八四八年の憲法は恢復された。之を要するに新憲法に於ては、ハブスブルグ皇國の雜然たる諸民族の中、ドイツ人とマジアル人とが獨り主治民族たる地位を攫取することとなり、多くの小民族の利益は、大分、没却されたので、帝國に於ける民族的運動の發展し得べき途がなほ殘された譯であつた。

## 第六章 ロシア諸民族の解放運動

### 二五 雜然たるロシアの諸民族

ナポレオンのフランス大帝國が潰えてからは、ロシアは、ヨーロッパでは勿論のこと、當時の世界に於ても最大の國で、遙々としてエウラシア大陸北半の大平原に蔓延し、其人口は四千五百萬を算へた。此國は、自然に一の大民族の居住すべき地域として作られたるもの、様におもはれる。かくの如くに坦々たる平原國は、たとひ、或時代に於て異民族の雜集を見ることがあらんとも、苟も格段なる優劣の差の彼等の間に發生したらん限り、やがては、優族の統一する所となるべき運命を有するものでなければならぬ。印度ヨーロッパ人種の一支部であるスラブのドン、ドニエプル及ウイスマ諸河の流域を占めたのは、基督紀元より遠い以前のことであつたが、異種族割據の狀勢は、已に此の當時からの現象で、スラブは、西北東の三方に蟠居したリトワニア人、フィン人、及、トルコ人と聞はなければならなかつた。リトワニア人は、ニエメン及ドヴィナ流域、バルト沿海を占めし印度ヨーロッパ種の一民族で、スラブとは別系をなし、言語は、所謂バルト語族と稱して、世界現行の國語中、最、梵語や、古代ギリシア語に近いものである。フィンランド灣沿海のフィン人（灣南エストニアの住民はフィン人と同系で、エスト人と稱せられる）は、多分、ヨーロッパの先住人種の遺族である。

又東方に隣接したるトルコ族は、九世紀には更に南の方、ヴォルガの下流にまでも侵入したから、ロシアは、ヨーロッパの中で異種族を包括することの最も多い國の一つである。思ふに、此の如きは、其の地勢が極端に開放的なため、別して人種の故土たるアジア洲に接する東部の方面には、何等自然の障壁もない所から、ロシアは、此の後とも、東方からやつて來た蕃族の蹂躪する所となるを免れなかつた。これ等の侵入種族の隨一は、ドナウ及ラインの流域に到らんとして殺到した蒙古人で、彼等は、第十三世紀以降、二百年の久しき、全くスラブ諸族を支配して居たものだから、その子孫は、今に黒海沿岸や、ヴォルガ河畔に残つて居る。尙、近代に至つてからロシアに入つたものはドイツ人や、ユダヤ人がある。ドイツ騎士團體は、第十二世紀にクルランド、リヴォニア等のバルト沿海地方を征服し、自分は貴族として土着のレット人 *Letts* (リトワニア人の一支族) をば農奴の地位に貶し、又、初めてキリスト教を之に輸入した。十六世紀にドイツ騎士團體が解散せられてからは、此のレット人の居住地域(彼等は之を稱してレットニア *Lettonia* 又はラトヴィア *Latvia* と云ふ)中のクルランドは、獨立の公國としてリトワニア、ポーランドの保護の下に立つに至つたが、次の世紀に、リヴォニアはスウェーデンの領となり、更に十八世紀の初、ロシアの勢力、エストニア *Esthonia* の方から南下し來つてリヴォニア、先づ、その併す所となり、その世紀の末には、クルランドも、ベトログラード政府の手に歸した。ロシア政府は、一八一七年、クルランドに於て、一八一九年には

リヴォニアに於てレット人の農奴を解放したが、地主は依然としてドイツ人であつた。レット人は身體の自由をこそ得たれ、その境遇はあまり改善せらるゝ所なかつたので、民族的、經濟的、政治的に主人として彼等に壓迫を加へたドイツ人を憎んだ。ロシアの底止する所を知らざる侵略の手は、同時にカザカス山地の諸民族にまでも及んだ。

## 二六 スラブ諸族

かくの如くに、この尢然たる大陸國のこゝそこには、異種民族の割據を見ざるには非ざるも、彼等は、之をその總人口に對する比例的割合から云へば極めて少數で、滿月の全面積よりも廣きツァール帝國に於て、數の上に壓倒的勢力を有するものは、矢張りスラブ族であつた。但し、ロシアに於けるスラブ族も、歴史的發達を遂ぐるに従ひ、次第に分化して、已に中世の後半期に於て、少くとも二つの大民族を區別し得るに至つた。それはポーランド人とロシア人とである。第七、八世紀の頃に於て殆んど何等の差違を見ざりし彼等の、終に全く分れて相争ふに至りたりし所以のものは、彼等の各が別々の種族によつて征服せられ、異なる宗教に歸依し、異なる文明の感化を被り、異なる文字を採用し、異なる文學を發展し、かくして異なる民族を形成するに至りしために外ならぬ。換言すれば、スラブの一族であるレヒ *Lechi* によりて率ゐられ、西ヨーロッパの文化に浴し、ローマ舊教に

回心したものはポーランド人となつたが、スカンデナヴィアの一支族たるワリアグ族 *Varjags* の統ぶる所となり、ビザンチン文明の直接感化を享受し、ギリシア舊教を信奉したものはロシア人となつたのである。

ポーランド人とロシア人とは、其祖先を同うするに拘らず、別殊の途を辿り、前者は終に其建國の事業に敗亡したので、大ロシア國に於て主制的民族となりしものは、ロシア人であつた。従てロシアは、數百年この方、ロシア人のロシアたるを失はないが、しかしながら、此同じロシア人も、他の大民族と同じく全く、同質の渾然たる一民族をなして居る譯ではなくして、次第に地域的に三つの區別を見る様になつて來た。白ロシア人 *White Russians* 大ロシア人 *Great Russians* 及、小ロシア人又はルーテン人 *Little Russians* or *Lithuanes* 卽これである。

ロシアで白ロシアと稱せらるゝ地方は、ポーランド第一回第二回の分割によつて、ロシアに歸せしミンスク *Minsk* ウィテブスク *Vitebsk* 及モヘレフ *Mohileff* の三縣であるが、こは、十三世紀の末からは、リトワニア *Lithuania* 大公國の領有する所となり、ついで十六世紀にリトワニアとポーランドとの政治的結合をなすに及んで、ポーランドの勢力の下に立つたものだから、ロシアの之を併有してからも、その性質の中にあるポーランド的な分子は依然として存在して居る。従て白ロシアの言語なども、小ロシアほど純ではないが、ともかくも、言語上に於てのみならず、その民族的生

活に於て、その性格、風貌に於て、又その歴史傳説に於て、ロシア人の他の二つの支族と相違する所があるのである。

残る大ロシア人と小ロシア人とは、人種上、言語上、スラブ民族の何れの支族との間よりも、親密なる關連を有するものではあるが、さりながら、小ロシア語は、今は最早、大ロシア語の地方的方言たるに過ぎざるものではなくして、全く一つの分明なる國語たる地位を占めつゝあるのである。二つのもの、相違は、モスクワを中心として北方及東方に蟠まつたものと、キーエフを中心として南の方ドニエプル *Dniepr* ブーグ *Bug* 及ドニエストル *Dniestr* の流域を占めたものとの地理上の分化である。大ロシア人は、凜烈寒瘠なる北方の風土と奮闘して、實行的な民族を發展したが、小ロシア人の方は、多少に拘らず、溫柔なる環境にあつて、藝術的な天才を發揮するに至つた。所謂ロシアの歴史なるものは、實に此の大ロシア民族が東ヨーロッパのスラブ諸族の間に崛起して、他の諸族を征服する物語りである。

## 二七 ロシアのその異民族に對する政策

モスクワを中心とする大ロシア人は、此エウラシアの大平原に向て限りなくその手を伸べて行つたので、その新なる征略に伴うて異民族は益々加つて來、主治民族たる大ロシア人に非ざる分子の

數は甚しく増して來たと云ふことは、これ實に止むべからざる所であつた。是等征服せられた種族の中でも、シベリア及カザカス地方のもの、竝にウラル、ウラル及クリムあたりの回教徒は、未開の種族か、然らざればロシアと全く文明の系統を異にするものに非ざるはなく、何れも大ロシア人よりも後れてヨーロッパ文明に接觸したが、小ロシア人、白ロシア人、ポーランド人、バルト地方のレット人、フィンランド人は、大ロシア人が韃靼人の感化を被り、又ビザンチン文明を輸入して、頗る東洋的の趣を帯ぶるとは異つて、悉く、西ヨーロッパ文明の風化を被つて居る。小ロシアは、最も大ロシアに近いものではあるけれども、西ヨーロッパの文明は、中々、これに浸染して居るし、バルト沿海地方とフィンランドとは、ドイツの文化が這入りこんで居るし、而して、又、ポーランドは全然、ラテンの文明系統に屬して居る。

大ロシア人を中心とするツァール帝國の、これ等の諸民族を待つ所以の政策は、終始一貫して居る。そは彼等をば常に大ロシアの制度、法律を以て統一するのみならず、その宗教、言論、習慣、建築の様式等の些末なる點に至るまでも劃一してロシア化、否、大ロシア化せんとすることである。此の政策は、小民族に對しては、勿論ではあるが、大ロシアとは別殊の存在をなし、文明の度、寧ろ之に優るなる臣従の大民族に向ても徹底的に行はれたが、七月及二月の革命の餘響として、民族解放の運動のヨーロッパに漲るに當りては、ロシアの先覺民族にも、亦西ヨーロッパに於ける此風潮に動かされて

起てるものなきに非ず。ポーランド人の如きは、屢、起て終に敗れたし、小ロシア人なども、亦、已に其當時に於て、彼等の民族擁護の要求を提唱したのであつた。

## 二八 十九世紀初年のポーランド

ロシアに於ける異民族の中で、ポーランド人は蓋しその最歴史的なるものである。ロシア、オーストリア、プロシアの三國のまだ幼稚なりし第十五世紀に於ては、ポーランドは、南方のトルコと相竝んで、東ヨーロッパに雄視したものであつたが、その地域のあまりに四方に暴露して聊も防禦せらるゝ所のないかつたのと、君主的原理の發達を助長すべき事情の稀薄なりしとのために、外侵に對する此國の抵抗力は、至て虚弱で、十八世紀の後半期に至り、終に脆くも三強隣の分割する所となつてしまつた。一番大なる地域を手に入れたものがロシアであつたので、普通にポーランドの問題と云へば、いつでも、直にロシアのそれを意味するものであるかの様に思意せらるゝに至つたが、實は之に付ては、他の二國も、ロシアと同じく重大なる利害關係を有せざる譯ではなく、所屬ポーランド人に對する政策に付ては、彼等は、大概、相互に援助的態度を採つて、此執拗にして不屈なる異民族を壓迫して來た。これポーランド解放問題の發展の極めて遅々たりし一つの理由であつた。

ロシアに於けるポーランドは、ロシア帝國の中でも一の特殊地域をなすもので、ローマ・カトリック

教を奉じ、ローマ字を輸入して、ラテンの文明系統に歸依した彼は、その中ヨーロッパに隣接せる地理上の地位からして、ロシアの他の部分よりも多く西ヨーロッパの文化に接觸し、百事、進歩的であつた。況や、ナポレオンは、こゝに彼の保護の下に立つ所のワルシャウ大公國を建設したこととして、フランスの新思想は、直接に之に輸入せられ、さなきだに獨立の昔を忘るゝこと能はざるポーランド人をして、層一層、ロシアの野蠻と獨裁制度とを厭うて自由の生活を憧憬せしむるに至りたるに於てをや。十九世紀に於て、此地方が、主としてロシアに於ける革命運動の策源地たるに至れるは、これがためであつた。

ウィーン公會では、ロシアは、分割のポーランドを三國の中から取り戻して、再、統一の古に復せしめんことを提案したが、フランス、イギリス、オーストリアの反對に遭うてその目的を達すること能はず、ポーランドは、これまでの通り、三國分割の支離的狀態を持續することになつたが、然るにロシアのアレクサンドル一世は、かくてワルシャウ大公國の大部分をロシアに併すに際し、殊にポーランド王國の名稱を恢復し、ロシア帝その王位を兼ねることにし、別に之がために憲法を制定し、國會を設置し、なほ印刷及良心の自由を許すべき旨を約束した。これ實にポーランドを以てツァーデル帝國に於ける自由の搖籃たらしめんとするの果斷なる處置であつたので、爾來、自由思想は、次第にロシア國內に宣傳せられた。同時に此種の運動を助長すべく、與かつて力ありしは、ナポレ

オン征伐のために出かけて行つて、その西ヨーロッパ帯在の間に自由主義にかぶれて歸つて來たロシア將士そのものであつた。彼等はその目撃したる西ヨーロッパの制度文物を標準として、自國のそれを批判し始め、祕密結社を結んで、ひとりポーランドばかりでなくして、ロシアのすべての殘部に、亦、之と同様の政治上の自由を許さんことを主張するに至つた。ポーランドに特殊制度を布きたる結果の、意外の方面に迄も影響して、帝國の累をなすに至らんとするを見たるアレクサンドル一世は、一方に於ては、メッテルニヒの反動的鼓吹の動かす所となつて、終に一八一九年に至り、彼が曩に許したる自由の幾分をポーランド人から撤し去つた。しかしながら、彼は事態の未だしかく重大となるに至らざるに、一八二五年を以て亡くなり、此の帝位轉更の機會に投じて、革命黨は十二月、ペトログラードに暴動を起して立憲を迫つたが、忽にして砲火の擊滅する所となつた。これ世に十二月黨 *December* の亂と稱せらるゝもので、かくの如くにして始まつた新帝ニコラス一世の御代は、最嚴辣なる反動的の時代であつた。

## 二九 ポーランド獨立運動の蹉跌

ニコラス一世がポーランドに對する非立憲的行爲は、爾來、頻々として繰り返され、ロシアの軍隊は、これに送派せられたし、その文官は、又日に日にポーランドの要路を侵し來り、ポーランド

國會の之に對する哀訴は、更に顧られず、ペトログラード政府の意の憲法を廢絶せしむるにあるの状、明かであつたので、ポーランドの志士の竊に往時の自由を恢復するの機を待ちつゝある折しも、一八三〇年夏秋、パリ及びブリュッセルに革命起り、專制政府の顛覆を見るに至りしを以て、ポーランド人は、之に力を得て、十一月、暴起してロシアの官兵をワルシャウから驅逐し、準備政府を設置し、列國に移牒して革命黨の要求を貫徹すべく援助を與へられんことを求めた。時に革命黨中、分化主義 *Particularism* を標榜し、ロシア帝と妥協して重要な立憲的保證を得るに満足せんとする白派と、分立主義 *Separatism* を主張し、此の際、全く、ロシアより分離獨立せんことを求むる紅派との二派あり、互に鎗を削りて相争ひたる結果、紅派、終に溫和論者を壓倒して、一八三一年一月二十五日を以てポーランドの獨立を天下に宣言するに至つた。されど、ポーランド臣民の處分に關して或程度まで利害をロシアと一にするのブロシア及オーストリアは、もとより、ポーランド人の此の運動に聲援すべくもなかつたし、フランス及イギリスの兩民主國も、亦、ロシア政府の苛烈殘酷に對して遠吠をするのみで、敢て積極的に其の叛民を援けようとしなかつたので、九月にはロシアの兵は再びワルシャウに入り、盡く獨立黨を勦滅し、ロシア帝、勅して一八一五年の憲法を廢し、自今、ポーランドはロシアと同一の國民であること、彼がポーランド王としての戴冠式は、ワルシャウに於て行はずしてペトログラードに於て行はるべきことを宣し、ポーランド軍隊を解散し、

ロシア語を強制し、ロシアの貨幣を輸入し、又、ロシアの官吏を普く之に配置した。

此獨立運動の一敗、地に塗れてからは、ポーランド人は、最も苛きニコラス一世の壓制の下に最早その志を伸ぶるの地なく、絶望的に黙靜し、その宿年の企圖を放擲してしまふより外なきの狀態に陥つたが、アレクサンドル二世が自由主義の政治は、彼等に幾分の希望を鼓吹したし、又イタリヤのその民族的統一を實現し得たる活例も彼等を激勵する所あり、一八六〇年の頃から徐に動き始めた彼等は、終に一八六三年を以て再び大事を擧ぐるに至つた。けれども、彼等の運動に組織編制なく、その貴族と農民とは徒に牆に相闘いで、農民はロシアの官憲に通じて却て貴族を窘逐すると云ふ様な有様であつたから、イギリス、フランス及オーストリアの三國が、彼等のために口先ばかりの干渉を試むること三回に及んだにも拘らず、優勢なるロシア軍隊の蹂躪をいかんともすること能はず、叛亂は間もなく鎮壓せられ、ポーランド固有の制度は全く廢絶せられ、全ポーランドは、ロシア帝國の殘部、同じく、行政上、ペトログラード政府に直隸することとなり、ポーランド王國の稱號も止められてしまつた。亂後、ロシア化政策は益々強硬に追及せられ、ロシア語は、官用、及、大學に於ける講義用として用ゐらるべきことになり、教會にまれ、小學校にまれ、劇場にまれ、新聞紙上にまれ、實業上にまれ、全然、ポーランド語の使用が禁止せられ、ローマ・カトリック教に屬する僧庵は閉鎖され、教會の所有財産は官憲の管轄の下に移さるゝことになつた。

一八六三年の此叛亂に由て、殆んど政治的復活の途を絶たれたも同然のポーランドが、その政治上に失ふ所を經濟上に於て償ひ、物質的繁榮を贏ち得るに至りしことは、不思議の運命であつたと言はねばならぬ。此點に於て吾人の銘記を要することが二つある。叛亂に際し、農民をしてその平生惡む所の貴族に反對せしめて、内部に於て巧にポーランド人を裂き得たるロシア政府は、此方針によつて益々貴族に壓迫を加へ、之より沒收し得たる財産をば農民に頒賦して彼等の驕心を買ひ、又、これまで貴族に膠着せし色々の特權をも農民に及ぼし、各村には、貴族僧侶の手を離れて自ら村務を處理するの權利を許した。かくして自由の財産として新に農民の手に歸したる土地は、ポーランドの少くとも半分にも及ぶと稱せられて居る。これポーランド農村の大發展を促せし有力なる動因であつた。今一つは、一八七七年に至つてロシアとポーランドとの間の關稅の障壁が撤せられた事である。之によつて各種の近代工業は、蔚然としてポーランドの野に勃興し、その長足の進歩は供給者たるポーランドと、需要者たるロシア本土との經濟的結合を益々鞏固にし、二つのものをして有機的に離れがたからしめた。

### 三〇 ロシアに於けるウクライナ(小ロシア)の地位

第九世紀から十二世紀までのウクライナ Ukraina 即、小ロシアの歴史は、ロシアの歴史そのもの

である。即、ウクライナの一君主が其都スズダル Suzdal からモスクワ Moskva に移り、己の言語及宗教を多神教の土着民に強制して、所謂モスコヴィア Moskovia 國を創めたが、此民族は、幾もなくして、蒙古人の征服する所となり、その羈絆の下に呻吟すること二百年に及んだ。現在の大ロシア民族はかくして發展し來つたものである。されどキーエフを中心として、ドニエプル河及ドン河の間にありし彼等の祖先は、依然としてその人種の純潔を失はず、ポーランドの跋扈せし頃には之に内附したが、十七世紀の初半、ポーランドの勢を失ふに及び、ドニエプル及ドンの沿岸地方を擧げてポーランドより脱離し、カザック Kazak の隊長の下に、更に北方の強國たるモスコヴィアと結ぶに至つた。當時のカザック隊長は一種の自治をウクライナに行つて、中々、大なる權力を弄して居たので、ロシアのピョートル大帝は、之を覆して、統一の政治を此地方に及ぼすべく大に骨折らざるを得なかつた。

此の如くに大ロシアとウクライナとの生活は、久しきにわたつて別離せられて居たけれども、共同の祖先に出たものであると云ふ記憶を有する彼等の間には、實際の意味に於て抗爭と名くべき程のものはかつて存在しなかつた。兩民族の抗爭は、實に十九世紀に至つて初めて發生したものである。ウクライナの民族的運動は、文學上の努力を以て始まり、それから次第に政治上に及んだ。此運動に備へ供給したものは、コトリアレヴスキ Kottliarevsky で、彼は一七九八年、初めて小ロシア語



でその作を公にし、一個獨立のウクライナ國文學を作らんとした。言語學上、及、人種學上、大小ロシアの民族的關係のいかんを明にせんとせんとする學者の研究も、亦、此の勢を助長したが、更に民主的思想の宣傳せらるゝに及んで、民族的要望は識者の間に弘まつて來、這種の思潮を歌うた詩人シェフチェンコ  
— Shevtschenko は、ロシア官憲に睨まれて十年の永き、シベリアに流謫せられ、一八六一年三月十日を以てその落魄の一生を了つた。ロシア政府は、言語を弘むるの運動を以て政治運動の第一着歩であると見做し、科學上の研究に向てすらも、好感を表せず、一八七六年には、純然たる史學上、又は文學上の性質を有するものに非ざらん限り、ウクライナ語を以て出版することを禁止する旨を布告し、檢閲を嚴にして一步も假借する所なく、此彈壓は三十年の久しきに及んだ。

### 第三編 民族統一の運動

#### 三一 無統一の中ヨーロッパ

分化主義 Particularism なり、分立主義 Separatism なり、硬軟様々の意味に於ける民族解放の運動は、十九世紀の後半に於ても、冥々の裡、その進展の歩みを止めなかつたが、之が軌近の經過は後章に叙説するを便利なりと考へるので、しばらく茲に筆を擱く。之を要するに、これまで述べ來つたる所では、ヨーロッパに於ける第二等國以下でこそは成功したけれども、第一流の強國では、何れも失敗に了らざるはなく、纔にハプスブルグ皇國に於けるマジール人が一八六六年のオーストリア戰敗の機に乗じて、兩族駢立の目的を達し得たる位が關の山であつたのである。民族的運動は、民族各自の自覺を以て前提とすべきは勿論だが、假令、自覺の發生したらんとも、その民族が或程度以上の量と質とを有し、又、その目的の遂行に於て、列強からの有力なる後援を贏ち得るに非ずしては、之が成功の可能を必することが出來ぬ。解放運動の不成績は、是等の弱點に原因したが、然るに、中ヨーロッパに於けるイタリア、ドイツの二大民族の統一は、見事に成功し、永い間、ヨーロッパの一大有機體の患部をなして居つた此地方に、居然たる雄邦が俄然、聳立すると云ふ近世史上の壯觀を演出するに至つた。

イタリアとドイツとが久しきにわたりて支離滅裂の状態を持續したりし所以に付ては、兩地方に共通なる原因が存在する。彼等は、到底、統一を許さざる絶對的な自然の事情によつて裂かれて居たと云ふではなくして、其然りし所以は、全く紛糾せる各種歴史上の事情の纏綿に因るのであるから、彼等の民族的輿論が熟し、相結束して是等の歴史的原因を制することが出来さへすれば、その地域的、乃至は政治的の凝集結合を完うすることの不可能なる筈はなかつたのである。これ等の歴史的原因と云ふのは、第一に封建制度である。第二にローマ法皇廷と神聖ローマ帝國との教俗二權の對峙争闘せしことである。第三には、近代のヨーロッパ各國が採れる勢力均衡の外交政略である。封建は、中古後半の西ヨーロッパを通ずる制度で、イタリア、ドイツにのみ限るものではなかつたけれども、第二、第三の諸原因の引き續いて作用したために、他の末端地域の夙に中央集權して、雄大なる統一國家を發展し得たりし間に於て、軀幹にあたる中ヨーロッパの此の地域だけは、永く此の支離的狀態を脱却することが出来なかつた。

もつとも、以上の諸原因の働き方は、場所によつて其強度に多少の差違を見ざる譯ではなく、イタリア半島の不統一は、主としてイスパニアや、オランダや、オーストリアの交る／＼之を支配したためであつて、共同感情の缺乏は、寧ろ第二段に置くべきものであつたし、之に反してドイツのそれは、聯邦各國の偏執的個人主義の結果に外ならなかつた。さりながら、ドイツには、とにかく、聯

邦の國會と云ふものがあつて、所屬各國の利益が曲りなりにも之に代表されて居たし、それに又、有名無實であるとは云へ、神聖ローマ皇帝なるものがあつて、自らその中心點の所在を示して居つたが、全然、外國人の支配する所たるイタリアでは、その地方的利害を表白すべきかゝる制度の設すらもなかつたのである。ローマ法皇なる教界の一大權威があつたけれども、彼は、一イタリアの有物に非ずして世界的のものであつた。見るべし、第一番に前者に緊要なりしは統一にして、後者に緊要なりしは自立そのものにてありしことを。

けれども、此不統一が却て地方的、乃至は個人的天才の發揮に好都合なりしは、大なる皮肉であつたと云はねばならぬ。イタリアでも、ドイツでも、内亂は、殆んど絶ゆるの時なかりしに、かてゝ加へて、四隣の強國は、之をば彼等が争奪の目的地とし、兵馬の巷たらしめたから、一般人民の苦痛の名狀すべからざりしにも拘らず、一切の羈束を撤したる此亂離の状態は、却て文教の發達のために好都合にして、各地方に於ける知的活動の最強烈なるものあり、文藝復興の大運動は、イタリアをその發祥の地としたし、又、宗教改革の狼火は、ドイツに於て揚げられ、以て彼等が政治的統一の前途を益々暗澹たらしめた。乞ふ、十九世紀の後半期に至つて、彼等のいかにして統一せらるゝに至りたりしやを語らむ。

## 第七章 イタリアの民族的統一

## 三二二 ナポレオンの統一王政

永くローマの腕力の下に統一されて居つたと云ふ歴史上の事實があるし、又、之を地理上から云つても、明白に一個獨立の自然地域を劃して、アルプ以南は、悉く同一のイタリア民族によつて占められてゐる事實があるのだから、中世以降の此多政府的 Polarchy 状態に嫌らざる愛國者の中には、既に已に之をば地域的に統一せんとふことを唱へた者もないではなかつた。詩人のダンテ Dante 學者のマキアヴェリ Machiavelli の如きはこれであつたが、時、未、到らずして半島の無統一は、なほ、數百年の間、持續し、以てフランス革命、及、帝政の時代に及んだ。

此無氣力卑屈のイタリア民族に向て、初めて彼等が優に統一せる國家として成立することの出來得るものであると云ふことを實地に示してくれたものは、同じくイタリア人たるナポレオンその人であつた。彼は、その勢力の極盛時に於て、ローマ以北の半島の西北部と、東北部イリリア地方とを直にフランスに併合し、殘部の北半をイタリア王國として自らその王冠を戴き、南半のナポリ王國には、己の兄弟を封じ、かくして彼の下に全半島を征服したのであつた。外人の支配の下に立つと云ふ點では、これまでと違ふ所はないが、ともかくも、ローマ帝國以後に於て、半島は、初めて事實

上、一個の政府の下に統括せらるゝと云ふことになつたのである。ナポレオンは、これにナポレオン法典を輸入し、官制も、税制も、教育制度も、皆、フランスのそれを採用することにし、特權を禁斷し、すべての公職を公開して、イタリア人に深く新制度の美味を味はしめたのであつた。これウィーン公會がイタリアに於ける彼の施設をば、根柢から破壊して、再、もとの多政府とし、オーストリアの反動的勢力を之に恢復したにも拘らず、イタリアの上下に浸染したる此民主的、民族的要望の根原を斷つまでには至り得なかつた所以であつた。

## 三三三 「覺醒」

メッテルニヒの反動政策に對抗する運動の、カルボナリの祕密結社として現れたことは已に述べた通りだが、此の暗中の陰謀がオーストリアなる警察政治の下に暴壓されながら、ともかくも、その進歩を止めなかつたと同時に、イタリアの知識階級の中には、文筆を以て新精神の鼓吹に従ふものも少からず起つて來た。此の輩は、近代イタリアをば偉大なる古代ローマに結び付け、又、詩聖ダンテの偉業を讚美し、イタリアに、その獨立を支持するに耐ゆるだけの政治的の改革を行はんためには、第一着歩として、先づその民衆の間に民族的思想を説き込むの必要なるを發見した。されば、ナポレオンによつて、オーストリアの勢力がイタリアから驅除せられたる頃には、イタリア詩人の中に

はフランスを徳とするものもあつたほどだつたが、民族的個人思想の民心に兆してからは、フランス人そのものさへも、篡奪者である、蠻人バルバールであるとして排斥せられる様になり、ドイツの有名なるローマ史家にして、プロシアの公使としてローマ法皇廷に駐劄したりしニエブル *Niebuhr* は、大にイタリアの學界にローマ古史の研究熱を鼓吹し、間接にその民族意識を助長したのであつた。此點に於てイタリアに於ける國史の研究熱と、ドイツの國史學の發達との間には、密接不離の關係が存在する。一八二〇年の頃には、フィレンツェとローマとは、ドイツの學風を追及するイタリア學界の大中心となり、ドイツの學者がローマの古史研究上の學會を建て、之が機關雜誌を刊行しつゝあるの傍に、その門に出でたるイタリア學者も、亦、彼等の國史の研究に怠りなく、一八三〇年代からは、サルデニア王國の首府たるツリノも、此學問上の運動の新たな中心として來り加はり、「國史料纂」*Monumenta historiae patriae* の創刊を見るまでとなり、此運動は、政治上の運動と相結び付いて、明に民族的統一をその目標とするに至つた。一八三九年に公にされた匿名の一書は、その理想として、「學問、言語、大學による統一」を標榜したし、後、二年にして、「イタリア史學雜誌」*Archivio Storico italiano* は、既にイタリア人の間にその大なる過去に對する憧憬の情を吹き込まんと努め、一人の記者の如きは、「十年ならずして、此半島には、國民的ならぬ唯一人も、又、一の官僚もなきに至らん」と揚言した。これ等の志士は、皆、ローマを以て、イタリアの統一に缺くべからざる政治

的生活の本壘であるとし、イタリア人の手から此本壘を拉し去つたるガリ人なり、フランス人なりの外國人は、須く之を排除すべきものであると説いた。イタリアの民族的生活を改造せんてふ此種の運動は、「覺醒」*Risorgimento* の運動と稱せられた。

外人の羈絆を脱して民族的の獨立を完うすべしてふ、「覺醒」の根本の要求に於て一致する所の此運動も、其主張する主義と、及、之を實行する所以の手段方法とに關しては、意見、既にして二途に岐れた。一は、イタリアの過去に付ては、何等の考慮をも拂ふことなくして、之をば一途に一種政治哲學の理想を實現するの用に供せんとするもので、その實現方法としては、擗猛苛激の手段を採ることを意としないものであつたが、他の一は、單に望ましいと云ふ様な空想的、又は妄想的な目標に拘々たるを爲さず、現實に可能なる事を行ふといふ實際的見地を離れずして、その希望をば、現状を改良するの一點に制限せんとするものであつた。前者は、革命を主張したが、後者は、之に反して、之よりも穩なる改革で以て満足したのである。此イタリア改造の中心に立つて、自ら采配を揮ふべきものの何者たるべきやに付ては、前者は、イタリア人民そのものたるべしとしたが、後者は、かゝる事を以てイタリア人民の現在の状態に於て、到底、期すべからざる所であるとし、民族的統一と云ふ様な困難なる政治問題を解決するには、その背後に實質的勢力を控へて居る歴史的の權威者が起たなければ駄目であるとした。イタリアに國する歴史的の權威者にして、此の意味に於て、最も囑望せ

らるべきものは、二人ある。一は、ローマ法皇にして、他の一は、サルヂニア王國に君臨せるサヴォヤ王朝そのものである。ローマ法皇は、一イタリアの主にならずして、カトリック教世界の精神的支配者ではあるが、彼には、他の俗人君主の企て及ぶべからざる偉大なる教權が付き纏うて居るばかりでなく、そのイタリア半島の中部に占めて居る所領によつて、優に政治にも嘴を容るゝの權利があつたし、又、サヴォヤ王朝は、半島の列國が一として外國の王朝を戴いて居らぬはない中に於て、唯一の民族的王朝をなして居り、加ふるに、その實力、未、オーストリアには及び得べくもなかつたにしても、半島列國中、最多くの將來を有するものたること、十目の見る所、十指の指す所であつたのである。従て、改革派も、亦、ローマ法皇を中心として運動せんとするものと、サヴォヤ王朝を本尊として統一の大目的を貫徹しようとするものと云ふものとの二つに分れた次第である。

### 三四 「青年イタリア」の活動

「革命は人民によつて行はれざるべからず。人民のために行はれざるべからず」と叫んだマッヂニ *Mazzini* は、革命派の最も有力なる代表者であつた。熱烈、火の如き愛國者たるの彼も、初は、カルボナリに加はつて居たけれども、既にして此團體の行動の徒に破壊的たるのみにて、建設的能力に乏しく、到底、永く事を共にすべきに非ざるを覺つたものだから、一八三一年を以て、別に同志を集め

て、「青年イタリア」と稱する一の秘密結社を結び、團員の熱心によつてイタリア人民に彼等の理想的人生觀を勸説せんことを努めた。彼の主義と云ふは、言ふまでもなく、イタリアを外人の桎梏から解放し、之を統一して共和國となさんことに外ならなかつた。以爲、力を得んがための必要條件は、統一にあり。イタリアは、何よりも、第一に力を得んことを要す。而して、皇帝及法皇のローマの後には、人民のローマの新時代の起るべきこと、これ當然の勢ひであると。もつとも、マッヂニの理想は、一イタリアに跼踏するものではなかつた。彼は、青年イタリアは、青年ポーランドや、青年ドイツや、青年スウイスや、青年フランスや、青年イスパニアの同志の共和黨と聯絡する大なる青年ヨーロッパの一部分とし、共和的革命を以て世界を改造し、漸を追うて世界共和國を作り、世界的平和、及、友愛の一新時代を實現せんことを熱願した。

イタリアを聯邦とすると云ふ様な考は、マッヂニの絶對に排して止まざる所であつた。彼はすべての民族は、神の律、人生自然の大道によつて、自由平等の各員より成る社會をなすべきもので、眞の主權なるものは、人民そのものゝ手になければならぬと信じて居たので、イタリア人のすべてを擧げて、單一の共和國を構成すべきものだと論じた。彼が聯邦を忌避したのは、以上の理論上の異見からばかりではなくて、之を實際問題としても、聯邦制度では、外國の干渉に乗ぜらるゝの虞があるからでもあつた。かゝるイタリア革命の大事業は、イタリア人民によつて行はるべきもので、外

交上の手段により、外國政府の援助によつて行はるべきものではない。苟も外人の束縛を脱せんことを望むの情を一にする所のイタリア二千萬の同胞たらんものは、須く先づ自ら起たんで信仰を燃すべきである。さあらんには、オーストリア人を驅逐し得る位の力は、立ろに得らるべしとは、彼の熱説する所であつた。

マッヂニは、此大なる理想を充實し得る實行の士ではなかつたが、さりながら、彼の主張は、殆んど信仰的の熱度を以て、深くイタリアの青壯社會を感激せしめ、彼の結社に來り加はるものは、その創立後、二年に於て六萬の多きを算するの勢で、その説は、獨り、イタリアばかりではなく、未、解放されざるヨーロッパの多くの民族の間にも傳播した。けれども、イタリアの前途を深憂する人士は、多くは之を以て極端に失すとして同じなかつたし、マッヂニ自らも、その意見のあまりに苛激なりしがために國を逐はれて、外國にその半生を終つた。彼の煽揚により、一八四八年春のメッテルニヒの失脚に乗じて、ウエネチアや、フィレンツェは、共和國となり、更に翌年二月には、ローマ法皇領、亦、共和國となつたが、サルデニアが、オーストリアに敗られて、オーストリアの勢力の半島に復せらるゝと共に、これ等の一夜造りの共和國も、皆、倒されてしまつた。

### 三五　ローマ法皇を中心とする運動

ローマ法皇の自ら率先してイタリアの統一を遂行せんてふ企ては、已に數回、試みられた所で、殊に十六世紀の初年に於て著しかつたが、さりながら、終にその目的を達すること能はず、彼の存在は、事實に於て却てイタリアをして支離せしめ、之を虚弱に陥らしめ、而して之を外人の隷従の下に置くに至らしむる所以のものであつた。然るに、十九世紀の中葉に至つて、一部の論客の間には、又、再、彼を擔ぎ上げるものを生じた。其中の最有名なるものは、ジョーベルチー Gioberti で、彼は、初めマッヂニの同志であつたけれども、既にしてその實行的能力に乏しきに慊らずして、一八四三年、『イタリアの精神的及社會的優逸』 *Primato morale e civile degli Italiani* の一卷を著し、イタリアの政治的に分裂するに至りたりし所以の責は、一にフランスにありとし、古代ローマの繼紹者であり、且又、藝術の王であり、母であるイタリアの統一は、法皇廷の世界的優逸によりて成り得らるべきものであると説き、此書は、保守的なカトリック教徒の中に大なる感化を及ぼした。此書の世に問はれてから三年にしてローマ法皇の位を踐んだビオ九世なども、亦之に動かされた一人で、彼は、當時のイタリア人民の輿望に添うて大に法皇廷の勢力を伸張せんとし、思ひ切つて最も自由寛大なる政略を採り、外國人によりて護衛せらるゝを欲せずとてワチカノ宮に雇ひ入れてあつた四千のスウイス兵を解雇し、彼の前任者の反動政治のために満溢した牢屋を開いて囚人を解放し、法皇領であるロマーニアの人民には、必要なる諸改革を行ふべきを約し、俗人をも混じたる委員を任じて法

皇領に於ける民法改訂の問題を審議せしめ、初等教育の改良を謀り、彼の政府をば、極めて自由主義の考を懷いて居る樞機員カナルナに委ね、一種の議院制度を行はんとしたので、彼は、一時、イタリアの愛國者連が希望の焦點となつたのであつた。

ローマ法皇の此大なる人望は、彼の競争者たる革命派と、サヴォヤ派とをして不安の念なき能はざらしめた。されど、驕て思ふに、ローマ法皇廷の保守的性質と、その進歩的改革との到底、兩立し得べからざるものたることは瞭であつた。信仰と科學と、教會の教令に絶対服従を要すること、思想の自由を許すことと、神意を基とする法皇の主權と主權在民の思想と、法皇政治と自由と、即、之を要するに、傳說的制度たる現代に於ける保守的なる教會と、最進取的なる現代の時勢とは、絶対に調和を許さざるものがあつたのである。是に於て彼の競争者は、彼が景氣よき改革沙汰も、要するに、根柢なきものたるに過ぎざるを看破して之を妨害し、一八四八年、法皇も、自由派と衝突して終にローマを驅逐せらるゝに至り、爾來、彼は、その自由、及、統一の贊意を驕して、その死に至るまで、全力を悉して、イタリアの統一に邪魔を容れたのであつた。蓋し強大なる俗人政府の力によつて、イタリアの統一が完成せられたらんには、法皇の精神上の勢力は、そのために削減せられ、イタリア以外の諸國民をして、法皇を目するに全世界に於けるイエスの牧師たるを以てせずして、イタリアの地方的僧侶たるに過ぎざるを以てするに至らんことを恐れたからであつた。

### 三六 サルチニア王國が、イタリアの民族的運動

#### の中心となるに至つたる所以

ローマ法皇を中心とする聯邦を組織しようとする云ふ説は、深い歴史的因縁を有するイタリアの多政府は、到底、一朝一夕にして、之を没却して單一政府の支配の下に取り纏め得べきものではないから、之をば現在の列國割據のまゝで以て、法皇の下に聯邦となすべきであると云ふのである故、此説によれば、必しも、オーストリアをイタリアから驅除するにも及ばず、諸改造案中、蓋し最少き犠牲を以て遂行し得べきものゝ様に思はれる。けれども、此の如きは、姑息の策、イタリアの完全なる獨立のオーストリアと並び立つべからざること、敢て智者を須て知るべきではないのである。マッヂニの共和説や、ジョーベルチーの法皇説を以て、眞の民族的目標を通り過ぐるに非ざれば、また之に及ばざるものであるとした愛國者の、翕然として君主主義を翳して、最大なる實行的能力を有するサヴォヤ王朝に趨いたのは、これがためであつた。

サルチニア王國のサヴォヤ王朝が自然にイタリアの愛國者の輿望の集まる所であつたと云ふのは、これがイタリアの列國中、最も豊富なる實力を持つて居たためではあるが、さりながら、衆心の之に歸依せしは、此王朝が實力を有すると云ふだけではなくて、左の三つの事情が備はつて居つたから

であつた。その第一は、さきにも記した如く、此王朝が、イタリアに於ける唯一つの民族的王朝であることである。第二には、サルデニアが、一八一五年この方、終始一貫してイタリアに於けるオーストリアの勢力の外に超絶し、能くその獨立國家としての尊嚴を保持したりしことである。イタリアの列國にして、オーストリアの干渉を被ることなく、之に制せられざりしは、一のサルデニアあるのみであつた。イタリアの解放は、イタリア自ら之をなすべきのみとは、サルデニア王の述懐であつた。さればこそ、彼は一八四八年春に於けるオーストリアの内亂に得たり賢しと、敢然として、義勇の師を擧げて北部イタリアのオーストリア領に侵入したが、その兵力、敵の大なる援軍を支ふるに堪へずして撃退せられ、翌年、再、敗衄を重ねて、失意のあまり、王位を其子に譲るの止むなきに至つた。或は暴虎憑河の譏を免れぬにしても、サルデニア王が、兎も角も、獨力を以て能く大敵に衝つて、二度までもその王位を賭するに至つたと云ふ大なる意氣は、事、不幸にして敗れたりとは雖、イタリア舉國の愛國者に、彼に對する信用を鼓吹し、之を渴仰せしめた所以の因であつたのである。

第三には、サルデニアがその國に憲法を發布し、どこまでも之を支持したことであつた。一八四八年二月に天下の勢の向ふ所を見て、ナポリ王國、トスカナ公國、及、法皇領國の諸國と相前後して立憲制度をその國に布いたサルデニア王は、幾もなくして、殺到し來つたる反動のために、イタ

リアの立憲制度が全く顛覆されてしまつたにも拘らず、而して、己、亦、一敗、地に塗れて、オーストリアとの講和の談判に際しては、その憲法の撤回と交換に、講和條件を緩和すべきことを德憑されたにも拘らず、斷じて舊制度を恢復せんことを肯んじなかつた。イタリアに於ける唯一の立憲國家として留まつたといふことは、サルデニアをしてイタリアの愛國者から最も頼母しく信頼するに至らしめたる所以の今一つの原因で、嘗にイタリアの志士が、サルデニア王國に集まり來つたるばかりではなく、諸外國の自由主義者にして、各、彼等の郷國に於てその鬱屈を伸ぶること能はざる輩は、争うて之を以て彼等の匿れ家とするの風となつた。

### 三七 カヴールの政略

此重大なる時期に際し、イタリア改造の大使命を負つて立つたものは、實に一八五二年を以てサルデニア首相の印綬を佩びたるカヴールその人であつた。彼は、イタリアの民族的統一と云ふ様な、ローマ帝國の崩壞以來、永く閑却せられたる大問題を解決するには、少くとも、此難事業のまともな立つ所のサルデニア人民の利害をして、此事業の成敗と一致共鳴せしめ、上下、固く相結びて邁進するの態度に出でしめねばならぬと考へた。此對内の政策にして或程度の成功を贏ち得たらん曉、彼の次に着手すべきは、一層に難澁なる對外の政策であつた。イタリアの改造にして、その各國の



現状を保持したるまゝ、之を聯邦に組織しようと云ふに過ぎぬとすれば、必しも、オーストリアを半島から驅除せねばならぬと云ふ譯もないのだが、さりながら、真正の統一、及、獨立を求むるイタリア民族の、オーストリアと俱に天を戴き得ざるは、理の觀易き所である。しかも、サルヂニア一國の這般の武力的強制を敢てするに堪へざるは、彼が戰敗の苦き經驗の充分に示す所であるので、カヴールには、ヨーロッパの何處かにサルヂニアと同盟する強國を求むることが先決問題であつた。

彼は、以上の見地からして、先づ彼の國を以てイタリア列國中の模範的良國家たらしめんと欲し、自由貿易の制を立し、工場を建て、荒蕪地を開墾し、鐵道を布設し、教育を普及し、租税の配布を公平にし、僅、五個年の間にその輸入を約三倍ならしめ、輸出をば二分の一だけ増加せしめた。彼は、又、カトリック僧侶の改革反對運動を抑壓せんがためには、多くの僧庵の閉鎖を命じ、エスイタ教社員を國外に追放し、宗教、政治、分離論を翳して、『自由の國家に於ける自由教會』の標語を揭示し、着々としてその所信を斷行したが、彼の善政を謳歌せる人民は、彼が此僧侶征伐の舉に向てさへ軍る同情を寄せた。同時に乾坤一擲の壯舉を演ぜんがための準備も怠りなく行はれ、大改革が陸軍部内に加へられた。

當時のヨーロッパの強國にして、イタリアの民族的統一運動に力添へをなし得る國は、第一に民主的國家であると云ふ資格を有するものでなければならんから、之に適應すべきものは、イギリスと

フランスとを措て外にはなかつた。第二の資格としては、その國が強大なる陸軍國であると云ふことを必要とした。然るにイギリスの輿論の、極めてイタリアの愛國者に同情を寄せつゝあるに拘らず、其政府は出来るだけ、大陸の事に纏綿せらるゝなからんことを欲して、之に付て積極的行動を採るまでの決意を有せなかつたし、又その國は、海軍に於てこそ、世界に覇を稱すれ、陸軍を以ては、到底、大事を爲し得るに堪へなかつた。サルヂニアの頼りとすべきは、自然、フランスの一國のみであつた。第二共和政を覆して第二の帝政を創めたナポレオン三世は、内實、彼の偉大なる伯父流の獨裁制度を冀つて居つたけれども、少くとも、表面上は、主權在民を宣し、國民總投票の制を維持し、尙、此主義を外交上にも利用して、諸外國に於ける民族主義に聲援を與へた。彼の此外交略は、フランスの内政上に何等掛念すべき影響を及ぼすの虞なきものであつた。何となれば、フランスは、ヨーロッパに於ける民族的統一國家の殆んど完全なるもので、外交上に民主主義を支持したため、内政上に於て自縛自縛すると云ふ様な心配が毛頭なかつたからである。此政策は、彼に向ては、又、幾多の積極的利益をも提供した。蓋し民族分化、分立の運動は、十九世紀中葉のヨーロッパに於ける滔々たる一大潮流をなしつゝあつたので、之を標榜して國際政局に飛躍せるフランスは、天下の大勢と云ふ順潮に乗じて外交界を濶歩し得るものであつたのである。況や、イタリア人は、フランス人と同じ系統のラテン人種であるから、彼等を援護すると云ふフランスの義侠的行動は、

イタリア人をして深く之を徳とせしめ、南ヨーロッパに於けるフランスの地位に重きを加へしむべき所以のものたるに於てをや。又況や、オーストリアは、イタリア半島に於けるフランスの傳統的の敵であつたから、之に打撃を加ふると云ふことは、フランスの軍國的名聲を博せしむべき所以たりしに於てをや。

更にナポレオン三世それ自身の王朝的利益から見ても、イタリアの民族的運動は、彼をして大事を決行せしむべき好個の出来事であつた。彼は、伯父と同じく、フランスの篡奪者であるから、傳統の力ばかりで己の地位の安全を保つ譯には行かず、是非とも、フランスの國光を發揮すべき機會を作つて民望を收攬するの必要があつた。従て彼は、ボナバルト家を枉屈したる一八一五年の條約を破壊して、新局面をヨーロッパに開始し、時局を有利に發展して、フランスの利權をアルプの彼麓に擴充せんことを思つた。

カヴールは、能くフランスの内情を知つて居たので、ナポレオンの歡心を買はんがために、一八五五年、サルデニアの何等利害關係を有せざる東方問題にまでも嘴を容れて、イギリス、フランスと同盟して兵をクリムに出し、翌年のバリ公會では、ドナウ諸公國の民族的分化を主張するフランスに賛成してその感謝を買ひ得た。彼は、又、此際、イタリアに於ける混沌たる亂雜の状態にして治せられざらんか、ヨーロッパの平和は勿論、サルデニアそれ自らの生存さへも危き旨を説いて列國の

同情を博した。

### 三八 イタリア王國の創業

サルデニアの希望とフランスの功名心とは、かくの如くにして同一の軌道を進行する様になつたものだから、カヴールは、徒に時日を空過することなく、暮しぐらにその目標であるフランスとの同盟を實現すべく突進し、一八五八年の夏の一日、彼は、ナポレオン三世をウオージ山中の溫泉場であるプロムビエール Plombières に訪ひ、成功の曉、イタリアからニース、及、サヴォヤを割讓することの代りに、アルプからアドリア海までのイタリアを解放して貰ふことの密約を取り結び、之によつて、その翌年、オーストリアを挑んでサルデニアに宣戦せしめ、フランスと共にオーストリア軍をロムバルデアから驅逐した。

これまでは、戦局は、至極、順調に開展したが、然るに、オーストリア軍をば、更にウエネチアからも追ひ退けんとする段となつて、フランスは、思ひがけなき差支に逢着した。と云ふのは、第一に戦場の勝利が聯合軍に歸したりしとは言へ、戦はフランスにとつて、極めて犠牲的にして、炎天の難戦のため、死傷するもの算なきの有様であつたのに、かて、加へて、此上、戦鬪を持續して、オーストリア軍のたて籠れる、難攻不落の稱ある四つの大要塞を陥れんとせば、尙三十萬のフランス

軍がなければならなかつた。第二に、ナポレオンの求むる所は、イタリアを聯邦として自らその後見者として立たんことにあつたのに、サルデニアをして北イタリアのすべてを統一せしめんには、彼は、此勢に乗じて、終には、半島を統一王國と化成し、全然、フランスの保護を要するなきに至らん虞があつた。第三には、プロシアのフランスに對する脅嚇があつた。オーストリアの敗北は、ドイツ聯邦内に之と覇權を争ひつゝあるプロシアの勿怪の幸とする所ではあるけれども、これがために、フランスの強大となるは、彼の亦喜ばざる所である。そこで、彼は、先づプロシアにドイツ聯邦の盟主たる地位を譲り、又イタリアの諸公國からは、その手を引かんことを條件としてオーストリアに仲裁を申し出で、オーストリアの之に應ぜざるに及んで、當時、ロシア駐劄のプロシア大使たりしビスマルクが、クリム戦争の當時に主張したりし政策をそのまゝ適用して、直にライン河上の領域に動員を命じ、フランスを脅した。彼は、又、ロシア、及、イギリスをも説いて、平和的仲裁を試みんとし、ロシアは、これに賛成したが、イギリスには、此の時、恰も政變あり、バーマストンの組織した新内閣では、強大なるイタリアを造就して、之をして、オーストリアとフランスとを制せしむるのイギリスのために得策であると云ふ見地から、仲裁を拒絶した。イギリスの超然的態度を採りたるに拘らず、プロシアの動員は、ナポレオンの心理に大なる壓迫を加へて、彼をして、遽然、オーストリアとウィラ・フランカの平和條約を締結せしむるに至り、之によつて、オース

トリアは、ロムバルディアをばサルデニアに割いたが、依然としてヴェネチアを保有することとはなつた。

アルプからアドリアまでの解放の實現せられなかつたに拘らず、ナポレオンは、約束通りの土地をサルデニアから譲り受けたが、さりながら、統一の未完成に了つたことは、イタリアの愛國者の忍ぶ能はざりし所であつたので、彼等は類に中部イタリアの諸公國民を煽動して、之をしてその政府を倒し、自ら進んでサルデニアに併合すべきを議決せしめたし、俠將ガリバルデー Garibaldi の如きは、一隊の義勇軍を率ゐてナポリ王國に侵入し、その王を逐ひ、人民をして一般投票によつて是亦、サルデニア併合を決せしめ、かくて一八六一年二月を以て統一イタリアの最初の國會は、ツリノ Turino に召集せられて、サルデニア王をイタリア王に推すべきことを天下に宣言するに至つた。されば、今は半島の中で、まだ新王國の領土となつて居ないものは、オーストリア軍の下にあるヴェネチアと、フランス兵の駐屯するローマとの二個所あるのみである。法皇領國の大部分は、併合せられたけれども、ローマ市だけは、カトリック教に對する感情の極めて旺盛なるフランスの保護の下にあるので、容易に之に手を下す譯には行かぬ。大なる禍にしてオーストリアとフランスとに襲來せざらん限り、俄に現状の紛更を期し得べくもあらぬ。

然るに、イタリア王國のために此上なき好機會は、幾もなくして到來した。ドイツ聯邦内に於け

るプロシアとオーストリアとの争覇戦、即、是である。一八六六年の七週間の戦役では、イタリアは、勿論、プロシアと同盟してオーストリアを伐ち、その陸海軍は、不幸にして敗れたけれども、プロシアの勝利は決定的で、その結果、ヴェネチアはオーストリアからしてイタリアに割譲せらるゝことになつたし、次で一八七〇年のドイツ、フランス戦争に、フランスは敗れて、ローマ法皇の第一の保護者であつた第二帝政は顛覆したので、イタリアは、直に兵をローマに入れて之を占領し、都をこゝに遷して、半島の地域的統一を完成するには至つた。然るに半島の縁邊には、まだ、イタリア人の居住する所の、少くとも、大部分はイタリア語を話す人民の居住せる所の諸外國の領土が散在するので、隴を得て蜀を望む所のイタリアの愛國者の中には、それ等のものまでも悉く收めて、イタリアの民族的統一をば、いやが上にも、完全なるものたらしめんことを切望するものが尠くはなかつた。彼等は、これ等の地方をば「未回収のイタリア」Italia Irredenta と稱したので、彼等には、又イルレデンチストの稱がある。未回収のイタリアとは、主としてオーストリアの領土たる、トリエント Trient、トリエスト、イストリア、及、ダルマチアの地方の謂だが、極端なる論者は、なほも進んでスウイスのチチノ州 Ticino、フランスのニース、コルシカ及サヴォヤ、イギリスのモルタ島、ギリシアのコルフ島等までも要求せんとして居る。オーストリアに對する未回収のイタリアの中でも、アドリアの海岸地帯は、その都市の間にこそイタリアの性質の搖曳を見れ、内地は、大體に於

て、北方ではスロウエニン人、南方ではクロアチア人、セルビア人の住み家となつて居るから、之がイタリア的解決は、決して容易の業ではないのである。

### 三九　ローマ法皇の地位

イタリア政府のローマ占領が、時のローマ法皇ピオ第九世の熱烈なる抗議を以て迎へられたことは言ふまでもない。法皇は、ローマを支配すること已に一千年の久しきに及び、其間、何人も、彼の此の権利を認めないものはなかつたのに、今や俗権を握る新なる君主がこれを手に入れて、教権の君主と、兩々相對立するの不自然なる現象を出現し、イタリア王國には、此王國そのものに承認を與へず、又、ローマに於ける自己固有の権利をば一步だも譲ることなからんと頑執するローマ法皇と妥協するの見込が絶對になかつたので、新政府は、何等か然るべき善後處分を講ぜねばならぬこととなり、一八七一年五月を以て急ぎ、法皇保護法を制定し、「自由國家に於ける自由教會」なるカザールの標語を實行して、新王國は、ローマ法皇より俗権をば取り上げたけれども、その宗教上の活動までも抑制しようと云ふ考の毛頭なきことを弘くカトリック教徒に諭旨し、ローマ法皇の不可侵なると、そのワチカノ宮、竝にその附近内に於て主權を有し、外交上の使節を關係諸外國との間に交換し得ることを認め、なほ、又、彼がその俗権の損失のために失ふ所を賠償せんがために、毎年三二二萬

フランスの歳費を支出することにした。イタリア政府は、此法律を勵行して違ふ所なかつたけれども、ローマ法皇は、嘗に一錢の歳費をも受けんことを肯んぜざりしのみならず、尙、今日に至るまで、執拗にもイタリア王國を承認せんことを拒み、自ら以て、不法なる篡奪者の囚人であると號しつゝ之と一切の交際を絶つて居るのである。さあれ、永くイタリアの統一を妨げ、之をして、政治的に分裂せしめ、其結果、甚しく民族全體としての品性を墮落せしめたるローマ法皇の世界的地位は、今や此の如くにして崩れてしまひ、更にスエズ運河の開鑿によつて、新王國の物質的前途も頗る望みあるものとなつて來た。

## 第八章 ドイツの民族的統一

### 四〇 十七世紀、及、十八世紀のドイツ

今日のドイツを念頭に置いて、十七世紀、十八世紀のドイツの状態を顧み來れば、眞に隔世の感なきを得ない。今より二百餘年前の昔に於ては、ドイツに割據せし大小侯伯の數、實に三百に達し、彼等は、その各の領内に於て獨立の軍隊を有し、自ら法律を制定し、貨幣を鑄造し、その國境には税關を置き、良心に關しては、己の信仰する所をその臣民に強制するを原則とし、その人民をば、商品同様に、傭兵として外國君主に賣り渡すことをすら意としなかつたものである。

當時、ドイツの學者のその著書に於て好んで用ゐたものは、ラテン語に非ざればフランス語で、彼等の期する所は、世界の市民たらんことに外ならなかつた。十八世紀の中頃に至つて、初めて國文學上の巨擘が輩出して、その國語を完成し、之を以て或は卑俗なる、又或は高尚なる事物を寫出して、ドイツ民族の歴史上に一新紀元を劃し、深刻なる印象を民心に及ぼしたけれども、是等の偉大なる文人その人すらも、まだ獨立のドイツ民族と云ふ觀念を有せなかつた。シラーが、「ドイツ人よ、一の民族を形成せんことを求むるなかれ。人間たることを以て満足せよ」と言つたのは、同代のすべてのドイツ思想家、記者に普ねかりし思想を表明したものであつた。彼等は、愛國心と云ふ觀念を持たなかつた。或は封建各國の小愛國心を認むることがあつても、少くともドイツの愛國心なるものの存在をば認めなかつた。

此の如くにして、世界主義の潮流は、十八世紀のドイツに蔓延して居たから、フランス革命前に於ては、第一流のドイツ人にして政治學の研鑽に従事すると云ふ様なものはなかつた。アメリカのイギリス植民地の獨立は、ドイツ人に刺戟を與へたけれども、この自由思想の感化を被つて、最大膽なる議論を試みた一二の記者でさへも、纔にドイツに於ける封建制や、獨裁制の攻撃をする位のものに過ぎなかつた。國家の本質と云ふ様なことを云々する有力なる學者の起つたのは、フランス革命以後である。その代表的なるは、ウィルヘルム・フォン・フンボルト W. von Humboldt とカント

Kant との二人で、前者は、フランスがその國民的自由のために奮闘しつゝあつた一七九一年に、一書を著して個人的自由を高調し、公民の要求を以て、より善き政治よりも、寧ろより僅かの政治にありとし、人の眞の目的は彼の諸の力の調和的發展にある。吾人は、自己實現の最も豊富なる機會を享受し得る底の境遇を望むものである。此點に於ては、國家の干渉は、却て個人の自然の發達を害する。國家の唯一の義務は、國民の安全のために盡すことの外にはないと論じた。フンボルトの此説ありてより、後六年、フランスの革命に大なる同情を有せしカントは、又その「法律哲學」に於て熾に個人的自由を力説し、遂に永久平和論を唱ふるに至つたが、之を要するに、これ等の二大學者も、まだ國民、及、國家の意義を充分に了解し得なかつたのである。

#### 四一 ドイツに於ける民族思想の勃興

フヒテ Fichte は、十八世紀の世界主義から、十九世紀のドイツ思想に遷る過渡期の産物であるので、その説も、亦自ら兩時代に跨つて變つて居る。一七九三年、彼は、二つの書を著して、彼の國の統治者の、抑も何等の權利ありて、その臣民に臨みつゝありやと詰り、フランスの革命を讚美して、これぞ全人類に向て重要な出來事であるとし、各個人は、彼自らの主であるから、一切の妨害を撤して高き自由の存在を求むること、これ、すべての人民の權利であり、且、義務であると論じ、

大に革命の權利を主張した。イエナ役の前年に於ても、彼は、その講演に於て、「眞に教育あるヨーロッパ人の祖國は、何處ぞ」なる問を提し、之に向て、それは最文化せるヨーロッパそのものであると云ふ解答を與へたが、これ思ふに、十八世紀の思想の最後の叫びと云ふべきものであつて、プロシアの慘憺たる敗北と、ドイツの非運とは、反動として大に民族精神を勃興せしむるの動因となり、ドイツ民族にその國家の再造に努力すべきを激勵する所のフヒテが有名なる「ドイツ國民に告ぐ」の一大講演が演ぜらるゝに至つた。

近世に於けるドイツ思想に殆んど基石を据ゑたと云ふべきヘーゲル Hegel の學説も、亦、既に此頃からして胚胎して居つた。彼は、その一八〇二年の頃にもものせし未刊の一冊子の中で以て、已に權力を得、富を得、物質的般賑を實現しつゝある多くの民族を列擧して之を頌し、而して獨りドイツの國人の意氣地なきいてらしくに沈淪せるを罵倒したが、一八二〇年に著せし「法律哲學」に至つては、彼の國家主義は、一大體系として叙述せられた。彼曰、國家は、實現せられたる倫理的觀念である。憲法は、單純なる製造物ではなくして、數世紀にわたる歴史の産物である。人民は之によつて、彼等の權利に關する考を實現せねばならぬと。彼は、國家の最良の形式を以て世襲君主國であるとし、三權分立を排し、國會の必要をば認められども、最終の決定權を人民に與ふることをば肯んじなかつた。

これ等偉大なる哲學者の國家學說と相伴うて、ドイツの民族思想を喚起するに力ありしは、ロマンチズムの文學と國史學とであつた。ヘルデル Herder は、已に十八世紀の末に於て、初めて文明の有機的性質を有するものなること、人生の渾一なること、何れの時代と雖、その現在の進歩に於て前進の時代に負ふものに非ざるはなきことの諸真理を説破して、歴史を以て人生の進歩的教育であるとしたが、彼の此歴史觀は、大に過去を愛し、遠き國を憧憬するの風を時人に鼓吹して、十八世紀の合理主義に對する信仰、及、想像のロマンチズムの文學が起つて來、此潮流に動かされて、ドイツ文學の起源が究められ、又、その古い俗語や、童話が蒐集刊行せられた。ヤーン Jahn は、ドイツの青年に向て、フランスを真似ることの恥辱であること、ドイツ人として、ドイツの國を崇拜せざるべからざることを説いて彼等を感動せしめた。

殊に銘記を要するは、ドイツに於ける史學の勃興である。此運動に最貢獻する所ありたるは、爲政家に在てはスタイン Stein であつたし、又、學者にあつては、ニーブール Niebuhr であつた。スタインがドイツ國史の獎勵を始めたのは、ウィーン公會の翌年のことで、この後、幾もなくして、ドイツ古史研究會が設立せられたし、又、「ドイツ史料」の編纂が始められた。ニーブールのローマ史は、又、當時に在て、實に歴史の研究に一新生面を拓いたもので、これから十九世紀の第三十年頃に至つて、多くの重要な國史が刊行せられて來た。

此ドイツの民族的覺醒の運動は、その偉大なるものありしに拘らず、要するに、まだ、これが向後の發展の基礎を固むる以上に出で得なかつたのである。と云ふのは、政治上の弱點を矯正するに堪ゆべきほどの民衆の強力と云ふものがなかつたからであつた。イギリスや、フランスでは、中産社會は、今や社會上の一大勢力たらんとしつゝあつたけれども、ドイツのそれは、長い間の戰亂から被つた瘡痕より快癒するに至らず、奮うて此民族的大事業のために邁往せんてふ勇心は消摩して居つた。彼等の蹶起には、今しばらくの休養と準備とが必要であつた。

#### 四二一 ドイツ統一の困難

民族統一の問題が、第一にその感情の統一を以て之が前提とせざるべからざるは勿論で、十九世紀の前半期、各方面の學者研究家の手で以て此目的が略々達せられたのであつたが、しかしながら、困難は、實に、これから後の實際問題にあつたのである。思ふにドイツ人自身の手で以て、ドイツの如くに極めて複雑なる組織を有する國を統一するの途は、二つより外ない。即、之をば聯邦とし、その所屬各國の自主權を保持したるまゝで、中央に統一の主腦機關を設けるか、又は強大なる武力を擁するその中の一國が、己に従はざる他の諸國を征服して我が命を奉ぜしむるかである。何れにしても、困難は尋常一般ではないのである。

聯邦をして有機的に首尾あり、統一ある運動をなさしめんがために、必須なる條件は、その各部が、政治的に均齊なる發達をして居ると云ふことにならねばならぬ。各部の政治的發達が、不平均であつては、彼等の思想の統一を期することが出來ぬ譯で、從てその内部の不統一からして、一個國際的單位としての對外的活動も、亦、自ら不可能とならんこと、事理の當然である。然るにドイツの各國は、その政治思想の發達に於て區々であつた。七月革命でブルボン王朝がパリから驅逐せられ、それから間もなくイギリスに於て選舉法改正案が成立を告げてからは、ドイツに於ける自由主義者の鼻息も、亦、荒くなつて、ゲッチンゲン大學では、ダールマン Dalmann は、盛にイギリスの憲法の徳を褒めたゞへ、彼の「政治學」は、偉大なる影響を學生及識者の間に及ぼした。西部及南部ドイツの自由主義者がその君主に迫つて憲法の發布を要求し、バワリア、サクソニア、ハンノフェル、ヘッセン、ブラウンシュワイヒの諸王公をして、その國政を改革するに至らしめたのは、この際のことであつた。此の如くにして、聯邦の中には、已に國會を有して、その人民が多少に拘らず、自治の經驗を積んで居るものもあつたのに、最大の強國であるオーストリアとプロシアとは、相變らず舊來の制度が行はれて居つた。統一ある聯邦組織を完うせんには、加入列國、多少とも各自の權力を犠牲に供せねばならぬのだが、然るに、オーストリア、プロシアの二大國家の主治階級は、獨裁政治に執着して、民主的主張を容るゝを肯んじなかつた。

武力を以て不從順の列國を或は滅し、又或は征服する方法は、ナポレオンがイタリアで實行した所のものだが、ドイツの三十有餘個の主權國家は、皆それ〴〵にその歴史傳説を有し、獨立の王朝を戴き、いかなる種類の利益でも、隣邦の之を專占するを容さざるもの共であるから、壓倒的に強大なる武力を有するものでなくては、到底、その目的を達し得べくもあらぬことは瞭である。此意味に於て最望みある國家は、やはりオーストリアとプロシアとだが、彼等は、互に他の勢力を妬み、たとひドイツの祖國のためであるとは申せ、己の權力や尊嚴を犠牲に供して、他の制を仰ぐと云ふ様なことには耐へなかつた。

一八一五年の條約による國家聯合の組織を改正して、統一的の聯合國家としよう云ふ使命は、フランクフルトに召集せられたドイツ聯邦國會の負ふ所であつた。該國會は、普通選舉によつて選出せられたる約六百の代議士を以て組織されて、聯邦のために民主的の新憲法を制定し、之によつて常にドイツを民族的に統一するばかりではなくして、なほ又、政治上の自由までも贏ち得、一舉して、自由の二つの形式を獲得しよう云ふのであつた。即、天下の大勢に遵つて、絶對君主、若くは特權階級によつてせらるゝ政治を廢して、民衆的、輿論的の新政治を布かうと云ふのがその内政に對する抱負であつたので、以上の精神を悉した極めて進歩的な憲法が編纂せられ、新聯邦を世襲の帝國とし、これまでの聯邦の境界線を以てその界に充て、更にプロシア王を之が皇帝として迎ふべき旨



を定めたのであつたが、これ等の條項は、盡くオーストリアの甚だ不満とする所であつた。オーストリアは、直にかくの如き卑下を忍ぶこと能はざる旨を以て之に抗議し、プロシア王は、オーストリアの勢力を怕れて、一八四九年春、帝位の申し出でを辭するに至つた。

フランクフルト國會の失敗は、すべて重要な問題に關しては、國會満場の一致を得るに非ずしては實行上の效力なかりしと共に、國會にその決議を強制するの權力もなく、之が折角、作り上げた民主的の憲法が、聯邦各國の君主、殊にオーストリアとプロシアとから最も手強く反對されたためであつた。さりながら、プロシア王は、民權にこそは好意を持つて居なかつたけれども、自ら聯邦の盟主とならうと云ふ願望に至ては之を斷念した譯ではなかつたから、オーストリアを排斥し、純然たるドイツ人のみを以て成れる一大結合を造り出さうと云ふ運動を始め、これには、小國の來り加はるものも最多かつたので、オーストリアは之を嫉み、この事業を打ち破らんとし、一八五一年、強硬にプロシアに迫つて、その計畫を廢絶せしめ、一八四八年に中止された一八一五年の舊聯邦とフランクフルト國會とをば、再、恢復することとした。これ實にオルミュッツ Olmütz の外交上の屈辱と稱せらるゝものである。プロシアを盟主とする短命の北部ドイツの聯合は解散された。

#### 四三 大ドイツ主義の弱點

ドイツの改造が、人民一個の力では無効で、實質的勢力を有する一大國家、之が中心として活動するに非ずしては、到底、實現の望みなきこと、フランクフルト國會の畫案の遂に記者教授が机上の空論たるに終りし事實を見て知るべきである。然るに、聯邦各國の牛耳を握るべき資格を有する大國が、オーストリアとプロシアとの二國だつたので、問題は又もやこゝに行き詰つたのであつた。兩國は、國家聯合の中に於ては、相兩立し得るのであるけれども、ドイツの組織を一變して、之を弛き、凝集力の乏しきものからして、緊密にして能く團結したるものとしようと云ふ希望を實現せんと思はば、到底、兩立し得べきではない。兩雄が一つの中心に並び立つ事が出来ぬと云ふことは、問題解決の一つの理由だが、今一つ、新聯合國家の境域を定むる點に付ても、彼等の意見は、調和の途を得なかつた。オーストリアの領土には、南スラブ族なり、西スラブ族なり、マジアル族なり、將たイタリア人、ロマニア人等のローマンス族なりが包括せられて、彼が全領域の四分の三を占めて居るのだが、一八一五年のドイツ聯邦制度では、其中の大部分、即、ホンガリア、ガリチア、ダルマチア及ロムバルデア、ウエネチアは、聯邦所屬とはされて居らぬので、オーストリアは、ドイツの改造に際して、是非とも、是等のドイツ人ならぬ異民族の居住區域をも、新聯邦の中に包擁し、己、之に采配を揮はんことを冀つたのである。けれども、かゝる雜駁にして、しまりなき組織は、ドイツの愛國者の排斥して止まざる所で、彼等は、民族的統一の妨害物である異民族を除外し、ドイツ人のみを以て純

白なる民族的の聯合國家を築き上げんことを祈つた。此見地からすれば、プロシアは、そのポーゼンに於て多少の異民族を有するに拘らず、民族的國家を建成せんとする大事業の中堅となるべく、より多くふさはしきものであつたので、フランクフルトの國會は、此政策を採り、オーストリアの異民族をば抜きにし、プロシアを盟主としようとしたのであつた。けれども、此計畫も敗れ、兩雄の並び立たぬことは、益、明とはなつた。これ愛國者の全然オーストリアそのものまでも排除して、プロシアを中心に、其統一の大業を成就せんとするに至りし所以であつた。オーストリアを中心しようとする云ふ説が、大ドイツ主義と稱せられたのに對して、プロシア中心説は、小ドイツ主義と呼ばれた。

#### 四四 小ドイツ主義の發展

小ドイツ主義の發展は、プロシア派の史家の事業と最も密接なる關連を有する。グッチンゲンの七博士の隨一であるダールマンは、蓋し此派の開山と見て然るべきであらう。けれども、彼の熱唱したりしは、プロシアを盟主に仰ぐ自由の一大帝國であつたが、彼の後の同派の史家は、皆寧ろ君主權の擁護に任じ、スタール Stahl の神權説と相並んで鐵血政略を謳歌した。ヅンケル Ducker、ドロイヤン Droysen、シーゼン Sybel 皆これであつたが、就中、最も著しきは、此の派の史家の殿りである所のトライチュケ Treitschke その人であつた。ダールマンの門人として、自由主義者を以てその

世間的活動を始めたりし彼の、一八六六年の役後、豹變して醇乎たるプロシア人に化し去つたることは、同時に、ドイツに於ける小ドイツ主義の流潮の、次第に純然たる反動論に歸着するに至りし世情を反映するものであつた。

プロシア派の史家を始め、當時の人心の次第に此北方の強に向ふ様になつたと云ふのは、此國が單に最ドイツ的な強國であると云ふ事情に因るばかりのものではなくして、此國の比較的進歩的な内政の、世人をして彼を渴仰せしめたためと、及、此國を樞軸とするドイツの關稅同盟の成功したためとであつた。プロシアが奮起して、將來のために最賢明なる國策を樹立し始めたのは、實にイエナの敗戦の苛烈なる刺戟によつたもので、名相スタイン Stein は、先づ以て社會上、經濟上の弊害を改革せんとし、令して一八一〇年以降、農奴制度の遺孽を勦絶し、すべての人民を自由の民とし、土地の所有及獲得を全く自在にし、又、一切の職業を開放した。蓋し此時に至るまで、プロシアの人口は、劃然、相侵すことなき貴族、中産階級及農民の三階級に分たれて居たので、這個階級精神の打破は、プロシアを打て一丸とする上に必須であつたからである。

スタインの改革は又市町村へも向つた。元來、ドイツの市府は、獨立自主の氣象の熾なる所であつたが、永い間の戦争のために、此剛健の風は、次第に地を掃つて去り、官尊民卑の弊の甚しきを致したので、プロシア最近の不幸の結果、官憲の勢力の破壊せらるゝや、一般人民は、爲すべきの術を知

らざるに至つた。こゝに於てスタインは、地方自治制度を立て、人民に自尊自信の習練を授與せんと欲し、市府の人民をして學校や、土木や、慈善のことを處理せしむることとした。地方行政の上のみならず、中央政府に於ても、彼は出来るだけ、統一と活氣とを之に賦與し、以てプロシアの舉國をして、個人としても、將た國民としても、最大の效程を發揮するに至らしめんことを期した。

勿論、これ等の改革沙汰に向ては、貴族の猛烈なる反對があつたけれども、スタインに繼いで局に立つたハルデンベルヒ Hardenberg は、飽くまでも前任者の方針を確持し、此偉大なる建設的事業をして大體に於て所期の効果を擧ぐることを得しめた。ユダヤ人を解放したのも、中古的な同業組合の制度を廢したのも、彼であつた。農奴解放令によつて解放された人々は、その支配する土地に關し、まだ色々の義務を負はせられて居たため、ハルデンベルヒは、更に、小作人をして、賠償金を地主に支拂はしむることにして、彼等を絶對の土地所有者たらしむるの道をも開いた。

同時に教育の力のいかに大なるものなるかを説きたるペスタロッチ Pestalozzi が火の如き信念は、プロシアの學者、實行家に大なる影響を及ぼし、初等、中等、高等の各種教育機關は、潑刺たる新精神の鼓吹する所とはなつた。僅々八年の間に於て、プロシアの一國內だけでも、ベルリン、ブレスラウ及ボンの三大學が設立せられたし、又、人生に對する古代ギリシア人流の理想に憧憬がる、新しい中學校が所在に建設せられ、プロシアに於ける此教育の新潮流は、ドイツのすべての地方を風靡した。

プロシアの政策の花々しき成功の今一つは、之が關稅同盟を組織し得たりし事であつた。經濟上の生活から見たドイツも、亦、實に無秩序不統一を極めたもので、ハンブルグからオーストリアに至らんとするに、關稅と通行料とを拂ふこと三十八回に及ぶと云ふの有様であつたし、プロシア一國だけでも、五十七種の内國關稅と、二七七五種の課稅品と、八千の徵稅吏とあつたと云ふことだつた。これ一八一五年の夏に結ばれたドイツ聯邦規約の第十九條にも、聯邦列國は、ウィーン公會の精神によつて列國間の通商及航海のとりきめに付き、第一回のフランクフルト國會に審議するの權利を保留する旨を掲げたりし所以であつた。然るに、聯邦國會は因循にして決する所なかつたので、現状打破の清新なる氣力が充ち満ちて居つたプロシアは、一八一八年、率先してその内地關稅全廢の大英斷を行ふに至つたけれども、この單騎魁の功名は、隣接の小國を苦むるものであると云ふので、關稅同盟を唱ふる者の間にも非難の聲を絶つことが出来なかつた。此際、最熱心に、最徹底したる關稅同盟をドイツ聯邦の間に締結せざるべからざるを痛論したりしは、フリードリヒ・リスト *Friedrich List* その人であつた。かゝれば、初の程は、プロシアを中心とする北方の關稅同盟に對して、南ドイツの諸大國の組織せる系統があつたけれども、一八三三年に至り、この兩同盟が全く聯盟することとなり、これからは該同盟の區域は、日を追うて増長するばかり、一八五一年のハンノフェルの加盟を以て、この一大組織は、殆んどその完成を告ぐるに至つた。經濟上に於ける利害の合致はドイ

ツ聯邦をして、この結合をば、更に政治上に及ぼさしむべき第一着歩であつた。オーストリアが彼自らの聯邦内に於ける地位を擁護せんとする上から、此際、諸國の之に加入するのを妨害しなかつたと云ふことは、愈々彼の政治的無爲を告白するものと言はねばならぬ。かくの如くにして、兎も角も、プロシアを中心とする小ドイツ的運動は、徐々に發展し來つた。

#### 四五 プロシアの軍國的政策

さりながら、十九世紀の初に、各種重要な自由主義の改革を以て出發したるプロシアの王政は、依然として絶對的であつたので、二月革命の影響は、ベルリンにも波及し、王は、民衆に迫られて、立憲制度を採用するの餘義なきに至つたが、その所謂、議院政治たるや、決してイギリス流のそれではなかつた。欽定の新憲法によつて、上下の兩院から成つたる國會が設置せられ、二十五歳以上のプロシア臣民が皆選舉權を許さるゝこととはなつたが、此際、彼等は、その納税額の多寡によつて三級に區分せられ、右各級は、別々に投票して等數の選舉委員を出し、之をして更にその各の代議士を下院に選出せしむると云ふ間接選舉の制が採用せられた。之によれば、各選舉委員の三分の二は、富裕の階級に屬し、自然に第三級の三分の一を壓し得る譯である。更に新なる國會は、又、内閣を制し得るの權力を賦與せられず、廣大なる權力は、依然として君主の確保する所であつた。

思ふに、一八四八年の革命期に際して、プロシアの執るべき途は二つあつた。立憲的進歩の常道によつて議院政治を立し、以て彼のサルヂニア王國の當局者がイタリヤの列國に及ぼしたりし如くに、先づドイツの列國に精神上の覇制を樹立すべきか、將た舊制度を保維し、自由に依らず、強力を以て難關を打破すべきか、これである。プロシアの選んだのは、後者であつた。彼のサルヂニア王國が、全然、イタリヤの中に埋没せられて其存在を失つてしまつた様なことは、その冀ふ所ではなく、プロシアは、どこまでも、聯邦の牛耳を握り、すべての意味に於て之が中心的存在たらんことを期した。彼は又、その國內に於ける自由主義者の運動のために煩はさるゝを欲せず、立憲の假面を被りながら、巧にその實際上の効果を抹殺せんことを努め、すべて集會、及、結社を嚴重に取締り、一八五一年の新刑法では、國事犯に對する死刑や、拷問の制を復活し、印刷の自由を束縛し、警察と探偵とをして盛に活動せしめた。此點では、プロシアは、オーストリアとその方針を一にしたのではあるが、されど、前者には、後者よりも、より多く軍國적であると云ふ長所があつた。ヨーロッパ人一般の考では、プロシアは、到底、オーストリアの敵に非すとせられ、別してオルミュツの屈辱この方、この評價が強められたのだが、しかしながら、人民が尙武的にして戰鬪に都合の良い組織を持つて居ると云ふ一事に至ては、オーストリアは、プロシアに數歩を譲らざるを得なかつた。

オルミュツの屈辱王が狂疾にかゝり、王弟ウィルヘルム、攝政として、萬機を親裁したる五十年代の

末年からして、プロシアの此軍國的政策は、長足の進歩を遂ぐる様になつた。當局者は、プロシアの武備を以て大事を擧ぐべくまだ不十分なりとし、之に一大擴張を加へた。蓋し、プロシアの兵制は、大要、一八一四年當時の制をそのまま踏襲して、毎年、徵集せらるゝ兵員の數は、僅に四萬人に止まつて居るけれども、その人口は、この間に一千萬より一千八百萬に増加し、從て兵役の負擔をして甚だ不平均ならしめたからである。そこで、攝政王は、二個年の現役を三個年に延長し、現役聯隊の兵員數を増すの案を國會に提出し、一個年だけ必要の豫算に協賛を與ふべき旨の條件付で、國會の承諾を得たりしに止まるにも拘らず、着々として豫定の軍備擴張計畫を勵行した。一八六一年、彼の愈、王位に即くや、彼は、その即位式に於て、余は、プロシアの王冠を神より享けたと揚言し、プロシア貴族の一人であるビスマルク Bismarck を擧げて、内閣の首班に置いたが、力の福音に傾倒する所のビスマルクは、國會に臨んで公々然として、今やドイツの要求するものは、自由主義にあらずして兵力にありと叫び、又、刻下の大問題を解決せんとする、匂々たる口舌の能くする所に非ず。唯、夫れ鐵と血とあるのみと呼び、幾度となく、不從順なる國會を解散し、斷々乎としてその協賛を経ざる豫算を實行するの違憲をすらも敢てした。

當時、ベルリン大學に於て熾に神權説を祖述して、プロシア當局者の保守的政策を謳歌した者は、イギリスの史家アクトンが、エルサレム滅亡後に出でたるユダヤ人中の最有能なるものであると褒

めちぎつたスターバ *Starn* であつた。彼は、自由民權の流潮に反對して、キリスト教國家の建設を唱道して曰、國家は、地上に道德上の王國を實現せんことをその目的とするものであるから、その基礎とする所は、革命の源である自然法にあるべからずして、キリスト教主義そのものでなければならぬと。王權の神授に出づるものたるを大學の講壇に説いた彼は、又プロシア國會上院の保守黨首領として、議政壇上に於ても、その保守主義の宣布に貢獻した。

#### 四六 プロシアを中心とするドイツ聯邦の改造

強力によつてドイツの民族的統一を完うすることは、これプロシアの使命であるとは、彼の窺に任じつゝある所であつた。さりながら、オーストリア衰へたりとは雖、彼やヨーロッパの中原に於ける歴史的の雄邦であるから、之が打撃は、諸大強國間の均勢に影響して、猜疑の心深き彼等に與ふるに、意外なる干涉の口實を以てせしむるに至らんやも測りがたいので、決闘の必勝を確信せるプロシアの當局者にも、繊細周密なる外交上の準備を怠らざるの要があつた。ビスマルクは、解散毎に自由派によつて多數を制せらるゝ彼の國會とは、到底、妥協の餘地なきを思ひ、兎も角も、外交と軍事とによつて、此窮途に新生面を開かんものと計畫をさくゝ怠りなかつた。彼は、イギリスがドイツの内事に向て、しかく強硬なる態度を採るの地位にあらざるを夙に洞看しつゝあつたから、一に大陸諸

國、殊にロシアのオーストリア及フランスと親近せんとするの途を塞ぎ、機會を求めてロシア、フランスの兩隣國の歡心を買はん事を努め、一八六三年、ポーランドが叛旗をロシアに翻し、フランスがイギリス及オーストリアを語らつて、ポーランド人の取扱ひ方に付き抗議をベトログラード政府に提出したりし際に、故らに此舉に同するを拒み、ついでポーランド人の鎮壓上、必要あれば、共同の行動を採るに吝ならざるべき協約までもロシアと結んで、幸にもオーストリアが失ひたりし友情を東隣の雄國に贏ち得たのであつた。同じ年の九月に、ドイツ聯邦各國の君主がフランクフルトに所謂、君主公會 *Fürstentag* を開いて聯邦組織改造の問題を議せんとするや、プロシアが、いつに似合はず強硬の態度を採りて、オーストリアの出席勸告を拒絶し、此一事によつて、オルミュツ以來、プロシアが陥りたりし抑損的地位を改むる所ありしは、實に上述の如き事情ありしがために外ならなかつたのである。

かゝる折しも、プロシアの當局者をして、その國會との争鬭を他に轉回せしむべき好個の外交問題が起り來つた。境をデンマルクの南部に接するドイツ聯邦所屬のシュレスウィヒ、及ホルスタイン *Schleswig-Holstein* の二州は、デンマルク王その侯位を兼ねては居るが、其住民の過半はドイツ人なので、之をデンマルクに併合するを許さざる旨の申合せの存するにも頓着せず、一八六三年の末に制定せられたデンマルクの新憲法は、事實に於てシュレスウィヒを併合すべき規定を設けたので、ドイツ

聯邦は、直に之に抗議を提し、翌年、オーストリア及プロシアの聯合軍は、デンマルク兵を驅除し、デンマルク政府をして二州を割讓するに至らしめた。戦後の善後策に付て、兩征服者の意見に多少の齟齬もあつたけれども、兎も角も、プロシアはシュレスウィヒを、オーストリアはホルスタインを分領すると云ふことになつて、事が一と先づ落着を告げたが、果敢なるプロシアは、時を移さず、此問題を以てオーストリアと争端を開き、以てドイツ聯邦改造の宿昔の理想を實現せんといきまいた。

プロシアは、比年擴張し、訓練せる精兵があるから、一騎討の闘ならば、必、敵を制し得べき自信を有することとて、外國の容喙を避くるの途を講じ、一氣にその目的を達せんとした。彼は、已にロシアとは意思の疏通を有せることとて、今は一にフランスの内意を探るの必要あるのみ。由て一八六五年十月を以て、ビスマルクは、*Barth* にナポレオン三世を訪ひ、親しく意見を交換する所あつた。此際、二人の間に行はれた交渉の内容は、之を明にするに由ないが、さりながらその大體の傾向は、プロシアに有利なるもので、ナポレオンは、戦争のオーストリアの勝利に歸すべきを觀測しつゝあつたから、ドイツの分裂がフランスをしてその利とする瞬間に於てドイツに干渉せしめ、之をして結局ヨーロッパの大局を制せしむるに至るべきを憶うて居たのに反して、ビスマルクは、又、いか様にも解釋せられ、又、場合によつては逃避さへもせられ得べき一種の利益をば彼の前に提供し、カヴールが曾てナポレオンを誘ひたりし如くに巧に彼を誘致するに成功した。ナポ

レオンが中立の代償として心算に待ちもうけたるは、ベルギー乃至ルクセンブルグであつたが、彼は、又、彼にしてオーストリアをしてウエネチアを割愛するを得しめたらんには、イタリアは、容易に中立を支持すべく、フランスは、力、相如ける交戦二大強國の間に立ちて、優に形勢を支配する利益ある地位を攫取するを得べきを思つた。しかも、案に相違して、一八六六年の四月に至り、イタリアとプロシアとの間には、共にオーストリアを撃つべき旨の密約が結ばれたのであつた。

外交上に於けるプロシアの地位の保證は、大體に於て遺憾なく出来上つたから、彼は今やオーストリアを挑發して闘はしむるの一途あるのみであつた。そこでビスマルクは、イタリアとの密約の成るや否や、ドイツ聯邦國會に對して、聯邦の憲法改訂のための一會議の召集を提議し、オーストリアを除外したる新聯邦を組織せんと計つた。然るに國會は、オーストリアに肩を引いたものだから、プロシアは直に聯邦から脱退してしまひ、戦端は豫期の如くにオーストリアとの間に開かれた。

此の戦争では、北ドイツの小國は、皆プロシアに味方したけれども、南部の諸大國を始め、ハンノフェル、サクソニア等の北部の大國は、擧げてオーストリアの側に立つたものだから、衆寡の數から言へば、戦争は、プロシアのために有利に發展しさうには思はれなかつたが、しかしながら、プロシアの陸軍には、整然たる編制あり、周到なる訓練あり、況やその當局者の號令の快速と駿敏とは、以て其いかなる不利益をも償ひ得てあまりあつた。果せるかな、プロシア軍は、電光石火の勢を以て纔に

七週日の間にオーストリア軍を屠り、其計畫の遺算なき、何れの強國をしても、干渉の嘴をさしはさまんにも其時なからしめたほどであつた。イタリアは海陸に於て並び敗れたけれども、一八六六年八月のブラーグ條約によつて、ウエネチアをオーストリアから割取することとなつたし、プロシアは、オーストリアをしてドイツ聯邦から撤退せしめ、オーストリアに同盟したためにプロシア兵の占領する所となりたる北部の諸國を併合して、そのライン河畔の領土とプロシア本部とをば、破綻なき地續きの一大國とすることを得るに至つた。彼は、更に、多少の條件付でシュレスウィヒ、ホルスタインの二州を己のものとする事が出来たから、プロシアは今や、北海に有望なる港湾の渺からずを占領し得たのであつた。プロシアを盟主とする北ドイツの聯邦は、かくして成立した。

#### 四七 ドイツ統一の完成

一八六六年の七週間戦役は、實に全ヨーロッパの歴史上一時期を劃するの大事件であつた。これまでヨーロッパ第一等國の末班に位したりしプロシアは、今やその怖るべき武力と外交上の手腕とを以て、一躍してヨーロッパの中原に雄視するに至り、中部ヨーロッパに於ける勢力の中心は、ウィーンからしてベルリンに移り、因循にして空しく機を失ひたるナポレオン三世の國際的權威は、之がために大打撃を被つた。思ふにヨーロッパの強國の中で、プロシアの勃興によつて不利の影響を被つ

たものは、フランスに如くはあるまい。十七世紀に於ける宗教戦争の終結この方、フランスは、ドイツの支離滅裂を以てその一貫したる外交方針とし來つたもので、從てその第一共和政府も、亦第一帝政も、皆ルイ十四世の故智を襲うて、ドイツを己が政略的犠牲に供して省みなかつたのであるが、此の中原の鹿は、一朝にしてその姿を没し、フランスをして、その向ふべき道を失はしめた。是に於てか、旭の昇るが如きプロシアの興國振りに、妬心、燃ゆるが如きナポレオンは、かくして出來上つたドイツの新聯邦は、ライン河の南に擴延するを許さずなど放言して、僅に一時の快を取るのみであつたが、彼が這般の威嚇と、又ドイツの西邊に於て領土上の補償を求めんとせしむるならんとは、南ドイツの諸國をして北ドイツ聯邦と密約を結び、ついで一八六七年には、相率ゐて關稅同盟に加入せしむると云ふ蠶蛇の結果に了らしめたばかりであつた。かゝる形勢の下に於て、フランスは、早晩、此破竹の如きプロシアの僭上の勢を挫いて、己が抑損せられたる地位を盛り返さなければならなかつたが、プロシアとしても、彼がドイツの民族的統一を完成せんがために、今一度、進一歩して、西隣の大陸軍國と雌雄を争ふの止むを得ざるものあつたのである。全力を盡して、ドイツの統一を妨げざるべからずとは、獨りナポレオン三世の意向たりしのみならず、亦、實に、チエリ Thiers 其他の在野黨領袖の叫んで止まざりし所であつたが、此フランスと云ふ大敵に對する共同の恐怖心は、とかくに分化的傾向の旺盛なりしドイツの南北をして、終に、小異を捨て、大同に就くには至らしめたのであつた。

オーストリアとの此清算は、プロシアの執權者たるビスマルクの地位をして、對内的にも、最早牢乎、動かすべからざるものたらしめた。反動的、武斷的の政略を以て不人望を極めたりし彼は、彼の軍事及外交上に於ける赫々の勳功の御蔭で以て、今やドイツに於ける最も聲望ある者となり變り、新に行はれたる總選舉では、これまで常に當局者の施設に反對し來つたる進歩派は減じて、政黨は、壓倒的の優勢を占め、國會の協贊なしに軍備の擴張を斷行したる當局者のこれまでの非立憲的處置を寛恕する旨の法案は、大多數を以てプロシア國會を通過し、ビスマルクは、内に憲法上の煩累を脱却して、全力を外事に傾注し得るには至つた。

内外に於て地位の堅固と安然とを贏ち得たりしプロシアと正反對なるはフランスであつた。ナポレオン三世の二十年にわたる治世の初十年に於ては、クリムの役でも、イタリアの戦役でも、彼は相當の成績を擧げて、落魄のボナパルト家のために萬丈の光焰を吐き、フランスの國威の發揚に資する所あつたが、彼の標榜せし民族主義は、之をアルプの彼麓に適用するに及んで、早くも、その適用の地を得ざりし矛盾さを暴露した。何となれば、國內に於けるカトリック教徒の聲援により、一朝にして顯榮の地に攀援し、自は又ローマ法皇の保護者を以て任じたりし彼は、此舉を以て、法皇の不俱戴天の仇敵たるサヴォヤ王朝を援けて、之をしてあらゆる種類の凌辱をローマ法皇に加へしめ、



明白に彼が有力なる後援者を裏切つたからである。第二の外交上の失敗は、彼が同じくラテン民族を助けようとして民族主義からして行つたメキシコに對する干渉の政策であつた。メキシコ共和國の債務履行を口實に彼が起した遠征軍は、北隣の合衆國の大内亂に乗じて、ラテン・アメリカにフランスの勢力を扶植し、自らその保護者を以て任せてふ彼の美はしき想像の産物ではあつたが、不幸にして當時の彼には、かゝる至難の事業を貫徹するに於てならぬ勇猛心を缺いて居つた。従つて、合衆國の内亂の鎮定すると共に、強硬なる抗議の彼に向て提起せらるゝや、彼はいくぢなくもメキシコ帝國を委棄し、彼が折角の保護の下に擁立された新帝をして無残にも共和軍の手に斃れしめ、大に信を天下に失うたのであつた。

第三には、一八六六年の役に際して彼が執りし無能なる中立であつた。蓋しナポレオンにしてオーストリアを援くべきを以てプロシアを脅したならば、講和條件の決定の上に大なる勢力を及ぼすことが出来たに違ひないし、又、若し、代償にして支拂はれざらん限り、斷々乎としてプロシアの北ドイツの諸國を併合することを承認することが出来ぬといきまいたならば、ラインの左岸若くは、ルクセンブルグには非ずとも、必ずや新に重要な領土を彼の國に加ふることが出来たに違ひはないのである。續いて起つたルクセンブルグ事件の波瀾などは、要するにナポレオンの當時に於ける外交的無策、無術の觀面の結果に過ぎなかつたのである。

外交上の不首尾に因由するナポレオンの威信の失墜を一層甚しからしめたものは、國內の諸黨派の彼に對する不平であつた。彼のイタリアに於ける政策が、彼をしてポナバルトの帝政を復興せしむるに與かつて力ありしカトリック黨の不滿を買つたものだから、彼は、この缺陷を充さんとて、その新なる後援者として自由派と結び、經濟上に於ては、イギリスと通商條約を結んで自由主義の貿易政策を執つたし、又政治上に於ては、民主的の色々な讓歩を敢てした。さりながら、この政策は却てナポレオンの帝政を弱むるばかりで、彼の外交上に於ける失態の發展と正比例して民間の自由主義は、層一層にその勢焰を高め、選舉を経る毎に反政府黨の數が増加し、一青年ガムベッタ Gambetta の如きは、刺すが如きの舌鋒を以て、ナポレオンを攻撃し、大に時人を感動せしめた。一八六九年に於ける彼が責任内閣制の樹立も、以てこの民間に磅礴たる彼に對する不人氣を一掃するには足らなかつた。彼が窮餘の一策として、此内患の治療を軍事上の光榮に求めんとするに至つたのも、その所であつたと言はねばなぬ。而も一戰は、又、もとよりプロシアの待ちもうけつゝある所であつた。ナポレオンが來るべきプロシアとの決戦を樂觀したのは、無理ならぬことであつた。戦端の開かれたらん曉、フランスが味方なしに孤立するが如きこと、萬、あるべからずとは、彼を初め、多くの者の信じて疑はざる所であつた。何となれば、オーストリアにはプロシアに復讐し、そのドイツに於ける地位を挽回せんことを思ふものが尠くなかつたし、シユレスウヰヒ、ホルスタインの占領で以

てプロシアを快しとせざるスカンデナヴィアの諸國は、必ずやプロシアに不利なる態度を採るだらうと思はれたし、之に加ふるに、イタリアには、プロシアに對するより以上にフランスを徳とすべき所以の理由があつたからである。從てナポレオンにして、若しその間に處するの宜しきを得たらんには、彼は、彼に好意を有するこれ等列國の同情を一層に展開せしめ得たであらうに、事、終にこゝに到らなかつた。第一に、一八六七年の秋、ナポレオンは、オーストリアを訪うて其の皇帝と同盟の提案に付て意見を交換したが、何等議定する所がなかつたし、オーストリアに於ても、當時、既にしてプロシアに對する復讐の、徒に第三者を肥すの結果を見るに過ぎざるを論ずるものが尠くはなかつた。當時に於けるオーストリアの興味は、北方よりも寧ろ南方トルコ方面に向て居つたのである。第二に、イタリアの王室は兎も角も、その國民はフランスが期するほどに、此獨立運動の擁護者に向て謝意を持つては居なかつた。彼等は、フランスの要求に従うて此上、戦渦に投ずるは、これその國を賭するものであるとした。殊に彼等の感情を抑損したものは、フランスのカトリック黨がナポレオンを擁してローマ法皇を保護し、イタリアの愛國者の企圖に背いたと云ふことであつた。第三に、西隣に一大強國の崛起せし事變は、ロシア政治家の看過せざりし所ではあるけれども、今や彼等の頭腦を占領して居たものは、東方問題であつた。況やビスマルクのポーランド問題に對する同情ある態度と、黒海主權に關してロシアの希望を贊助せしこととは、ロシアをしてプロシアと

結ぶの得策たるを思はしめたりしに於てをや。第四に、イギリスは、バーマストン *Palmerton* 去つてより、専ら内治に全力を注がんとする様になつたから、その最近の同盟國たるフランスを省るべくもなかつた。

プロシアとフランスとの相共に熱望しつゝあつた戦機は、イスパニアの王位に關して實現せられた。ブルボン王朝の秕政に困憊したるイスパニア人は、一八六八年の革命によつて該王朝を驅逐し、ホーヘンツォーレルン家の一支家を迎へんとしたが、フランスは、之を以て、カール五世の大ハプスブルグ皇國を再現し、プロシアの勢力を過大にするものとして抗議し、一八七〇年の七月、終にプロシアに宣戦した。ナポレオンは、急ぎオーストリア及イタリアと同盟せんとしたが、フランス陸軍の無能は、早くもその馬脚を露はして機會は空しく過ぎ去り、精銳なるプロシア軍は、連戦連捷して、一月有半にしてナポレオンを降し、第二帝政を顛覆するに至つた。續いて國都パリ<sup>1</sup>の包圍中、一八七一年一月十八日を以て新に南部の諸國を加へたるドイツ帝國の組織成り、プロシア王は推されてその皇帝となり、新ドイツ帝國は、フランスからその戦略上の要地たるアルサス、ロレーンの二州を割いて兩國の境をライン河からウオージイ *Woges* の嶺にうつし、外に五十億フランの償金を納れしめて初めて和を講じた。

かくの如くにしてドイツの民族的統一に邪魔を容るべくナポレオンの始めた大戦争は、案に相違

して比隣列強が袖手傍觀しつゝある間に、プロシアをして思ふがまゝに一大國家を刱建することを得しめた。若し此戰にして反對の結果に終りたりしとせんか、プロシアは第二のイエナ敗戦の憂き目を見るに至つたであらうし、フランスは、第一帝政の當時と同じくラインの全左岸を手に入れることが出来たであらうし、而して又、オーストリアは北ドイツ聯邦の解散を命じ、その百三十年前にプロシアに拉し去られたるシレシアの舊領を恢復し、ドイツ民族をば弛緩なる國家聯合の昔に返らしめたであらう。これ、中ヨーロッパを虚弱ならしめて、ハブスブルグ、ブルボンの覇争を繰り返さしむる所以のものであつたが、プロシアを盟主とするドイツの勝利は、中古以來の此傳統的狀態を革命したのであつた。さりながら、かゝる赫々たる成功も、幾分は割引きされねばならぬ。何となれば、戰敗のフランスは、二州の喪失に由てドイツに對する恨、骨髓に徹したし、又爾餘の列國も、此成り上り者に對して竊に嫉妬の炎を燃さすには居なかつたからである。ドイツ、フランス間のフランクフルト講和條約の結ばれてから間もなく、最近の戰爭にドイツ軍の首腦として鬼籌神策を帷幕の裡に旋らし、フランスを粉碎したるモルトケ Moltke 將軍は、議院に於て「最近の戰爭に於て、吾人は、世人の尊敬を博し得たけれども、彼等からして愛着せらるゝには至らなかつた。吾人は、向後は、武力を以て六ヶ月かゝつて獲得したものを防禦すべく、五十年の長日月を要せねばならぬ」と述べたが、これ實に戰後に於けるドイツの地位をありのまゝに語るものであつた。

#### 第四編 バルカン諸民族の解放運動

西ヨーロッパ、中ヨーロッパを初め、すべてヨーロッパの文明系統に屬する地方に起つた民族的運動のため、國家及民族の解體分化すべきは、解體分化し、又その結合統一すべきは結合統一して、色々の民族及國民が新にその頭を擡げ來り、永くヨーロッパの一大有機體の最弱點を以て目せられしヨーロッパに、居然たる二大國家の崛起を見るに至りし事情は、既に説いた通りである。然らば、殘る東部及東南部ヨーロッパ、殊に東南部ヨーロッパは果して如何。思ふに、此地方は、最近一百年間に於ける變化の最も顯著なるものに屬するが、かゝる變局の由て來る所も、亦、蓋し、その解放運動にあるのである。これ特に此の一編ある所以である。

#### 第九章 ヨーロッパに於けるトルコ

#### 四八 アジア、ヨーロッパの中間地としてのバルカン

ウィーン公會の開かれたる當時に於て、トルコ帝國のまだ彼が掌裡に把持したりし東地中海の側岸と、アフリカ北岸の一帯とは、實に古代に於ける多くの文明國の興りし地域であつた。東方に紅を潮せし文化の曙は、ギリシアに至りて燦爛たる光輝を發揮した。かくの如くにして東部地中海の側岸

は、嘗にそれ自に於て文化的活動の最熾烈なる所であつたのみならず、亦、アジアの文明國とヨーロッパとを連結する交通上の要衝をなし、アレクサンドリアとシリアの諸港とは、東西洋の貨物を集散する大市場となつて居つた。アレクサンドリアからの商路は、紅海の岸から船載して印度洋に向ふものだつたが、シリアの港からのそれは、水陸二つに分れ、前者は、メソポタミアからペルシア灣頭に至り、それから舟行したし、後者は、又、北の方、中央アジアの動脈たるオクススの流域によつて終に印度及支那にはいつて行つた。これ實にトルコの此地方に蟠居して交通を遮断するの時まで、古代中代を通じて永く行はれたる兩洋間の連絡線であつたのである。かゝる主要なる地位を占めたる陸士の、列國の熱烈なる要求の目的物たらざるを得ざるは言ふまでもない所だが、しかしながらトルコ帝國の領土にして、十九世紀に於て、主要なる國際問題となつたものは、その末端の地方よりも、寧ろ首都の所在地たるバルカンそのものであつた。

バルカン半島は、名を半島とは言ふものゝ、此地方で以て、眞の意味に於て半島と呼び得べきは、南部のみで、アドリア、エーゲ、及、黒海の三つの海を以て圍まれたる長方形なせる大なる北部は、氣候から言うても、亦その他の點から言うても、全然、大陸的である。殊にバルカン半島は、西隣の兩大半島の共に一大山脈を以て大陸から隔絶せられて居るとは違つて、その大陸との接觸面が最も廣く、此方面では、ドナウ河を以て中央ヨーロッパの平原と直續して居るのみならず、又東南の方、直

にアジア大陸に隣接し、實に東西洋の陸上に於ける交通上の要路をなして居る。此半島を擧げて歴史的に、後ヨーロッパ、中ヨーロッパ若くは、アジアと關係の最親密なる所以は、之がためである。此處、兩大陸を分つなる海峡に枕んでコンスタンチノブルが建つて居るが、彼が軍略上の地位は、實に天下無雙である。今日吹聴せらるゝほどの大なる役目が、過去の國際政局に於てコンスタンチノブルの演ずる所となつて居なかつたかも知らんけれども、此城門の鍵の所有者の、ナポレオンの豫言をそのまゝに、或は將來の世界を制するものたらざるを何人か斷じ得べき。此鍵の要求者として名を揚げたものには、之を前にしてロシアあり、之を後にしてドイツがある。

バルカン半島に最著しき特色は、その極めて開放的であると云ふことである。西方だけは深き山嶺を以て封されては居るけれども、その他は、開けつ放しで、所在に深く内地に入り込み得べき大道あり、特に西北、ドナウの畔りより東南の方、ボスフォルスに至るものと、又直に南下、エーゲ海岸のサロニカ地方に至らんとするものとの如きは、最歴史的なものである。

此地方の今一つの特色は、これが自然地理上、中心點たるべきものを有せざることである。すべて民族が一つの單位として發展せんがためには、與へられたる地域の核として、縁邊の利益及興味をば自然に之に吸引し得べき底の活動の旺盛なる中心地點がなければならず、而して河流は、最も此意味に於ける地域的統一を助くるものであるのに、バルカン半島には、かくの如き種類の一貫

的の河流の系統が存在して居らるのである。たかが日本の本州と四國との二倍位に過ぎぬ地域に、少くとも六指を以て數ふべき土著の人種が、混然雜居して同化しないと云ふ様な現象は、此地理上の事情に原因すること尠なりとせぬ。

#### 四九 バルカン地方の歴史的變遷

バルカン半島の南の端をなせるギリシアの半島は、實に偉大なるヨーロッパ文明系統發祥の地である。ギリシア北境のマケドニア Macedonia 興るに及び、其腕力は遙に西部アジアに至るまでも征服し、ギリシアの文明をして、之に浸漸せしめたから、バルカンの地方は、ローマが地中海の海岸一帯を掩有するに至つても、自ら、ローマ府を中心とする西ヨーロッパの地方とは、その國情を異にするものあるに至つた。かくして紀元第四世紀には、大なるローマ帝國は、終に東西、二つに分たれ、東方にコンスタンチノブルを首府とする東ローマ帝國が建立せられたのである。

然るに、紀元六世紀の頃より、色々の蠻族が絶え間なく北方或は東方からローマ帝國に侵入して來て、西ローマは之がために滅ぼされ、東ローマの方は、幸にしてあるかなきかの命をば續けて來たが、これ、亦、蠻族のために其の領土の殆んどすべてを侵されたのであつた。東ローマを侵せし蠻族と云ふのは、スラブ族とトルコ族とであつた。

匈奴の一支族に突厥と云ふものがある。これは、支那の北の方から中央アジアあたりまでも蔓つて居たが、隋の頃ほひ東西二つに分れ、その中、東突厥の方は、唐に亡され、殘る西突厥も、これ亦、唐の腕力の下に撃ち挫かれ、續て、アラビアを根城として興つた回教徒の征服する所となつて、爾來、永く回教帝國に歸依し、その忠實なる臣民となつて居た。然るに西方アジアに於けるアラビア人回教元首の勢力が衰へたものだから、これ等の突厥、即、トルコ人は、次第にその地位を進めて、回教國に於ける政治の實權を握る様になり、屢、東ローマ帝國と戦つて己の國威を振張し、終には、アラビア人の手からして其の國までも奪取し、かくして小アジアを根據として、南からして一衣帯水の海峡を渡り、十四世紀の後半には東ローマ帝國の版圖を蠶食してアドリアノブルをその首府と定め、終には一百年ならずして之を滅し、コンスタンチノブルを中心として、バルカン半島の一圓から、西アジアの地方及アフリカの北岸一帯にわたる所の一大回教國を創建した。

トルコ人は、元と遊牧の民であつて、騎馬に巧なる尙武の種族であつた。彼等の勃興は、蓋し此の旺勃たる種族的本能の一時、大に發揮せられたためであつて、その建國の初期には、豪傑の士が引き續き彼等に君臨し、その畏るべき武力は、屢、西ヨーロッパの多くの基督教國を威懾せしめたものであつた。十六世紀のスルタン、ソリマン二世 Solyman II の時代は、その最も振うた時で、トルコの領土は、この後に於ても、多少の増加を見ざるにはあらざるも、大體に於てアフリカ北岸の

全體から、シリア、小アジアを包括して黒海のすべての沿岸に至るまでを領土となせしツリマンの代を、彼が版圖の最大極限に達した時とする。トルコ兵が長驅してウィーンを圍んだのも、ローマ・カトリック教の強國たるフランスが、異教國たるトルコに向て同盟を求めたと云ふのも、皆、實に當時に於ける出來事であつた。

トルコの前に立ち塞がつてその進路を喰ひ止めたものは、不屈のドイツ人であつた。ドイツが列國の兵馬に蹂躪せられて困苦疲弊、名狀すべからざりし三十年戦争を目撃しながら、當時のトルコの空しくその亂に乗ずることを敢てしなかつたのは、その英氣の既にして傾けるを示すものであつた。従てルイ十四世對列強の勢力均衡の戰亂に際會して、漁夫の利を收むべく、トルコは、再、ウィーンに肉薄したけれども、その目的を達すること能はず、爾來、オーストリアのドイツ人は、逐次、攻勢に轉じてトルコ人をドナウ流域から驅除するに從事したのであつた。トルコ陵夷の實勢は、ひとり其ヨーロッパに於ける領土の上に現れたのみならずして、その紀綱は、彼が海峽を渡つてヨーロッパ大陸にその首府を遷すの時まで、永くその力を養ひつゝあつたアジアの方面に於ても、著しく弛廢した。彼の領土は、一八一五年に於て、まだ、小アジアを中心として、西は、エジプト、トリポリより、アルジェリアに及び、南は、遙にアデン灣及ベルシア灣に達し、東はベルシアに境する程の龐大なるものであつたけれども、アルジェリアとチュニスとの所屬は、今は有名無實に過ぎなかつたし、

バグダード Bagdad の知事は、殆んど獨立して居たし、アラビアのウアハビット族 Oulahabites は、エジプトと領土争ひをして居つたし、エジプトでは、その大守メヘメト・アリ Mehemet-Ali は、獨立君主も同然の權力を振うて居たし、而して又真正の意味に於て、トルコ帝國の核であると稱せらるべき小アジアそのものに於てさへ、地方官の中には、その管轄區域をさながらの王國として、スルタンの命令も、之をいかんともすることが出來ないと云ふものが尠からず居つた。此でいたらくたる、實に、トルコの社會に深く蟠れる各種の弊竇のトルコ人を賊し、之をして無氣力に陥らしめたからであつた。

## 五〇 文明系統上、トルコの地位

トルコは、その國をヨーロッパの一角に建て、から數百年にわたる歴史を有するに拘らず、全然ヨーロッパに同化されて居らぬ。今若し、世界の文明をば幾つかの大なる系統に區分し得べしとせば、吾人は少くとも、四つの文明系統を歸納することが出来る。印度系統、支那系統、回教系統、並にヨーロッパ系統、即、これだが、これ等の中の回教文明系統に屬するトルコは、十九世紀の初に於ては、舊物の死守を第一義とし、之に執拗して、毫釐も他の文明系統の要素を容るゝことなからんとしつゝあつたのである。支那文明系統に屬せし日本が、舊文明に未練なく、ヨーロッパの文明系統に

移つて、その國運開轉の機を開いた様なことは、彼の夢想だもせざる所である。彼は、實に或人の評せし如く、時代錯誤の最も著大なる例であつた。

以下、簡単にトルコがいかにかヨーロッパとその文明の系統及性質を異にするかを述べん。第一に、トルコの人種は、白人種と別系のツラン人種(黃人種)である。第二に、その國語も、亦、インド・ヨーロッパ語族ではない。第三に、宗族は、基督教と同じく一神教にして、その起源は、ユダヤ教及基督教の鼓吹に負ふこと最も大なる回教だが、ヨーロッパ各國の信仰する此の基督教は、回教が、あらゆる宗教の中で以て最も排斥して止まざる所である。かくの如くに、物理的に精神的に事情を異にして居ると云ふ點は、双方の近邇を妨げ、トルコをして、全然、ヨーロッパの文明から隔絶するに至らしめたる所以のものだが、尙、之に付ては、トルコの政體からその宗教に及び、更に兩者の關係如何を説き明かさねばならぬ。

壓制主義は、トルコの政道の大本とする所であつた。ヨーロッパに於ても、十九世紀以前には、絶對制度が所在に行はれて居たけれども、さりながら、民利を眼中より逸せざらんことを要求する幾多の傳説も、亦、其傍に於て行はれざるに非ず、君主の獨裁は、決して無拘束な、放縱なるものではなかつたのであるが、トルコの政治に至ては、民權の分子は、寸毫も認められては居なかつた。思ふに、十九世紀に於ては、トルコのスルタンは、世界の最も獨裁的なる君主を以て目すべきだらう。

彼は、名實共に政府の首腦で、大臣を移置すること奕棋にも異ならなかつた。

政治と宗教との關係、即、國家と教會との關係を見るに、いづれの國家に於ても、上古に於ては、二者は、完全に分化しては居なかつたのである。かゝる時代に於ては、主權者は、又、宗教上の大祭司で、彼の絶對權が神の授け給ふものであるから、彼は、神の權化又は代表者として、神聖にして犯すべからざるものであると云ふ信仰が行はれ、此二大權力が互に相助けて、一切の變革に反對したのである。これ、即、教國主義なる制度で、かゝる國柄の所では、權力を有する宗教以外の信仰は、絶對に許されなかつたが、ヨーロッパの中世に興つたトルコは、ヨーロッパの諸國では、何處に於てもその存在を認めない此古代の制度をば、十九世紀に至るまでもそのまゝ保存し來つた。トルコのスルタンは、政治上の元首たると同時に、回教々祖の遺鉢を繼紹したる所謂ハリファ *Khalifa* を以て自ら居るものである。

此偉大なる政教上の大權を帯びたるスルタンは、左右に二人の最高輔弼者を控へて居る。一人は、政治上に於けるスルタンの助手たる太政大臣 *Grand Vizier* であるし、他の一人は、シェイク・エル・イスラム *Sheik-el-Islam*、即、回教々會の管長である。太政大臣の下には、諸大臣及官僚あり、地方の各省には、總督があつて、政治機關が實際に運轉されてるし、シェイク・エル・イスラムは、又、聖典を以て萬法の源泉として居る回教國の大法官も同然の高き地位に坐つて居るのである。回教徒たらん

ものは、絶対に信仰の回心を許されぬ。此禁を犯すものは極刑に處せらるゝのみである。

かゝる峻嚴なる神法の下にある社會は、假令、潑刺たる進歩の望まれざらんにしても、甚しき腐敗を醸すことなくして持續し得べきの理なるに、トルコでは、官僚は、己の利を追及するの外、他あるを知らず、而して、又、一般人民には、その民智を啓くの途の絶対に與へられて居らぬため、其前途は、最も絶望的であつた。すべてのものは、亂雜にして無紀律に、文武の官僚の中でも、高い地位にあるものだけは、俸給の支拂を正則に受け得たが、残る大部分に向うては、政府は己の便宜な時でなければ支拂つてやらないので、彼等には下民を虐げてその財を掠むるに非ざれば、かゝる人々の要求に應ずべく、時を得がほに跋扈して居る高利貸の厄介になるより外に生計を持續するてだてはなかつたのである。數ヶ月の永きに互る迄も俸給の支拂ひを得ぬと云ふ様な兵士共の、耐へ兼ねて屢々騒動を起すに至つたのも、亦、止むを得ざる所であつた。此の如くに、文武の官僚が、滔々として互に官金を盗み、又は憫むべき人民を掠めて、己の私腹を肥すにこれ汲々たるの有様で、微塵も彼等に高き公共的精神の發動を見ること能はざるがために、何人も、生命財産の安固を保證せらるゝを得ず、地獄の沙汰も金次第の諺は、徹底的に實現せられた。財政は、全く無組織にして、租税の規則正しき徴收と云ふやうなことがなく、その中、或種のものには、徴税の權利を受負人に拂ひ下げ、全然、彼等に任じきりであつたから、これ等の剛愎なる連中は、得たり賢しと、不當の收斂をして一般

人民の怨府となつた。かゝる政治の下に於て、一國の經濟の振興を期せんこと、百年、河清を待つと異なる所はない。「トルコ人の定住する所、青草生ぜずして俗諺が靦面に實現された。小アジアは、古代の諸文明國の起りし所、かつては、ヨーロッパの穀倉、且つ果園として、幾多の重要品を産出せし地方であつたし、又、頗る樹木に富んだ所であつたのだが、これが見る影もなく、荒廢してしまひ、土地の生産力の消耗と共に、人口も甚しく減じて來た。メソポタミアの野の如きは、その豊饒肥沃を以て、世界に聞へたものであつたのに、九分通りまで全く荒蕪地として委棄されてしまつたし、獨り、アジア方面ばかりではなく、ヨーロッパに於ける領土でも、ドナウ下流のモルダヴィア、ワラキア地方の沃野の如きは、僅に全體の五分が耕されたるに過ぎざるに至つた。

虎よりも怖るべき苛政は、既にトルコ社會の心髓までも茶毒し、スルタンは原則としては、絶対の神權者ではあるけれども、地方の總督は、事實上、中央政府の統制を離れて、宛然、一の小君主を以て居つた。極盛時に比ぶれば、多少、縮小せられざるには非ざるも、トルコは、依然として大國であるから、之を統治して大過なからんとする、餘程の俊豪に非ずしては、之を期し得べくも非ざるに、歴代の君主は、揃ひも揃うて、時代の改革者として立つてなくなつてならぬ明と力を缺いて居るものばかりであつた。こゝに於て一つの疑問が起つた。そは、彼等には、果して十九世紀の新しき政治文明の潮流に動されて、その頭を擡げ來つたる彼等治下の多くの異民族を統轄するの能力あ



りや否やである。換言すれば、彼等には、果して其因縁最も深かりし回教文明系統を斷念して、ヨーロッパ文明系統に歸從するか、或は、ヨーロッパ文明の重要な諸要素を輸入して、回教文明の系統に一大斧鉞を加ふるの決心ありや否やである。

## 五一 トルコの諸異民族

スルタン治下の人民にして、トルコとその文明系統を別殊にする所の諸の異民族とは、何であるか。初め、トルコ人の西部アジア及ヨーロッパに侵入したりし時には、エジプト、シリア、アルメニア等には、基督教徒、ユダヤ教徒が澤山に住んで居たし、バルカン半島の住民は、全部、基督教徒ばかりであつたが、トルコ人は、これ等の異教徒に對しては、「コーランか、貢租か、將た劍戟か」てふ回教々祖の示したる標語によつて、その去就を決せしめた。然るに、コーランに回心したるものは、極めて少數で、大抵の基督教徒は、貢租を納れて信仰を持續せんことを乞うたが、この後に至るも、トルコ人は、格別彼等をして回教に回心せしむべく、骨折らず、スルタンは、又却て基督教僧正の其の教民の代表者たることに公然承認を與へたほどであつた。かくの如くにして基督教徒の數、甚、多からざるアジアの方面は、自ら回教民の聚團地をなして居つたけれども、全人口の四分の三は、基督教民で、回教徒は、殘る四分の一を占めて居るに過ぎぬと云ふヨーロッパ領では、事情に

大なる違ひがあつた。

教國主義のトルコは、之を歴史的に言へば、極めて古い民族にのみ存在したりし宗教政治を現代にまでも持續したものだつたが、只一つ此制度に特有とすべきは、彼が、中古の極端に排異教的なりし基督教國とは異つて、いかなる不信者であれ、その彼の領内に安住することを拒まざりしことであつた。但し、此際に於てこれ等の異教民は、決して回教民と對等の地位資格をば許與せられず、公權は、全然、與へられなかつた。すべて回教國の社會は、或意味に於ては、最も民主的なもので、苟も回教を信するものにてあらんか、社會的には、何人も對等の地位資格を許されて居らぬはなかつたが、獨り異教民は、然らず。いかにトルコ政府の從屬民であつても、之にはコーラン法典の各條を適用し得ないのである。彼等は、ライアス *Rayas* 即、畜群と稱せられて、回教徒には特免せられたる色々の租税を納むるの義務に服せざるを得ず、軍隊に入ることとも出來ぬし、又、官吏となることも出來ないのである。それ故に、トルコには、回教民と異教民との貴族並に賤族の二つの階級ありと云へる。これ等の二つのものは、階級と云はんよりは、寧ろ二つの文明を代表するものであると言ふべきである。何となれば、人種を異にし、言語を異にする土著の異教民と、後來の回教民とは、常に被征服者と征服者との關係に於て相反目せしのみならず、その調和すべからざる宗教上の憎惡心により、長へに隔絶せられたからである。

これ等の異教民は、トルコの سلطان からして彼等各の信仰に關する保證を得て居つて、ユダヤ教徒でも、基督教徒でも、皆、それ／＼に獨立の社會を營みつゝあり、その高僧は、自ら己が部下の信徒の行政上の面倒をも見てやると云ふことになつて居つた。此整然たる組織編制は、トルコ領内にある彼等をして、一旦、事あれば、一致團結して、俱に天を戴かざるの不信者たる回教民に離畔するを易々たらしむるものであつた。況や、同じく基督教を奉ずる諸外國の、精神上の同情と物質上の利害とからして、陰に陽に彼等を煽揚するが如きことありたらんに於てをや。

然るに、これ等の異教民は、渾然たる一個の民族團をなして居るに非ずして、歴史的に既に若干の小民族に分化し、異なる言語慣習と、異なる傳説とを以て、動もすれば、その隣接の同一信仰の他の小民族と相容れないものであつた。先住の民たる彼等が、トルコ人の侵入を拒ぎきれなくして、おめおめと是等の不信者の征服する所となつたのは、職として、是等の多くの小民族の間に、小異を捨て、大同に就く共同精神が缺乏せるの致す所に外ならなかつたのである。此の如き小民族の分布は、バルカン半島の人種地圖をして、ハブスブルグ皇領に於けるそれと大差なきものたらしめた。

最初に擧ぐべきは、ギリシア・イタリヤ派の諸民族であるが、此の集團に屬すべきは、第一に南端のギリシア人である。彼等は、大體に於て古代ギリシア人の住地たりし半島をその住み家とするの外、エーゲ海の最北岸、マルモラ海の沿岸、黒海の西岸、並にエーゲ海の群島、小アジアの海岸等

にまでも散布して居るので、エーゲ海は、宛然、ギリシア人種圖の領海たるの觀がある。コンスタンチノブルの人口の如きは、少くとも、四分の一は、ギリシア人であると稱せられて居る。ギリシア正教は、彼等の歸依する所である。

近代のギリシア人は、その血の中に大分、スラブの血を交へては居るけれども、彼等は、依然として彼等の古代ギリシア人の子孫たるを信じて居るが、カルパチア山脈とドナウの下流との間を占めて居るロマニア人も、これ亦、ギリシア人と同じく、ギリシア・イタリヤ派の一支族をなすものである。彼等が果してローマのダキア Dacia に於ける植民の純正なる子孫であるか否かは、疑問ではあるが、兎も角も、近代のロマニア人は、かく信じつゝ、比隣の諸族とは別系のラテン文明系統に屬する一民族團をなして居るのである。彼等は、又、カルパチアの彼麓、トランシルヴァニアにも多數に住み込んで居て、其の大多數は、正教に歸依して居る。

第三のアルバニア人は、バルカン地方に於ける最も古い居住者である。彼等は自ら、古代ギリシアの先住民たるペラスギイ人 Pelasgi の子孫であると揚言するけれども、之が、確實なる證據を擧げることとは出来ないが、しかしながら、その今日のギリシア人よりも血統に於て醇なるものたることだけは明である。然る所以は、彼等が他から容易に入りがたきアドリア海岸の岩山の奥深くに永く立籠り、あまり混血の機會を有せなかつたからである。獨立心の強きは、彼等の民族性で、トル

コ人は、之を屈せしむべく尋常ならざる努力をせねばならなかつた。アルバニア人の三分は、正教を奉じて居るが、その七分は、トルコ人に動かされて回教に回心して居る。

これだけがギリシア・イタリアの系統に属する民族で、之を除いたるバルカン半島の残部、即、西はアドリア海から、東は黒海まで、北はドナウを境として南、エーゲ海に至るまでを占めて居るものは、南スラブ族である。その中、西なるは、セルビア人で、モンテネグロ人 *Montenegro* や、ボスニア人 *Bosnia* や、クロアチア人 *Croatia* は、皆、これに属するし、又、東なるは、ブルガリア人 *Bulgaria* で、これは、もとツラン種たるブルガール人から出たものだが、永い間に、スラブ化せられたのである。二つの民族は、何れも、大體に於て正教を奉じて居る。但し、彼等の居住地は、その境目に於て極めて錯雑して居るので、明に之を分割することが出来ぬ。これ、マケドニア問題 *Macedonia* なるものゝ存する所以である。

これ等の諸小民族の中で以て、トルコ人の侵略以前に獨立の名譽ある歴史を有したりしものは、三つある。ギリシア人はその一である。彼等がその偉大なりし祖先の事業を憧憬して、之をば彼等が第一の誇りとなさんとするに付ては、何人も之が至當の理由たるを拒むことは出来ぬ。次には、スラブ族中のブルガリア人とセルビア人である。ブルガリア人は、第七世紀以前に於て、已にバルカン半島に侵入したもので、第九世紀には、基督教に回心し、僧侶の手を経て東ローマの文明を

攝取し、幾もなくしてブルガリア王国を興し、此國は、起倒、常なかりしも、兎も角も、その十四世紀の末に、トルコの覆す所となるまで存續して、一時は、東ローマと鹿を中原に追うたこともあつた位である。最後のセルビア人は、初めは、封建的小君主の支配の下に割據し、第十三世紀の初に至り、初めて一個の帝國として統合せられ、後、一百年、英主ステファン・ドシャン *Stephen Dushan* の出づるに及んで、南方の諸民族を征服して大セルビア國を樹立し、コンスタンチノブルを脅すまでの一大勢力となつたが、彼、死してその壯圖、空しくなり、ブルガリア同様、トルコの桎梏に縛られてしまつた。

以上の外、異教民の中に數へらるべきものには、トルコのヨーロッパ領に於て絶えず半島を漂泊しつゝあるジプシー *Gypsies* の外に、ユダヤ人及アルメニア人がある。これ等の中、前者は國際的民族を以て目せらるべきものだが、トルコのアジア領に於けるアルメニア人の場合は、稍、趣を異にする。アルメニア人は、今より七百年前に於て、初めて基督教に歸依し、一の教會を中心として發展して來た白人系の民族で、かつて一の獨立國家をなせしことはない。即、國民となつた例はないのであるが、アジアに於ける回教民の大海中に於ける基督教民の一孤島として、大なる意義を有するものである。

## 第十章 東方問題の由來

## 五二 諸民族の民族的意識の覺醒

十九世紀の初年、西ヨーロッパに磅礴たりし民族解放の運動は、決してバルカン半島のみを免疫地とする譯には行かなかつた。各民族の愛國心の發露は、こゝでも、西ヨーロッパのすべての地方に於けると同じく、先づ文學上の運動として現れた。ギリシアの學者は、古典時代のギリシア語を研究したし、セルビア人は、十九世紀の初年に於てセルビア語を文語として用ゐ、又、その文法や、辭書を作り始めたし、ロマニア人は、スラブ語を彼等の國語の中から除却して、一層にラテン語に近邇せしめたし、ブルガリアでも、一八三五年には、最初の國語文典が編述せられた。國語、國文を通じて民族的思想を吹き込まんがための學校は、所在に建てられた。況やギリシア人や、セルビア人や、ブルガリア人や、ロマニア人の如き、かつて光榮ある歴史を有したりし民族にあつては、その過去の回想は、大に彼等に自負心を鼓吹して、その民族的個性を高調せしむるものであつた。

此浪潮は、諸民族をして精神上並に物質上に於て色々の要求を提するに至らしめた。第一に之を宗教上に見るに、彼等は、正教の信者として皆コンスタンチノブルなるギリシア正教の司教をその管長と仰いで居たので、バルカンの基督教民には、此の點に於て完全に制度上の統一が存在したのではあつたが、民族思想の發展するにつれて、セルビア人、ロマニア人、ブルガリア人は、制をギリシア人に仰ぎ、ギリシア人たる司教の下に立つを廉しとせざるに至り、各民族に於てそれ〴〵獨立自主の教會を經營し、その教義と教理とに於ては、依然として正教を信奉するも、民族内の宗教事務は、すべて自ら之を處理し、コンスタンチノブルからの干渉外に立つて、自由に僧侶を任命せんことを主張した。彼等は、次に此論理を政治上に迄も及ぼして、多年、賤族を以て彼等を待ち、虐制、收斂、爲さざるなかりしトルコ人の羈縛を脱却せんとした。

## 五三 東方問題とは何ぞ

旺勃たる民族的要求を壅塞し了らんとするは、西ヨーロッパの先進國すらも、尙且、難する所であつたから、まして頽陶のトルコでは、絶對に望みがなかつた。征戰によつて其國を興したるトルコは、已に久しき以前から、全くヨーロッパ方面への驀進を止めて、曾ては、武名をヨーロッパに轟かせしヤニサリー Janissaries 兵も、今は、四方に分散し、その貫ひ受けたる土地の卑族を掠むるの外、他あるを知らざる惰民となつてしまつたし、スルタンも、亦、女房ハレムに入り浸つて多く國事を省みなかつた。かゝるていたらくでは、トルコ人の手で以て、その領内の異民族だけでも抑へされるものではない。況や虎視眈々たる諸外國の干渉の途を絶たんとすることに於てをや。